

# はしがき

本書は、神戸大学大学院法学研究科・法学部自己評価報告書の第8号（神戸大学法学部自己評価報告書からの通算）である。これまでと同様に、神戸大学大学院法学研究科（以下、本研究科）と同法学部（以下、本学部）における教育・研究活動の全般的な自己点検・評価と、本研究科の構成員である各教員の教育・研究活動についての自己点検・評価を、公にするものである。

本研究科は従来3年に一度の頻度で自己評価報告書を作成していたが、平成16年度からの国立大学の法人化および法科大学院設置に伴い第三者評価の重要性が一層増した事態を踏まえ、自己点検・評価をいよいよ充実させる必要を感じ、前々号から自己評価報告書作成の頻度を2年に1度に変更した。本号は、平成20年4月1日から同22年3月31日までの期間を対象とする。法科大学院の開設以来、既に5期の修了者を輩出するに至っているが、平成16年度当初の法科大学院の教育カリキュラムに改善の必要があれば速やかに対応したこともあるが、修了者の新司法試験の合格実績はおおむね順調に推移している。このように、本研究科・本学部は、自己点検・評価の結果を絶え間なく大学院・学部のカリキュラムまたは教育手法の改革に反映させてきたと自負するものであるが、自己点検・評価報告書の公表により、学内外の第三者の視点からの忌憚のない批判、建設的意見を頂戴することを通じて、本研究科・本学部の教育の一層の発展を期したいと考える。特に本号は、国立大学法人化後の第1期中期目標・計画期間の最終2年度分の自己点検・評価であり、その成果についての内容の公表となることから、以上の点をより強く感じているところである。なお、この間、法科大学院の教育負担の増大、運営費交付金の削減などの事情により、教員の研究時間を確保し研究の質量の維持向上を図ることが困難になっている。本書に示された教員個人の研究成果の報告から、現在の国立大学の大学院法学研究科・法学部の教員が置かれている厳しい状況を汲み取って頂ければ幸甚である。

本号の公刊を機に、私どもは、社会の各方面でそれぞれが大いに活躍する人材の育成と、学術の深化・発展に貢献するとともに、広く社会の要請と国民の期待に応えるために、教育・研究の一層の充実を図る決意を新たにするものである。

なお、本書は、本研究科評価・FD委員会の編集にかかるものである。

平成22年10月  
神戸大学大学院法学研究科長 井上典之

# 神戸大学大学院法学研究科・法学部ファカルティレポート 8

## 目 次

### はしがき

I	沿革	1
1	創設から大講座制への移行まで	1
2	社会人教育への対応	1
3	大学院部局化	2
4	「市場化社会の法動態学」研究センターの設置（21世紀COEプログラム）	2
5	法科大学院の設置および法学部改革	2
II	研究教育の組織構成とその活動	4
1	研究教育の組織と構成	4
(1)	研究・教育組織	4
(2)	教員組織と管理運営体制	4
(a)	教員組織	4
(b)	人事	7
(c)	教育補助者	8
(d)	管理運営体制と事務組織	8
2	予算	10
(1)	法学研究科予算総額の推移	10
(2)	科学研究費補助金交付状況	10
3	研究・学習のための施設設備	11
(1)	概要	11
(2)	資料室	11
(3)	情報処理施設	11
(a)	法政情報室	11
(b)	情報処理室	13
(4)	大学院生研究室	13
(a)	院生研究室	13
(b)	法科大学院自習棟	13
4	組織としての研究活動	13
(1)	共同研究	13
(a)	法学研究科における研究会等	13
(b)	法学研究科と経済学研究科との共同研究	16
(c)	EUIJにおける共同研究	16
(2)	研究発表	16
(a)	神戸法学雑誌	16

(b) 神戸法学年報 .....	16
(c) 法政策研究 .....	16
(d) Kobe University Law Review.....	16
(3) 国際交流活動 .....	17
(a) 教員の長期海外出張 .....	17
(b) 外国人研究者の来訪 .....	17
(c) 海外の大学等との国際交流.....	20
5 評価・改善活動 .....	22
(1) 関連委員会構成 .....	22
(2) 評価・改善活動の概略 .....	23
<b>III 教育活動.....</b>	<b>25</b>
1 法学部 .....	25
(1) 学生の受入れ .....	25
(a) アドミッション・ポリシー .....	25
(b) 入試制度 .....	25
(c) 入学状況および入試結果検証の体制 .....	26
(2) 教育内容および方法 .....	27
(a) 概要 .....	27
(b) 全学共通教育科目 .....	27
(c) 専門科目 .....	27
(d) 教育プログラムそのほか .....	28
(e) 成績評価 .....	29
(f) 教育補助 .....	29
(3) 教育の成果 .....	31
(4) 学生支援 .....	38
(a) 学生支援の体制 .....	38
(b) 自主的学習環境の整備 .....	38
(c) 学園祭 .....	39
(d) 保健管理センター .....	39
(e) セクシャル・ハラスメント相談窓口 .....	39
(f) 就職指導 .....	39
(g) 生活支援 .....	40
(5) 教育改善 .....	43
(a) 教員相互の研鑽 .....	43
(b) 学生に対する授業アンケート .....	43
(c) カリキュラム改革と教育改善の取組み .....	44
2 法学研究科理論法学専攻・政治学専攻 .....	44
(1) 学生の受入れ .....	44
(a) アドミッション・ポリシー .....	44
(b) 入試制度 .....	45
(2) 教育内容および方法 .....	48
(a) 大学院の講義・演習の体系 .....	48
(b) 授業形態、学習指導方法 .....	53
(c) 研究指導、成績評価・単位認定 .....	54
(3) 教育の成果 .....	55
(4) 学生支援 .....	57
(a) 履修指導 .....	57

(b) 自主的学習支援 .....	58
(c) 各種相談・支援体制 .....	58
(5) 教育改善 .....	59
(a) 授業アンケート .....	59
(b) 法学教育手法研究会 .....	61
(c) 教員相互授業参観 .....	61
(d) 教育補助スタッフの技能向上 .....	61
(e) 外部評価 .....	61
3 法学研究科実務法律専攻（法科大学院） .....	61
(1) 学生の受入れ .....	61
(a) アドミッション・ポリシー .....	61
(b) 募集人員 .....	62
(c) 入学者の選考 .....	62
(d) 社会人の受け入れについて .....	63
(e) 公正な実施体制 .....	63
(f) 収容定員に対する在籍者数の適正さ .....	63
(2) 教育内容および方法 .....	64
(a) 教育目標 .....	64
(b) 本法科大学院における教育の基本指針 .....	65
(c) 授業の内容 .....	65
(d) 教員 .....	68
(e) 単位の実質化（キャップ制） .....	68
(f) 双方向型・少人数授業 .....	69
(g) シラバス .....	69
(h) 成績評価と単位の修得 .....	69
(i) 進級の制限（原級留置措置） .....	71
(j) 修了要件 .....	71
(3) 教育の成果 .....	72
(a) 学生に対するアンケートの結果 .....	72
(b) 新司法試験の結果 .....	73
(c) 修了後の進路 .....	73
(4) 学生支援 .....	74
(a) ガイダンスについて .....	74
(b) 学習相談体制について .....	74
(c) 自主的学習環境の整備 .....	74
(d) 本学法学部・法科大学院出身者による学修支援 .....	75
(e) 学生の生活相談・進路相談 .....	75
(f) 障害者支援 .....	76
(g) 学費と学生の経済支援 .....	76
(5) 教育改善・教育手法の研究 .....	77
(a) 学生の意見聴取およびフィードバック .....	77
(b) 相互授業参観の定期的実施 .....	77
(c) 教育改善に係る実施体制 .....	77
(d) 教育手法の研究・開発 .....	77

# I 沿革

## 1 創設から大講座制への移行まで

神戸大学法学部は、昭和 24（1949）年 5 月、新制大学として設立された神戸大学の 6 学部の一つとして創設され、法学・政治学の研究・教育体制を備えた。その後昭和 28（1953）年には、新制大学院の発足と同時に大学院法学研究科（修士課程・博士課程）を開設し、本格的に法学・政治学の研究者養成機関としての役割をも担うこととなった。昭和 30（1955）年 7 月には、法学部第二課程（夜間部）を設置し、以来、社会人に対する専門教育の場を提供することとなった。

以後、講座の増設、学生定員の増員など学部の一層の充実を図ってきた。とりわけ昭和 55（1980）年には、時代の新たな要請によりよく応えることを目指して、従来の小講座制から大講座制へと移行し、質的にも量的にも大幅な研究・教育組織の充実が図られた。

## 2 社会人教育への対応

その後、社会人に対する大学院レベルの教育ニーズの高まりを踏まえて、大学院法学研究科の組織改編を行い、平成 4（1992）年 10 月からは、研究者養成を主目的としていた従来の私法専攻・公法専攻の 2 専攻に加えて、新たに法政策専攻（修士課程）を設置した。これは、高度の専門知識を持つ人材を企業法務や公共政策決定の専門家として企業や官公庁に送り出すことを主目的とする新たな専攻であった。これにより、大学院法学研究科教育は、研究者養成のための私法・公法専攻と、高度の専門知識を有する社会人養成のための法政策専攻という二本柱で構成されることとなった。法政策専攻には、公共政策コースおよび企業取引コースの 2 コースが設置された。

社会人教育についてはその後も断続的に変革が行われた。

第 1 に、学部レベルでは、法学部第二課程に入学する学生の就業態様の変化などの社会の変化に対応するべく、平成 6（1994）年 4 月から、第二課程に昼夜開講制を導入し、従来の法学部第二課程は、法学部夜間主コースへと移行した。従来の法学部は、法学部昼間主コースとなる。夜間主コースへの改編により、リカレント教育・生涯教育を望む人びとにも教育の場を提供しうることとなった。

第 2 に、社会人教育と研究者養成コースの狭間の教育ニーズに応ずるべく、平成 7（1995）年 4 月に、私法専攻・公法専攻のなかに、新たに総合研究コースを設置した。これにより、両専攻において学生は、研究者コースと総合研究コースのいずれかに属することとなった。総合研究コースの対象は、研究者となることを目的としないが学部段階よりも高度な法学・政治学の知識と能力を身につけて社会で活躍することを希望する学生や、法政策専攻が対象とする企業法務・公共政策決定という枠に当てはまらない分野のリフレッシュ教育を望む社会人などである。

第 3 には、高度な社会人教育に対する社会的ニーズの高まりに応えて法政策専攻の一段の充実のため、平成 7（1995）年 4 月に法政策専攻は博士課程として設置されることとなり、これに伴い、法政策専攻においても、他の 2 専攻と同様、博士課程前期課程と博士課程後期課程が整備されることとなった。

### **3 大学院部局化**

平成 12（2000）年 4 月には、さらに一層、高度な研究・教育機関としての活動を可能とするために、いわゆる大学院部局化のための大幅な組織変更を行った。従来は、法学部を基盤としてこれに法学研究科を附置する組織構成であったのを改め、法学研究科を基盤となる部局とし、これに法学部を附置するという組織変更を行った。これに伴い、従来から法学研究科の専攻区分であった私法専攻・公法専攻・法政策専攻の 3 専攻を、新たに、経済関係法専攻、公共関係法専攻、政治社会科学専攻の 3 専攻体制に組み替えた。各専攻において、学生は、研究者コース、専修コース（従来の総合研究コースを改称）、社会人コース（従来の法政策専攻の博士課程前期課程部分に相当）ないし高度専門職業人コース（従来の法政策専攻の博士課程後期課程に相当）のいずれかに属することとした。

### **4 「市場化社会の法動態学」研究センターの設置（21世紀 COE プログラム）**

文部科学省において世界的研究教育拠点を形成する 21 世紀 COE プログラムが開始され、平成 15（2003）年度開始のプログラムとして、神戸大学法学研究科を中心とする「市場化社会の法動態学」研究教育拠点構想が採択された。そこで同年から「『市場化社会の法動態学』研究センター」（CDAMS: Center for Legal Dynamics of Advanced Market Societies）が設置され活動を開始した。「市場化社会の法動態学」とは、世界各地において大規模かつ急速に進展しつつある社会の市場化が、これまで市場を支えてきた伝統的法秩序に与える変容について、規範の生成、市場の規整、そして紛争の管理という三局面に着眼した動態的な新たな法学を目指す知的営みである。

本研究センターは、平成 15（2003）年 12 月 6 日、第 1 回国際シンポジウムとして「動態化する法と社会：市場のグローバル化と法秩序の再構築」を開催したほか、日常的に CDAMS 主催研究会、学術講演会、ワークショップを開催し（その成果はワーキングペーパーとして公表されている）、「法動態学」という研究分野を開拓するとともに、若手研究者の育成、さらに法動態学や仲裁についての教育プログラムを法学研究科において実施してきたが、平成 20（2008）年 3 月、研究実施期間の満了により、多大の成果を残してその活動を終了した。

### **5 法科大学院の設置および法学部改革**

平成 16（2004）年 4 月からは神戸大学全体が法人（国立大学法人）化された。他方で、司法制度改革の一環として法曹養成制度に関する大幅な見直しが行われ、いわゆる法科大学院制度が導入されることとなり、平成 15（2003）年 11 月 27 日、神戸大学法学研究科に法科大学院の設置が認可された。平成 16（2004）年 4 月には第 1 期生が入学、平成 18（2006）年 3 月には第 1 期の法科大学院卒業生を送り出し、現在第 7 期生までが在学している。

法科大学院の設置に伴い、法学研究科における専攻体制を、平成 16（2004）年 4 月から大きく変更することとし、実務法律専攻（法科大学院）、理論法学専攻、政治学専攻の 3 専攻体制とすることとした。実務法律専攻には専門職学位の取得を目指す法科大学院学生のみが在籍する一方、理論法学専攻および政治学専攻には、博士課程前期課程の場合、研究者コース、専修コース、社会人コース、法曹リカレントコースのいずれかに属する学生が、博士課程後期課程の場合、研究者コースか高度専門職業人コースのいずれかに属する学生が在籍する。なお、理論法学専攻および政治学専攻においては、博士課程前期課程の学生募集について、主として政治学、基礎法学、法社会学を中心とする分野についてのみこれを行うこととなった（留学生は除

く)。なお、平成 22 年度から、法科大学院の募集人員は 80 人に削減された。

同時に、法学部教育の改革も進められた。

第 1 に、法学政治学分野における社会人教育の重点が学部から大学院に大きくシフトしている現状に鑑み、平成 16 (2004) 年 4 月から、法学部における昼間主コースと夜間主コースの区分を廃止し、夜間主コースの学生募集を停止することとした。ちなみに前年度の平成 15 (2003) 年度の夜間主コースの学生定員は、1 年次からの入学については 40 人、3 年次編入学については 20 人であり、1 年次からの入学定員のうち 10 人については社会人特別選抜が行われ、おなじく 15 人については推薦入学が実施されていた。平成 16 (2004) 年度以降は、法学政治学分野の社会人教育ニーズの受け皿は、本格的に大学院に移されることとなった。

第 2 に、法学部における少人数教育を一層徹底すると同時に、法学部入学者・在学生の持つ多様なニーズに応えるための新たなカリキュラムを平成 16 (2004) 年度から開始するとともに、法学部の入学定員を削減することにした。平成 15 (2003) 年度には、法学部・昼間主コースの入学定員が 1 年次からの入学について 220 人であり 3 年次編入学が 20 人であったのを、平成 16 (2004) 年 4 月からは法学部全体の入学定員を、1 年次からの入学について 180 人とし、3 年次編入学を 20 人とすることとした。夜間主コースの学生募集は、前述の通り停止された。

## II 研究教育の組織構成とその活動

### 1 研究教育の組織と構成

#### (1) 研究・教育組織

神戸大学大学院法学研究科は、理論法学専攻、政治学専攻、実務法律専攻から構成されている。各専攻の大学院教育は以下のように区分されている。理論法学専攻と政治学専攻では、前期課程として研究者コース、社会人コース、専修コース、法曹リカレントコース（理論法学専攻のみ）が、後期課程として研究者コース、高度専門職業人コースが開設されている。実務法律専攻では、専門職学位課程（法科大学院）が開設されている。

神戸大学法学部では、法学部教育として、法律学科が開設されている。

#### (2) 教員組織と管理運営体制

##### (a) 教員組織

###### (i) 概要

神戸大学大学院法学研究科の教員（准教授以上・国際協力研究科との兼任 1名を除く）は、全て、理論法学専攻、実務法律専攻、政治学専攻のいずれかに所属している。さらに、理論法学専攻は理論公共法、理論取引法、基礎法理論の各講座に、実務法律専攻は実務公共法、実務取引法、先端領域法の各講座に、政治学専攻は政治理論、国際政策分析、現代政治分析の各講座に区分されている。

各教員の専攻分野は延べ数で 40 分野以上であり、多岐にわたる。基本的な法律分野（憲法、行政法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法）を専門に教育研究する教員は計 28 名、応用的先端的な法律分野（環境法、国際経済法、国際法、国際取引法、国際私法、国際民事訴訟法、経済法、租税法、知的財産法、労働法、医事法、証券取引法、社会保障法、刑事学）を専門に教育研究する教員は計 16 名、法曹実務に關係する分野（民事実務、刑事実務、法曹倫理）を専門に教育研究する教員は計 5 名、基礎法学（法社会学、英米法、ローマ法、ロシア法）を専門に教育研究する教員は計 10 名、政治学（行政学、政治理論、政治過程論、選挙制度・投票行動論、対外政策論・国際関係論、国際政治史、比較政治、議会研究、日本政治、日米関係史、西洋政治史）を専門に教育研究する教員は計 10 名である。

大学院教育について、理論法学専攻と政治学専攻における教育目的は、法学・政治学の分野において、①次世代を担うすぐれた研究者・教育者を養成すること（研究者コース）、②高度の専門知識をいかして社会で活躍できる人材を養成すること（専修コース）、③社会人のリフレッシュ教育を行うこと（社会人コース）、④法律実務家に対する継続的な教育を行うこと（法曹リカレントコース）、である。理論法学専攻と政治学専攻における教育目的はコースによって様々であるが、大学院法学研究科に所属する教員の専攻分野の多様性が、各コースの目的に対応した最先端かつ複合的な教育を可能としている。

実務法律専攻に開設されている法科大学院教育の目的は、①基本的な法律科目に関する確実な理解と応用能力を十分に養い、職業法曹として必要な「基礎体力」を強化すること、②企業取引に関わる先端的な法律分野や知的財産法関連分野について幅広い専門的知識を習得させ、国際的に活躍できるビジネスロイヤーを育成すること、である。法科大学院教育には、実務法律専攻に所属する教員に加えて、理論法学専攻と政治学専攻の教員も携わっており、基本的な法律分野を専門に教育研究する教員層の厚さ、教員の専攻分野の多様性が、①②の目的にかなったカリキュラムを組成することを可能としている。

法学部教育の目的は、①幅広い法学・政治学的要素を備え、かつ高度な専門的要請に即応しうる人材を育成すること、②法的・政治的な領域において国際的な貢献をなしうる人材を育成すること、である。法学部教育には、大学院法学研究科に所属する多くの教員が携わっており、基本的な法律分野を専門に教育研究する教員層の厚さ、教員の専攻分野の多様性が、法学部教

育の目的達成に貢献している。

(ii) 教員一覧（講座別・講師以上・五十音順・平成22年4月1日現在）

【理論法学専攻】

(理論公共法)

淺野 博宣 上嶺 一高 宇藤 崇 佐藤 英明 馬場 健一 興津 征雄 嶋矢 貴之  
玉田 大

(理論取引法)

浦野 由紀子 大内 伸哉 小室 程夫 島並 良 山本 弘 行澤 一人 榊 素寛  
関根 由紀 田中 洋

(基礎法理論)

樋村 志郎 渋谷 謙次郎 潤澤 栄治 飯田 秀総 驛 賢太郎

【政治学専攻】

(政治理論)

飯田 文雄 大西 裕 曾我 謙悟

(国際政策分析)

栗栖 薫子 増島 建 簿原 俊洋 多湖 淳

(現代政治分析)

品田 裕 安井 宏樹 藤村 直史

【実務法律専攻】

(実務公共法)

赤坂 正浩 井上 典之 大塚 裕史 小田 直樹 角松 生史 泉水 文雄 中川 丈久  
福田 尚司 米丸 恒治 池田 公博 島村 健

(実務取引法)

磯村 保 窪田 充見 近藤 光男 志谷 匡史 手嶋 豊 山田 誠一 山田 隆夫  
山本 顯治 青木 哲 八田 卓也 森澤 武雄 山地 修

(先端領域法)

井上 由里子 斎藤 彰 坂元 茂樹 高橋 裕 中西 正 中野 俊一郎 丸山 英二  
池田 千鶴 櫻庭 涼子 藤井 伊久雄

\* 国際協力研究科からの兼任 : Alexander, Ronni

(iii) 教員定員

平成20年4月1日現在

	教授	准教授	講師
教員定員	51	21	0
教員現員	53 (*1)	15(*2)	1

平成22年4月1日現在

	教授	准教授	講師
教員定員	51	21	0
教員現員	49 (*3)	16	1

\*1 実務家専任2、実務家みなし専任3、国際協力研究科からの兼任1を含む。

\*2 裁量枠(COE,卓越プロジェクト) 1を含む。

\*3 実務家専任2、実務家みなし専任3、国際協力研究科からの兼任1を含む。

(iv) 教員構成に関する資料

年齢構成

平成20年4月1日現在

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
1	23	22	17	6

平成22年4月1日現在

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
1	21	20	23	1

男女比

平成20年4月1日現在

男性	女性
61	8

平成22年4月1日現在

男性	女性
59	7

最終学歴の出身大学

平成20年4月1日 (教授・准教授・講師)

東京大学	33
京都大学	15
神戸大学	9
東北大学	1
大阪大学	1
九州大学	1
名古屋大学	1
関西大学	1
早稲田大学	1
学習院大学	1
中央大学	1
上智大学	1
Babes-Bolyai 大学	1
アバディーン大学	1
デューク大学	1

平成22年4月1日現在 (教授・准教授・講師)

東京大学	31
京都大学	15
神戸大学	9
東北大学	1
大阪大学	1
九州大学	1
名古屋大学	1
関西大学	1
早稲田大学	1
中央大学	1
上智大学	1
同志社大学	1
アバディーン大学	1
デューク大学	1

## ( b ) 人事

### ( i ) 概要

神戸大学大学院法学研究科の教員の採用・昇任は、神戸大学大学院法学研究科選考規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）に従って実施されている。具体的には、教員または研究科長による候補者の推薦、教授会における選考委員の選定、選考委員の報告と教授会の決議という手続きがとられている。選考委員には、候補者の研究能力と教育上の指導能力の評価を適切に行うために、関連分野を専門に教育研究する教員が選定されている。

神戸大学大学院法学研究科の定年は満 63 歳であり（平成 21 年度まで）、定年による退職日は、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日である。

### ( ii ) 人事異動に関する資料

#### 教授

平成 20 年 9 月 30 日	退職	橋爪 隆	刑法	東京大学へ
平成 21 年 3 月 31 日	退職	伊藤 光利	政治過程論	関西大学総合情報学部へ
平成 21 年 3 月 31 日	退職	濱本 正太郎	国際法	京都大学へ
平成 21 年 3 月 31 日	退職	季 衛東	中国法、法社会学	上海交通大学へ
平成 21 年 3 月 31 日	退職	金地 香枝	法曹実務	裁判官へ
平成 21 年 4 月 1 日	採用	小田 直樹	刑法	広島大学から
平成 21 年 4 月 1 日	採用	森澤 武雄	法曹実務	みなし専任（弁護士）
平成 21 年 4 月 1 日	採用	山地 修	法曹実務	みなし専任（裁判官）
平成 21 年 10 月 1 日	採用	栗栖 薫子	国際関係論	大阪大学から
平成 22 年 3 月 30 日	退職	松田 成	法曹実務	検察官へ
平成 22 年 4 月 1 日	昇任	曾我 謙悟	行政学、政治学	本研究科准教授から
平成 22 年 4 月 1 日	採用	福田 尚司	法曹実務	検察官から

#### 准教授

平成 21 年 3 月 31 日	退職	Jora, Razvan·Silviu	ヨーロッパ研究	
平成 21 年 9 月 31 日	退職	加藤 貴仁	商法	東京大学へ
平成 21 年 10 月 1 日	採用	玉田 大	国際法	岡山大学から
平成 22 年 4 月 1 日	採用	藤村 直史	議会研究 日本政治	京都大学法学研究科 助教から
平成 22 年 4 月 1 日	採用	飯田 秀総	商法	東京大学法学政治学 研究科助教から
平成 22 年 4 月 1 日	採用	田中 洋	民法	京都大学法学研究科 助教から

#### 講師

平成 20 年 5 月 1 日	採用	宮澤 信二郎	ミクロ経済学、 法と経済学	
平成 21 年 3 月 31 日	退職	的場 朝子	国際私法、国際取引 法、国際民事訴訟法、	

			ヨーロッパ法	
平成 21 年 3 月 31 日	退職	宮澤 信二郎	ミクロ経済学、法と経済学	北海道大学へ
平成 21 年 4 月 1 日	採用	井上 正也	外交史	
平成 21 年 3 月 31 日	退職	井上 正也	外交史	香川大学へ
平成 22 年 4 月 1 日	採用	驛 賢太郎	政治経済学	

定年退職教授

平成 21 年 3 月 31 日	安永 正昭	民法
平成 21 年 3 月 31 日	森下 敏男	ロシア法、社会科学原理
平成 22 年 3 月 31 日	蓮沼 啓介	法哲学、日本法史
平成 22 年 3 月 31 日	藤原 明久	日本法史

( c ) 教育補助者

( i ) 概要

法学研究科ティーチング・アシスタント実施要領に従い、法学研究科に在学する優秀な学生をティーチング・アシスタントとして採用している。ティーチング・アシスタントの業務内容は講義・演習等の教育補助業務である。ティーチング・アシスタント制度は、手当支給による大学院生の待遇の改善、大学院生が教育者としてのトレーニングを積むことを目的としている。

( ii ) 採用実績

平成 20 年度前期	12 科目
政治学入門、政治文化論、社会分析基礎演習、刑事実体法、実定法入門、一年次演習、日本政治史、国際通商と法、国際生活と法、国際ジャーナリズム I、政治学、政治学演習	
平成 20 年度後期	9 科目
政治過程論基礎、政治データ分析、国際関係論、社会分析基礎演習、政治学演習、国際紛争と法、行政法 A、中国法、特別講義国際ジャーナリズム II	
平成 21 年度前期	16 科目
国際生活と法、行政学演習、日本政治応用研究、比較政治学、政治学演習、政治文化論、憲法基礎、日本政治史、国際ジャーナリズム講座、国際経済法、現代政治入門、政治学、一年次演習、行政法演習、知的財産と法、政治史演習	
平成 21 年度後期	14 科目
行政学、民法 I、行政法 I、行政法演習、国際関係論、商法応用演習、放送ジャーナリズム、政治学演習、日本政治外交史演習、政治データ分析、社会分析基礎演習、民法 III、行政学演習、国際ジャーナリズム講座	

( d ) 管理運営体制と事務組織

神戸大学大学院法学研究科では、毎月 1 回を原則として、定例の教授会（大学院法学研究科・法学部）と専攻会議（実務法律専攻）を開催している。教授会は法学研究科教授会規則に従い、専攻会議は法学研究科教授会規則と神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻会議に関する内規に従い、教授会は法学研究科と法学部に関する重要事項（教員の人事、教育課程の編成など）

の審議・決定を行い、専攻会議は教授会の決議事項の中で実務法律専攻に関する事項とその他の重要事項（専攻長の選考など）の審議・決定を行っている。

教授会は、神戸大学大学院法学研究科の3つの専攻（理論法学専攻・政治学専攻・実務法律専攻）に所属する全ての教員によって構成されている。専攻会議は、実務法律専攻に所属する教員に加えて、当該年度において実務法律専攻における授業を担当する理論法学専攻および同政治学専攻に所属する教員、法曹実務教授および法曹実務准教授から構成されている。教授会とは別に、専攻会議を設置しているのは、法科大学院の独立性、ならびに、法科大学院教育とその他の大学院教育・法学部教育の差異に鑑み、法科大学院における教育活動を適切に実施する体制を整えるためである。専攻会議を設置する目的との関係から、法科大学院専攻長が専攻会議の議長となり、また、専攻会議の決議事項については、専攻会議の議決を教授会の議決とすることができることとされている。

大学院教育・学部教育については、毎月1回を原則として、大学院教務委員会と学部教務委員会が開催されている。両委員会では、執行部である教務委員がそれぞれの担当である教務委員会の委員長を務め、カリキュラムや入試など大学院教育・学部教育に関する重要な事項の審議が行われている。また、教務委員会とは別に教学関係専門委員会・同学部WG、博士課程WGが設置され、カリキュラムや入試制度の検証作業、教員の授業負担調査などが行われている。

法科大学院教育については、法科大学院運営委員会（毎月1回の開催を原則とする）を中心に、5つのWG（教務WG、入試WG、実務教育WG、教育改善WG、学生・修了者支援WG）が設置され、カリキュラム、入試制度、教育手法などの検証作業が日々行われている。

#### (i) 役職員

##### ①研究科長・学部長

平成19年10月1日～平成21年9月30日	山本 弘
平成21年10月1日～	井上典之

##### ②実務法律専攻長

平成20年4月1日～平成22年3月31日	赤坂正浩
平成22年4月1日～	泉水文雄

##### ③評議員

平成19年10月1日～平成20年3月31日	井上典之 中野俊一郎
平成20年4月1日～平成21年3月31日	井上典之 窪田充見
平成21年4月1日～平成22年3月31日	窪田充見 赤坂正浩
平成22年4月1日～	品田裕 泉水文雄

#### (ii) 執行部

##### ①教務委員

平成19年4月1日～平成21年3月31日	馬場健一(大学院) 品田裕(学部)
平成21年4月1日～	大西裕(大学院) 行澤一人(学部)

②学生委員

平成 19 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日	志 谷 匠 史
平成 21 年 4 月 1 日～	宇 藤 崇

(iii) 研究科内各種委員会等

人事委員会、研究科企画室、大学院教務委員会、学部教務委員会、教学関係専門委員会、学生委員会、国際提携委員会、図書委員会、評価・FD 委員会、広報委員会、法政情報委員会、法科大学院運営委員会、ジャーナリズム・プログラム運営委員会、EUIJ 関西法学研究科運営委員会、神戸法学会、法学双書刊行委員会、学部史編集委員会、法学研究科僚友会幹事、競争的資金獲得プラットホーム、質の高い大学教育推進プログラム運営委員会、法経連携教育プログラム WG

(iv) 事務組織・研究教育支援組織

法学研究科の事務組織は、教務係（教育や学生に係わる事項）、会計係（財政事項、施設管理に関する事項）、総務係（その他の庶務）から構成され、事務長が統括する。平成 22 年度における具体的な配置状況は、以下のとおりである。事務長 1 名、教務係（係長 1 名、主任 3 名、係員 1 名、事務補佐員 3 名）、会計係（係長 1 名、主任 1 名、事務補佐員 2 名）、総務係（係長 1 名、主任 1 名、事務補佐員 2 名）、その他、教員の研究・教育活動等を支援するために法学研究科助成室に 6 名、法学研究科教員控室に 1 名、法学研究科資料室に 2 名、法学研究科法政情報室に 1 名、六甲台電算機室に 1 名の職員が配置されている。

## 2 予算

(1) 法学研究科予算総額の推移

■表 1 研究科予算

	予算総額	図書費
平成 20 年度	154,423	48,850
平成 21 年度	152,227	48,850

(単位 千円)

(2) 科学研究費補助金交付状況

■表 2 科学研究費補助金交付状況

	平成 20 年度		平成 21 年度	
	件数	交付額	件数	交付額
特定領域研究	2	5,300	1	1,800
基盤研究 A	0	0	1	9,300
基盤研究 B	6	20,200	7	26,700
基盤研究 C	10	9,400	9	7,680
挑戦的萌芽研究	0	0	1	1,400

若手研究 B	14	13,100	12	10,690
計	32	48,000	31	57,570

(単位 千円)

### 3 研究・学習のための施設設備

#### (1) 概要

平成 20 年 4 月から平成 22 年 4 月

第二学舎	3,386 m <sup>2</sup>
第三学舎	4,299 m <sup>2</sup>
第四学舎	3,304 m <sup>2</sup>
第五学舎	5,324 m <sup>2</sup>
第二研究室	1,805 m <sup>2</sup>
兼松記念館	2,983 m <sup>2</sup>
アカデミア館	4,729 m <sup>2</sup>
フロンティア館	8,986 m <sup>2</sup> (図書館 3,280 m <sup>2</sup> を含む。)
法科大学院自習棟	1,081 m <sup>2</sup>

#### (2) 資料室

研究科教員、大学院生および学部学生の図書利用の便を図り、教員の図書購入や紀要等編集を補助し、資料室 HP の運営・更新（受け入れ雑誌の目次紹介等）やデータベースを提供するために法学研究科資料室が置かれている。ここには、専任の職員 2 名（助手）が配置され、約 700 種類の雑誌が継続的に受け入れられ、配架されている。雑誌は、法学系の大学紀要が充実し、併せて利用頻度の高い雑誌を中心に備えられると共に、資料室ホームページ (<http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawlib/index.html>) を通じて、受入雑誌名、内容一覧が公開され学習・研究に役立てられており、図書館・自習室と有機的に連携して教育研究上必要な資料が整備されている。

#### (3) 情報処理施設

情報ネットワークに関しては、教職員および学生全員にメールアカウントが配布され、履修科目登録そのほか多様に活用されている。なお、学内で、利用可能なパーソナルコンピュータは、下記各施設に配置されているもののほか、社会科学系図書館（「社会科学系図書館利用案内 2006」参照）などでも用意されている。さらには、研究室、学生用研究・学習施設には LAN（無線含む）が整備され、備付以外のコンピュータの利用も可能である。

#### (a) 法政情報室

研究科教員および大学院生のコンピュータ利用の便宜を図り、研究科内ネットワークの保守・整備、データベースの保守・提供、研究科ホームページの管理を行うことを目的として、法政情報室が設けられ、専任の助教 1 名が配置されている。ホームページを通じて、教員の研究・教育活動の状況、入試情報、学生募集要項、学習補助情報、評価情報等が公開されている。

なお、法学部・法学研究科の一部または全員により利用可能なデータベースは下記の通りである。法律学習のための基本的な資料は、そのかなりの部分をデータベースより入手できる環境が整っている。

■別表1 データベース一覧

DB名	コンテンツ	DBタイプ	配置期間	備考
日経テレコン	新聞記事	web上	従前より	
判例体系 CD-ROM	判例	CD-ROM	従前より	平成13年8月より資料室へ。 更新停止中。
法律判例文献情報	文献情報	CD-ROM	従前より	平成13年8月より資料室へ。
法律判例文献情報	文献情報	オンライン	平成20年4月より	
現行法規	法規	CD-ROM	従前より	平成13年8月より資料室へ。 更新停止中。
Hein Online	英米法	オンライン	従前より	平成15年4月より契約。
Westlaw	英米法	オンライン	従前より	平成19年4月より契約。
Juris	ドイツ法	オンライン	従前より	
Lexis/Nexis	英米法	オンライン	平成22年4月より	
ロー・ライブラリー	総合	オンライン	平成16年4月より	
LEX/DB インターネット	判例	オンライン	従前より	ロー・ライブラリー構成DB
法学紀要データベース	雑誌	オンライン	平成16年4月より	ロー・ライブラリー構成DB
速報判例解説	雑誌	オンライン	平成16年4月より	ロー・ライブラリー構成DB
法律時報	雑誌	オンライン	平成16年4月より	ロー・ライブラリー構成DB
学界回顧	雑誌	オンライン	平成16年4月より	ロー・ライブラリー構成DB
判例回顧と展望	雑誌	オンライン	平成16年4月より	ロー・ライブラリー構成DB
私法判例リマークス	雑誌	オンライン	平成16年4月より	ロー・ライブラリー構成DB
法学セミナー ベストセレクション	雑誌	オンライン	平成16年4月より	ロー・ライブラリー構成DB
旬刊商事法務	雑誌	オンライン	平成16年4月より	ロー・ライブラリー構成DB
資料版商事法務	雑誌	オンライン	平成16年4月より	ロー・ライブラリー構成DB
NBL	雑誌	オンライン	平成16年4月より	ロー・ライブラリー構成DB
有斐閣 Vpass	雑誌等	オンライン	平成16年4月より	LLI構成DB
LLI 主要法律雑誌システム	主要雑誌	オンライン	平成16年4月より	
判例タイムズ	雑誌	オンライン	平成16年4月より	LLI構成DB
旬刊金融法務事情	雑誌	オンライン	平成16年4月より	LLI構成DB
ジュリスト	雑誌	オンライン	平成16年4月より	LLI構成DB
労働判例	雑誌	オンライン	平成16年4月より	LLI構成DB
金融・商事判例	雑誌	オンライン	平成16年4月より	LLI構成DB
Vpass 判例百選	雑誌	オンライン	平成16年4月より	LLI構成DB
Vpass 法学教室	雑誌	オンライン	平成16年4月より	LLI構成DB

銀行法務 21	雑誌	オンライン	平成 16 年 4 月より	LLI 構成 DB
邦文法律雑誌記事索引	雑誌	オンライン	平成 16 年 4 月より	LLI 構成 DB
最高裁判所判例解説	雑誌	オンライン	平成 16 年 4 月より	LLI 構成 DB

### ( b ) 情報処理室

六甲台（法、経済、経営、国際協力）学生の情報処理教育、および六甲台教員の研究を効率的に推進するために、六甲台電算機室（情報処理教室（コンピュータ（iMac）79台、プリンタ2台）、電算機室（2部屋、コンピュータ68台（iMac）、プリンタ1台）、情報処理演習室（コンピュータ（Windows）41台））、国際協力研究科棟内の情報処理演習室（コンピュータ（iMac）53台、プリンタ1台）が設けられ、専任の助手等3名（うち法学研究科職員1名）が配置されている。学部生、大学院生を中心として利用がなされている。

## （4）大学院生研究室

### ( a ) 院生研究室

大学院生の大学における継続的・安定的研究のため、以下のように24時間利用可能な院生研究室が設けられている。

#### 【施設】

第2学舎4階（3室、239m<sup>2</sup>）。第4学舎3階（1室、65m<sup>2</sup>）。第5学舎2階（1室、130m<sup>2</sup>）、フロンティア館5階（1室、90m<sup>2</sup>）。

#### 【設備】

〔第2学舎〕研究者コース（第2学舎412、420〈座席数：62、本棚：80、プリンタ3台、卓上電気スタンド、延長コード、パーテイション等配当。各部屋にLAN[無線含む]あり〉）。院生談話室（第2学舎414）にパソコン1台、プリンタ1台、スキャナ3台、コピー機1台、紙折機1台、製本機1台、ソファー等配置。

〔第4学舎〕高度専門職業人コース・社会人コース（第4学舎309〈座席数：28、本棚：8、卓上スタンド、延長コード、パーテイション配当〉）。院生談話室（第4学舎315）にロッカー162、ソファー等配置。LAN[無線含む]配当。

〔第5学舎〕専修コース（第5学舎210〈座席数：45、本棚：16、ロッカー：56、パソコン1台、プリンタ2台、コピー機1台、LAN[無線含む]配当〉）

〔フロンティア館〕研究者コース（フロンティア館504〈座席数：30、本棚：24、ロッカー：30、パソコン1台、プリンタ1台、スキャナ2台、加湿器1台、LAN配当〉）

### ( b ) 法科大学院自習棟

法科大学院生の大学での継続的・安定的学習のため、法科大学院自習棟（約400m<sup>2</sup>）が設けられている。24時間利用可能であり、設備は、座席数：約300、ロッカー：351、本棚：16、共同利用のパソコンが12台、プリンタ7台、LAN（無線含む）が配置されているほか、学習用の基本的図書も配置されている。

## 4 組織としての研究活動

個人による研究活動（下巻参照）のほか、下記のような共同の研究活動が行われている。

## (1) 共同研究

### (a) 法学研究科における研究会等

#### (i) 神戸法学会講演会

神戸法学会により、下記の講演会が行われた。

#### 【平成20年度】

##### ◆平成 20 年 9 月 24 日

講師 : Dimitri Vanoverbeke 教授 (レウヴェン・カトリック大学日本学科)

演題 : 大正期日本における陪審制導入のダイナミズム

##### ◆平成 20 年 10 月 17 日

講師 : 中川深雪氏 (法務省司法法制部参事官)

演題 : 法曹有資格者の活動領域の拡大について

##### ◆平成 20 年 11 月 13 日

講師 : 根本かおる氏 (日本 U N H C R 協会事務局長)

演題 : 難民問題と U N H C R

##### ◆平成 20 年 12 月 18 日

講師 : 前田 耕 助教授 (University of North Texas)

演題 : Two Modes of Democratic Breakdown: A Competing Risks Analysis of Democratic Durability.

##### ◆平成 21 年 2 月 17 日

講師 : Jeffrey Alan Spinner Halev 教授 (University of North Carolina at Chapel Hill)

演題 : The Pitfalls Apology and the Promise of Acknowledgement.

#### 【平成21年度】

##### ◆平成 21 年 6 月 12 日

講師 : 栗崎周平助教授 (テキサス A & M大学)

演題 : Diplomacy, Precrisis Communication, and War.

##### ◆平成 21 年 7 月 1 日

講師 : 磯村 保教授 (神戸大学法学研究科)

演題 : 民法 (債権法) の改正について

##### ◆平成 21 年 7 月 8 日

講師 : Peter D. Blanck 教授 (University Professor and Chairman of Burton Blatt Institute, Syracuse University)

演題 : 障害者に対する法と政策—アメリカの経験

##### ◆平成 21 年 7 月 12 日

講師 : Sally Harpole 氏 (CIETAC/HKIAC/ICC ほか仲裁人)

演題 : 国際商事仲裁の仲裁人となることを目指す人達へ

##### ◆平成 21 年 11 月 4 日

講師 : 河野 勝教授 (早稲田大学政治経済学術院)

演題 : 制度からガヴァナンスへ ; 制度、合理性、期待

##### ◆平成 22 年 1 月 23 日

講師 : Sally Harpole 氏 (CIETAC/HKIAC/ICC ほか仲裁人)

演題 : 国際商事仲裁における弁護士の役割について

◆平成 22 年 1 月 23 日

講師 : Gillian Lester 教授 (Professor of Law, U.C.Berkeley School of Law)

演題 : United States Income Redistribution Policies for Low Wage Workers: Means Testing or Universalism?

◆平成 22 年 3 月 8 日

講師 : 田中 圭子氏、安藤 信明氏 (日本メディエーションセンター)

演題 : 21 世紀型市民としての紛争解決能力

◆平成 22 年 3 月 24 日

講師 : Pierre-Yves Monjal 教授 (パリ 13 大学法學部教授・同行政政治教育研究所 [CERAP] 所長)

演題 : リスボン条約発効と EU の近未来

(ii) ランチョン・スタッフセミナー

平成 14 年より、教員間の相互理解を深め、相互の研究発展に資する目的で、昼食をとりながら、研究科教員が自己の研究等に関して簡単な報告を行うセミナーが開催されている。実施状況は下記の通り、平成 20 年度 2 回、平成 21 年度 2 回開催され、各回 20 名程度の参加者をえている。

【平成 20 年度】

◆平成 21 年 2 月 12 日

島村 健 「温暖化防止の法政策の動向」

◆平成 21 年 3 月 4 日

宮澤 信二郎 「デットファイナンスと投資行動」

【平成 21 年度】

◆平成 21 年 11 月 25 日

榎 素寛 「同時多発テロの私法的側面」

◆平成 22 年 3 月 17 日

多湖 淳 「武力行使の政治学」

(iii) 各分野の研究会

[民法判例研究会]

本学の民法スタッフを中心に、大学院生、本学出身の他大学研究者らが出席し、最新の重要な民事判例を選び出して、検討する。ほぼ毎月 1 回ペースで行われている。

[判例刑法研究会]

本学の刑法スタッフと神戸地方裁判所の裁判官が中心となり、共同で、最新の重要な刑法判例等について、報告、検討を行う。年間 4 回行われている。

[商事法研究会]

本学の商事法スタッフを中心に、大学院生、本学出身の他大学研究者らが出席し、主に、米国の会社法、証券取引法をテーマとする米国的重要判例を選び出して、検討する。ほぼ毎月 1 回のペースで行われ、成果は「商事法務」において毎月 1 回掲載されている。

(iv) 神戸大学・教育研究活性化支援経費による共同研究

①平成 20 年度

◆研究課題 : ソロ・プラクティスのための司法専門職教育・法律相談・司法過疎を中心とした取組

研究代表者 : 斎藤 彰

②平成 21 年度  
採択なし。

(v) 文科省「質の高い大学教育推進プログラム」による神戸大学法学部の単独取組「21 世紀型市民としての法学士育成計画」（平成 20 年度採択、取組期間 3 年間）

(vi) ジャーナリズム・プログラム（平成 18 年度より）

#### （b）法学研究科と経済学研究科との共同研究

科学研究費補助金・基盤研究（A）研究課題「経済的・社会的規制における市場の機能とその補正をめぐる法律学的・経済学的検討」（研究代表者：泉水文雄）（平成 21 年度採択、取組期間 3 年間）を受けて、競争法、知的財産法、労働法、社会保障法等の分野における法学と経済学との共同研究が行われている。

#### （c）EUIJ における共同研究

2005 年 4 月から、EU（欧州連合）の機関である欧州委員会の全面的な協力を得て、神戸大学（幹事校）・関西学院大学・大阪大学に、EU Institute in Japan, Kansai (EUIJ 関西) が設立され、EU に関する包括的な研究・教育活動が行われている。EUIJ により行われた本研究科が関連する研究会は、ラウンドテーブルが 2 回、セミナーが 25 回、ワークショップが 4 回である。＊詳細は、<http://euij-kansai.jp/> を参照

### （2）研究発表

研究科教員・大学院生が業績を公表するための下記研究科関連の雑誌に、以下の通りの研究発表が行われた。

#### （a）神戸法学雑誌

卷号	研究	研究ノート	資料	翻訳	論説	書評	講演	記事	本研究科教員	本研究科院生
57 卷 4 号	1	0	1	1	0	0	0	0	3	1
58 卷(1~4 号)	11	0	1	1	5	1	0	2	12	4
59 卷(1~2 号)	4	0	0	1	0	0	0	0	4	2

#### （b）神戸法学年報

卷号	研究	資料	判例研究	研究ノート	本研究科教員	本研究科院生
24 号	3	0	0	0	2	0
25 号	3	0	0	0	2	1

#### （c）法政策研究

卷号	論文等	本学教員	本研究科院生	単位修得退学者	修了者
第 10 集	7	0	3	1	0
第 11 集	6	1	0	2	0

#### （d）Kobe University Law Review

卷号	Article	Note	本研究科教員	本研究科院生
No.42	2	0	2	0

No.43	2	0	1	0
-------	---	---	---	---

(e) 六甲台論集

卷号	論文	判例評釈	後期課程院生	後期課程修了者	前期課程修了者
54卷(2~3号)	4	1	4	1	0
55卷(1~2号)	4	0	4	0	0
56卷1号	2	0	2	0	0

(3) 国際交流活動

(a) 教員の長期海外出張

(6ヶ月以上のものに限る。)

氏名	期間	出張先	目的
島村健	平成18年8月5日～平成20年9月30日	ドイツ	環境法に関する研究および語学研修 (ドイツ学術振興会)
関根由紀	平成19年3月31日～平成20年2月1日	フランス	EUおよびフランスにおける「社会的排除」(exclusion sociale)に対する法政策の研究のため
井上由里子	平成19年8月12日～平成20年9月3日	イギリス オランダ	エジンバラ大学におけるセミナー出席および知的財産法に関する研究のため
榎素寛	平成19年8月10日～平成21年8月9日	アメリカ 合衆国	商事法・保険法に関する研究のため
嶋矢貴之	平成20年9月23日～平成22年3月26日	ドイツ	多数関与者規制、汚職対策の国際比較研究のため
安井宏樹	平成21年9月24日～平成22年9月21日	ドイツ	福祉レジームと政党政治の変容に関する日独比較の研究のため

(b) 外国人研究者の来訪

(i) 外国人研究者の招聘

[招聘外国人研究者]

外国人研究者を招聘して、以下のとおり研究会などを開催した。

【平成20年度】

Steve Ryan (欧州委員会競争総局・国際関係担当)

「競争政策の国際外交：いかにして競争法と世界の競争当局とが互いに影響し合うか」(EUIJセミナー) (平成20年4月18日)

John T. S. Keeler (ビツバーグ大学大学院公共・国際問題研究科長)

「EUはどのように研究されてきたか—研究史の総括(1980-2001)」(EUIJセミナー) (平成20年5月14日)

Knud Erik Jørgensen (デンマーク・オーフス大学准教授)

「世界政治におけるEU」(EUIJセミナー) (平成20年5月28日)

Knud Erik Jørgensen (デンマーク・オーフス大学准教授)

「EU 外交とは何か—理論的アプローチ」 (EUIJ セミナー) (平成 20 年 5 月 29 日)

Dimitri Vanoverbeke (レウヴェン・カトリック大学日本学科教授)

「大正期日本における陪審制導入のダイナミズム」 (神戸法学会による講演)

(平成 20 年 9 月 24 日)

J. Mark Ramseyer (ハーバード大学ロースクール教授)

「法経連携教育の可能性」 (ELS 科研国際シンポジウムにおける講演)

(平成 21 年 2 月 11 日)

J. Mark Ramseyer (ハーバード大学ロースクール教授)

The allocation of talent under national health insurance (ELS 科研セミナー)

(平成 21 年 2 月 16 日)

Jeffrey Alan Spinner Halev (University of North Carolina at Chapel Hill 教授)

「The Pitfalls Apology and the Promise of Acknowledgement」 (神戸法学会による講演) (平成 21 年 2 月 17 日)

何 自力 (南開大学経済学院副院長)、胡 秋陽 (南開大学経済学院准教授)

「法経連携教育の実際～南開大学のケース」、J. Mark Ramseyer (ハーバード大学ロースクール教授) (コメンテータ) (神戸大学 戰略的・独創的な教育研究プロジェクト

(神戸大学のコア研究を目指す企画。経済学研究科との連携) による研究会)

(平成 21 年 2 月 18 日)

Karsten Otte (ドイツ連邦ネットワーク庁鉄道部長、マンハイム大学教授)

"Regulatory experience of the last three years in Germany" (神戸大学 戰略的・独創的な教育研究プロジェクト (神戸大学のコア研究を目指す企画。経済学研究科との連携) による研究会 (平成 21 年 3 月 11 日)

Karsten Otte (ドイツ連邦ネットワーク庁鉄道部長、マンハイム大学教授)

"Major domestic and European regulatory issues - regulation and competition" (神戸大学 戰略的・独創的な教育研究プロジェクト (神戸大学のコア研究を目指す企画。経済学研究科との連携) による研究会) (平成 21 年 3 月 11 日)

#### 【平成21年度】

Michal Tomášek (チェコ・カレル大学)

「EU 諸国刑事法の収斂」 (EUIJ セミナー) (平成 21 年 5 月 11 日)

Joerg Menzel (ボン大学法学部准教授)

「ドイツ基本法 60 周年：ヨーロッパ及び国際的平面からみた憲法」 (EUIJ セミナー) (平成 21 年 6 月 10 日)

Peter D. Blanck (Burton Blatt Institute 所長、Syracuse University 教授)

「障害者に対する法と政策—アメリカの経験」 (神戸法学会による講演)

(平成 21 年 7 月 8 日)

Sally Harpole (CIETAC/HKIAC/ICC ほか仲裁人)

「国際商事仲裁の仲裁人となることを目指す人達へ」 (神戸法学会による講演)

(平成 21 年 7 月 12 日)

Katrin Auel (オックスフォード大学政治国際関係学部講師)

「EU における政治化と民主的正当性: リスボン条約をめぐるドイツ憲法裁判所の判断を事例と

して」（EUIJ セミナー）（平成 21 年 8 月 28 日）

Sally Harpole (CIETAC/HKIAC/ICC ほか仲裁人)

「国際商事仲裁における弁護士の役割について」（神戸法学会による講演）  
(平成 22 年 1 月 23 日)

Jérôme Gautié (パリ第一大学経済学部教授)

「France Low Wage Work in France and Europe: Policy Analysis」（ELS 国際シンポジウム）  
(平成 22 年 1 月 23 日)

Gillian Lester (U.C.Berkeley School of Law 教授)

United States Income Redistribution Policies for Low Wage Workers: Means Testing or Universalism? (ELS 国際シンポジウム) (平成 22 年 1 月 23 日)

Jérôme Gautié (パリ第一大学経済学部教授)

"Towards the end of an active minimum wage policy?" (六甲フォーラム (経済学部) および神戸大学エコノ・リーガル・スタディー(ELS)科研の共催) (平成 22 年 1 月 29 日)

Christoph Bluth (リーズ大学教授)

「加盟国外交と EU 一イギリスの事例」(EUIJ 関西ワークショップ)  
(平成 22 年 2 月 10 日)

Crispin Bates (エジンバラ大学教授) (『EUIJ 関西ワークショップ「加盟国の外交政策と EU の外交政策 一フランス、ドイツ、イギリスの事例」』における第 1 セッション (イギリス) の討論参加者) (EUIJ 関西ワークショップ) (平成 22 年 2 月 10 日)

Gunter Hellmann (ヨハン・ヴォルフガング・ゲーテ大学教授)

「『抑制の文化』から『主張する多国間主義』へ ードイツの新たな外交伝統の発明」(EUIJ 関西ワークショップ) (平成 22 年 2 月 10 日)

Jean-Jacques Roche (パリ第 2 大学教授)

「民間化される安全保障へのヨーロッパの態度 一反対と合意の間で」(EUIJ 関西ワークショッピング) (平成 22 年 2 月 10 日)

Lothar Michael (デュッセルドルフ大学法学部教授) 、Annette Michael (医師)

「胚保護と人間の尊厳—ドイツ・EU 法の比較の視点から—」(EUIJ セミナー)  
(平成 22 年 2 月 23 日)

Carine Staropoli (パリ第 1 大学准教授)

「公共部門における民間部門の活用」(ELS ワークショップ) (平成 22 年 2 月 23 日)

Pierre-Yves Monjal (パリ 13 大学法学部教授・同行政政治教育研究所 [CERAP] 所長)

「リスボン条約発効と EU の近未来」(神戸法学会・EUIJ の共催による講演)  
(平成 22 年 3 月 24 日～同年同月 25 日)

Dr. Max Travers (タスマニア大学 (オーストラリア) 上級講師)

「法のエスノメソドロジーをめぐる諸問題」(EMCA セミナー) (平成 22 年 3 月 29 日)

[滞在外国人研究者]

期 間	名 前	身分・国籍	目的
平成 20 年 10 月 1 日～	趙 立新	神戸大学招聘外国人研究者	

平成 21 年 9 月 30 日		(中国政府派遣研究員)・中国	
平成 21 年 5 月 12 日～ 平成 21 年 6 月 8 日	Mousourakis, Georgios	神戸大学招聘外国人研究者・ ニュージーランド	
平成 21 年 9 月 14 日～ 平成 21 年 10 月 3 日	Schneider, Gerald	日本学術振興会海外研究者 招聘事業（短期）	「武器輸出三原則緩和」発 言の経済効果の計量分析
平成 22 年 1 月 1 日～ 平成 22 年 12 月 31 日	崔 哲周	神戸大学招聘外国人研究者・ 韓国	日本の在外選挙制度を中心とする選挙制度に関する研究及び実務的な調査

( ii ) 外国人教員

期 間	名 前	身分・国籍	担当講義科目
平成 20 年 7 月 18 日～ 平成 20 年 7 月 29 日	Foret, Francois	非常勤講師・フランス	EU のガバナンス
平成 21 年 8 月 24 日～ 平成 22 年 8 月 28 日	金光旭	非常勤講師・中国	刑事学
平成 21 年 10 月 5 日～ 平成 22 年 2 月 1 日	王晨	非常勤講師・中国	中国法

( c ) 海外の大学等との国際交流

( i ) 国際交流協定

相手大学名	国名	協定締結日	有効期間	学生交流のレベル	授業料等不徴収の規定			検定料の有無	研究者交流の有無	単位互換規定の有無
					有無	承認年月日	文部科学省			
シドニー大学	オーストラリア	平成 13 年 11 月 23 日	平成 14 年 1 月 1 日から平成 24 年 1 月 31 日まで	学 部	○	平成 13 年 10 月 23 日 (更新につき、平成 19 年 4 月 11 日) 国際交流委員会承認	平成 14 年 1 月 1 日から平成 24 年 1 月 31 日まで	○	×	○
リオデジヤネイロ州立大学 法学部	ブラジル	平成 16 年 2 月 26 日	平成 16 年 2 月 26 日から 5 年間(以降 1 年ごと自動更新)	学部 大学院	○	平成 16 年 2 月 国際交流委員会承認	平成 16 年 2 月 26 日から 5 年間(以降 1 年ごと自動更新)	○	○	○
成均館大学校 法科大学・大学院(関連専攻)	韓国	平成 16 年 7 月 13 日	平成 16 年 7 月 13 日から 5 年間(以降 5 年ごと自動更新)	学部 大学院	○	平成 16 年 7 月 国際交流委員会承認	平成 16 年 7 月 13 日から 5 年間(以降 5 年ごと自動更新)	○	○	○
全南大学	韓国	平成	平成 17 年	学部	○	平成 16 年	平成 17 年	○	○	○

		17年 2月 22日	2月 22 日 から 5 年 間(以降 1 年ごと自 動更新)	大学院	12月 15 日 国際交流 委員会承認	2月 22 日か ら 5 年間(以 降 1 年ごと 自動更新)				
国立 台北大学	台湾	平成 21年 7月 1日	5 年ごと に自動 更新	学部 大学院	○	平成 21 年 6 月 国際交流 委員会承認	平成 21 年 7 月 1 日か ら 5 年間(以 降 5 年ごと に自動更新)	○	○	○

( ii ) 学生の国際交流

①本学部・研究科学生の海外留学状況

期 間	協定先大学	人 数	身 分	派遣期間
平成 20 年度	リオデジャネイロ州立大学	1	学部生	平成 20 年 8 月～平成 21 年 2 月
平成 21 年度	パリ第 2 大学	1	学部生	平成 21 年 10 月～平成 22 年 6 月

②本学部・研究科の留学生受入状況

【平成20年度】

国 種	学 部 生	大学院博士課程	大学院修士課程	研 究 生
トルコ	1			
中国	4	8	7	7
ハンガリー	1			
韓国	4 (交換留学生 2)		3 (交換留学生 1)	1
オーストラリア		3		
ブルガリア	3			
ブラジル	(交換留学生 2)			
台湾		2		
フランス			(交換留学生 2)	
タイ				1
ベトナム				1
セルビア				1

【平成21年度】

国 種	学 部 生	大学院博士課程	大学院修士課程	研 究 生
ハンガリー	1			
韓国	4		3 (交換留学生 1)	
中国	5	9	5	6
ブルガリア	4			
タイ	1		2	

ブラジル	(交換留学生 2)	1		
オーストラリア	(交換留学生 1)			
フランス			(交換留学生 2)	1
セルビア				1
ベトナム				1
ウクライナ				1
台湾				1

③交流協定に基づく単位互換

受入れ

年 度	所属 (学部・ 大学院)	出身大学	人 数	修得科目数	修得単位数
平成 20 年度	学 部	リオデジャネイロ州立大学	2	9	0
		パリ第 2 大学	1	4	8
		成均館大学	2	12	29
		クイーンズランド大学	1	5	4
	大学院	全南大学	1	9	4
		パリ第 2 大学	1	7	0
	学 部	リオデジャネイロ州立大学	2	6	0
		シドニー大学	1	6	16
		パリ第 2 大学	2	6	14
		全南大学	1	5	9

派遣

年度	所属	派遣先大学	人数	単位認定科目数	認定単位数
平成 20 年度	学 部	リオデジャネイロ州立大学	1	2	8
平成 21 年度	学 部	パリ第 2 大学	1	派遣中	派遣中

## 5 評価・改善活動

### (1) 関連委員会構成

【評価・FD 委員会】(平成 19 年度、評価委員会から名称変更)

(平成 20 年度)

委員長 中野 俊一郎 副委員長 佐藤 英明 行澤 一人  
 委員 井上 典之、淺野 博宣、島並 良、濱本 正太郎、興津 征雄、加藤 貴仁、  
 関根 由紀、櫻庭 涼子、嶋矢 貴之、島村 健、多湖 淳、八田 卓也

(平成 21 年度)

委員長 中野 俊一郎 副委員長 佐藤 英明

委 員 浅野 博宣、島並 良、青木 哲、興津 征雄

【法科大学院運営委員会・教育改善ワーキンググループ】

(平成 20 年度)

幹 事 泉水 文雄

委 員 櫻庭 涼子、濱本 正太郎

(平成 21 年度)

幹 事 泉水 文雄

委 員 大塚 裕史 櫻庭 涼子

【法科大学院運営委員会・教育推進ワーキンググループ】 (平成 20 年度で終了)

(平成 20 年度)

幹 事 窪田 充見

委 員 浅野 博宣、島並 良、行澤 一人、興津 征雄、池田 公博

## (2) 評価・改善活動の概略

### 【評価・FD委員会】

平成 20 年度には、大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価を受けた。前年度からの評価・FD 委員会における準備作業に基づき、2008（平成 20）年 6 月に自己評価報告書が機構に提出され、11 月に訪問調査が実施された。その結果、本法科大学院は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合しているとの判断を受け、同時に、基準数を相当数超える専任教員の配置など、いくつかの点が当法科大学院の優れた点として評価された。この認証評価結果は法学研究科ホームページ (<http://www.law.kobe-u.ac.jp/evaluation.html>) において公表されている。

また、この年度には、大学機関別認証評価、国立大学法人評価も実施されたため、法学研究科の現況分析等の資料を評価・FD 委員会において作成・提出した。これらの評価のための自己評価書、評価結果等は全学のホームページ (<http://www.kobe-u.ac.jp/info/evaluation/index.htm>) において公表されている。

平成 20 年度には、ファカルティ・レポート 7 号（2006 年 4 月～2008 年 3 月を対象とした、神戸大学大学院法学研究科・法学部自己評価報告書）の作成も行われた。4 月に会合を行い、評価を行う対象・項目を確定し、各委員の執筆分担を取り決め、2008 年 10 月に冊子体として発刊するとともに、上記の法学研究科ホームページにおいても PDF 版を公表した。

平成 21 年度には、前年度に行われた各種評価のための追加資料の作成・提出、翌年度に予定される法学研究科外部評価のための準備作業等を行った。

さらに、いずれの年度においても、本委員会が担当する FD 活動として、授業アンケートおよび相互授業参観（ピアレビュー）がそれぞれ 2 回行われている。

これらの活動を行うため、個別担当グループごとの会合のほか、年 2・3 度の全体会合を開催した。

以上のほか、法学部僚友会が行う FD 活動として、ランチョンセミナーが計 4 度開催されている。

【法科大学院運営委員会・教育改善ワーキンググループ】

複数の意見交換会・アンケート等を通じ、法科大学院の教育改善やカリキュラムの見直しを行った。その詳細は、法科大学院の 3(2)に記載する通りである。

【法科大学院運営委員会・教育推進ワーキンググループ】 (平成 20 年度で終了)

専門職大学院教育推進プログラム「総合法律教育に関する手法と教材の開発」において、平成 20 年度は、下記の活動を行った（後掲【III 3(5)(d)(i)総合法律教育に関する手法と教材の開発】参照）。

①教育手法・教材開発に向けた作業

教育手法・教材開発に向けた作業としては、以下の 3 つを柱として作業を進めた。

第1に、教育手法・教材開発のために、ワーキンググループを中心とする研究会において、具体的な教材のスタイル、教材全体の構成、教材の利用方法等についての研究を行った。

第2に、ドイツ、フランスにおける法律家養成の教育プログラムについて、特に、総合法律教育という観点からの実態調査を行った。

第3に、上記研究会での検討をふまえて教材（暫定版）を作成し、それを利用した総合法律教育パイロット授業を公開授業として行った。このパイロット授業をふまえて、その検討を行い、具体的な教材の改善ならびに教育手法の改善のための研究を行った。

#### ②総合法律教育の教材の編集と公開

総合法律教育に向けた教材の編集を行った。その成果は、下記シンポジウムの資料として公開するとともに、労働法関連の総合法律教育の教材については、大内伸哉編『働く人をとりまく法律入門』（ミネルヴァ書房）として刊行し、各法科大学院に送付した。

#### ③総合法律教育のシンポジウムの開催

上記の各研究や研究成果としての教材をふまえて、実務家および幅広い法科大学院の関係者の参加を得て、シンポジウムを開催した。

#### 【その他】

この他に、法学研究科では、「『発達障害セミナー』－発達障害学生の理解と支援について－」をテーマに、人間発達環境学研究科の相澤直樹氏を講師として招き、法学研究科教授会の会場において、平成22年1月20日（水）13時30分から30分程度、講演および質疑応答を行った。

# III 教育活動

## 1 法学部

本学部は、国際的・先端的な研究・教育の拠点となることをめざす神戸大学全体の方針を受け、研究教育目的として、法学部規則1条の2において、以下のように定めている。すなわち、「本学部は、広く知識を授けるとともに、法学・政治学の研究教育を行い、幅広い教養と法学・政治学の専門的知識を身に付け、ますます高度に専門化した社会における要請に対応しうる問題解決能力を有した人材、および、急激に進展しつつある国際的環境のもと、法的・政治的な領域について国際的な貢献を行う能力を有した人材を養成することを目的とする」。

以下では、（1）学生の受入れ、（2）教育内容および方法、（3）教育の成果、（4）学生支援、（5）教育改善の各項目について、そのような目的を踏まえた活動が、どのようになされているかについて報告を行う。

### （1）学生の受入れ

#### （a）アドミッション・ポリシー

本学部では、専門教育に順応できるだけの一般的教養知識・思考能力を有する人材の確保を目的とし、かつ前記教育目的を踏まえ、次のような学生を求める旨、アドミッション・ポリシーで定め、募集要項等に明記している。

- ① 社会科学特有の一般的教養知識を有することを前提に、日本語文章読解・表現能力、外国語の一般的知識、理論的かつ数理的思考能力を特に有する学生。
- ② 前記の能力を前提にし、広く専門的知識を修得する意欲に富む学生。
- ③ 国際的な領域での活躍を希望し、幅広い視野を持ち、専門的知識を積極的に活かしていくことする学生。

#### （b）入試制度

本学部の入学者選抜は、以下のように、一般選抜、第3年次編入学、外国人特別選考の3種類に分けて実施されている。現行の入試制度の趣旨は、1) アドミッション・ポリシーに沿った適切な学生の受け入れを行うこと、2) 留学生や編入学生の受入れに関して、適切な対応を行うこと、3) 入学者選抜が適切な実施体制により公正に実施されることを確保すること、などにある。このような趣旨に沿って、以下のような各入学試験が実施されている。現在のところ、こうした現行入試制度が目指す趣旨は十分に達成され、入試の公平かつ円滑な実施体制が確保されている。

##### （i）一般選抜

学部の一般選抜は、上記のアドミッション・ポリシーに沿って、以下のように、分離分割方式による前期日程と後期日程で実施されている。

昼間主コース前期日程：大学入試センター試験で入学志願者に解答させる教科および配点は、国語（100）、数学（75）、外国語（100）および社会・理科（3科目を選択、合計150点）であり、個別学力検査の教科および配点は、国語（150）、数学（75）および外国語（150）である。

昼間主コース後期日程：大学入試センター試験で入学志願者に解答させる教科および配点は、国語（100）、数学（100）、外国語（100）および社会・理科（3科目を選択、合計150点）であり、個別学力検査として小論文試験（250）を行っている。小論文は、資料を与えて800～1000字程度で論述させるもので、法学学習に必要な理解力、思考力、表現力を問うのがその狙いである。

前期、後期ともに、試験の成績（前期計800点満点、後期計700点満点）、および調査書の内容を総合して入学者の選抜が行われる。なお、出願者数が募集人員に対し、一定の倍率（前期約4.5倍、後期約7倍）を越える場合には、2段階選抜を行うことがある。

なお、夜間主コースについては、平成15年度を最後に入試が廃止され、新規学生の受け入れは行っていない。

(ii) 第3年次編入学

平成19年度より、選抜方式を一部変更し、英語についてはTOEFLあるいはTOEICの得点を用いることにし、当該英語の得点と筆答試験（論文試験〔法学概論、一般教養〕）および出身大学等の修得単位数・成績を総合して行う。

(iii) 外国人特別選考

一定の出願資格を満たす外国人につき、日本語能力を試す作文と面接、成績証明書、および日本留学試験成績書等を総合して行う。

(c) 入学状況および入試結果検証の体制

平成20、21年度における入学試験の定員、志願者数、入学者数は別表1に示した。実入学者数は、ほぼ定員数に一致する状況が続いているが、入学定員を大幅に超える、あるいは下回る事態は生じておらず、入試は適正に実施されているといえる。また、こうした学生受け入れ態勢がアドミッション・ポリシーに沿ったものであるか否かは、学部教務委員会等において適宜議論され、必要に応じて、その議論を入学者選抜方法の改善等に役立てる体制が確保されている。留学生の受け入れ状況については、前掲【II 4(3)(c)(ii)学生の国際交流】を参照。

■ 別表1 学部志願者・入学者（平成元年度以降）

学部（平成6年度より昼間主コース）

区分	入学定員	入学志願者数					入学者数			
平成元年度	230	1,043	(×2)	(○15)	(※1)	(★2)	230	(×2)	(○3)	(★2)
〃 2 〃	〃	1,193	(×2)	(○10)	(※1)		230	(×2)	(○4)	(※1)
〃 3 〃	〃	981	(×2)	(○12)	(※4)	(★1)	230	(○3)	(※3)	(★1)
〃 4 〃	〃	1,201	(×2)	(○12)	(※6)	(★2)	238	(○5)	(※1)	(★2)
〃 5 〃	〃	1,041	(○9)	(※16)	(★2)		236	(○2)	(※3)	(★2)
〃 6 〃	250	1,078	(◎113)	(※28)	(★3)		256	(◎15)	(※2)	(★3)
〃 7 〃	240	1,442	(◎178)	(※5)	(★2)		242	(◎16)	(※2)	(★2)
〃 8 〃	240	1,098	(◎199)	(※6)			244	(◎18)	(※1)	
〃 9 〃	240	1,081	(◎154)	(※1)	(★2)		243	(◎20)	(※1)	(★2)
〃 10 〃	230	827	(◎188)	(※5)	(★1)		231	(◎17)	(※1)	(★1)
〃 11 〃	220	979	(◎182)	(※7)	(★2)		221	(◎17)	(※3)	(★2)
〃 12 〃	220	1,034	(◎199)	(※8)	(★2)		223	(◎17)	(※1)	(★2)
〃 13 〃	220	1,028	(◎209)	(※8)	(★1)		220	(◎16)		
〃 14 〃	220	1,135	(◎202)	(※8)	(★2)		220	(◎22)	(※3)	(★2)
〃 15 〃	220	1,056	(◎208)	(※26)	(★2)		223	(◎19)	(※2)	(★2)
〃 16 〃	200	1,019	(◎174)	(※11)	(★1)		182	(◎21)	(※1)	(★1)
〃 17 〃	200	842	(◎193)	(※9)	(★1)		189	(◎23)	(※1)	(★1)
〃 18 〃	200	1,152	(◎172)	(※6)	(★1)		183	(◎20)	(※2)	(★1)
〃 19 〃	200	970	(◎175)	(※7)	(★1)		189	(◎23)	(※1)	(★1)
〃 20 〃	200	924	(◎67)	(※7)	(★2)		187	(◎19)	(※3)	(★2)
〃 21 〃	200	835	(◎87)	(※10)	(★2)		186	(◎21)	(※3)	(★2)
〃 22 〃	200	898	(◎78)	(※7)	(★0)		184	(◎17)	(※5)	(★0)

( ) 内は次の外数を示す。

×転部 △臨時編入者 □転入学 ○学士入学 ※私費外国人学生 ☆国費外国人学生 ◎第3年次編入学

## (2) 教育内容および方法

### (a) 概要

本学部では教育目的に沿って、以下のような教育が行われている。すなわち、1年次は、教養原論、外国語科目、情報科目、健康・スポーツ科学からなる全学共通教育科目、および入門講義や1年次演習等の専門科目の導入科目が展開され、1年次後期以降から、段階的に法律系・政治系の基本的な専門科目が展開される。その後、3年次以降は、応用的な専門科目および少人数による専門科目の応用的演習が展開されている。それに並行して、各学年の年次進行に応じた少人数教育、各種教育プログラムが実施されている。

学生は、学部での教育を修了するために、全学共通教育科目から31単位以上、専門科目から96単位以上、合計127単位以上を修得することが必要である。第3年次編入については、平成6年度から試行的にかなりの数の生徒数を受け入れ、平成8年度からは20名の定員で学生を受け入れている。これにより入学する編入学生については、全学共通授業科目の履修を不要とし、専門科目については1年次からの入学生と同様に、96単位の修得を卒業要件としている。夜間主コースについては、平成16年度より廃止（入学者受入れ中止）された後、平成18年度までは従来通り、それ以後は講義展開の縮小を経て、在学生を対象とする教育が行われている。

また、平成13年度より、教育の実効化・単位の実質化のため、履修登録単位上限を原則年間46単位とする、キャップ制を設けている。入学前に他大学で修得した単位については、既修得単位として教授会の議を経て最大60単位まで認定できることになっている。

### (b) 全学共通教育科目

現在、全学共通教育科目は、教養原論、外国語科目、情報科目、健康・スポーツ科学からなり、1年次から履修することとなっている。この全学共通授業科目は、教養部制度の廃止（平成4年度）に伴って導入され、従来の一般教育科目に相当するものであるが、その実施については平成18年度より大学教育推進機構全学共通教育部が当たっている。同共通教育部の下に、各学部に所属する教員の中から選出された者がそれぞれの教育部会に属して全学共通授業科目の授業を担当している。科目ごとの選択必修を定め、かつ本科目の31単位以上の修得を法学部卒業要件とすることにより、教育目的の一つである広い知識の伝授と幅広い教養獲得実現を担保している。

### (c) 専門科目

学生は、学部での教育を修了するために、専門科目から96単位以上、全学共通教育科目と併せて、合計127単位以上を修得することが必要である。専門科目の履修については、法律コース、企業・行政コース、政治・国際コースの3つの履修コース制が採られており、3年次前期にいずれかを選択することになる。履修コースそれぞれにつき、想定される進路と関心に対応して、一定の分野からどれだけの単位数を修得すべきかが定められており、緩やかな選択必修制となっている。

現在の学部の講義・演習等は別表2で示すとおりである。学生には、毎年詳細な講義要綱・シラバスが配布され、また1、2年次開始時にはガイダンスが行われている。なお、講義シラバスについては、平成19年度よりホームページでの公開も行われ、そこからも情報を入手できるようになっている。これらの専門科目は、ほぼ本学部所属教員により担われており、必要十分な教員により充実した科目展開がなされていると言える。

それら充実した科目群を学生が効率的かつ適切に履修できるように、履修年次を制限する等して以下のように専門教育を展開している（別表2参照）。1年次前期に、法学部教員による「実定法入門」「現代政治入門」等の入門講義科目および1年次演習を受講し、法学・政治学専門教育のための講義形式および少人数方式での準備教育を受ける。その上で、1年次後期から2年次前期にかけて、基本法律科目A、基礎法科目、法社会学科目、国際法科目、政治・国際関係論科目のうち、基礎的な講義科目から、順次、専門教育を開始する。さらに、2年次後期からは、基本法律科目Bの講義科目が始まると同時に、基本法律以外の応用的な法律科目である展開・発展科目が開始される。その上で、3年次以降に、少人数を対象とし

た専門教育が展開される。すなわち、基本法律についての応用法律科目、政治系科目にかかる応用研究科目、3・4年次演習等である。また、できる限り全ての学年を通じて、少人数教育の充実をはかるために、2年次には、社会分析基礎演習を実施している。

以上のように、専門科目は、4年間の専門科目一貫教育という見地から分野や授業内容を考慮して1年次から4年次まで学年配当が定められており、とりわけ、次のような特色を有する。1つは、低学年時における専門科目については、平成4年度から専門科目へ導入するための科目が設けられたが、平成6年度からは基礎ゼミの開講数を増やすなど、よりいっその充実を図っていたところであるが、平成16年度からは、新たに、1年次には専門科目を修得するための転換教育を目指した演習科目、専門各分野での基本的な知識・考え方を修得するための科目を配置することで、より段階的な専門教育の実現を目指している。2つ目は、少人数教育の充実という点である。前記のとおり、1年次の専門教育の導入・転換のため、3、4年次での専門的知識の深化のために少人数教育を配置すると同時に、後述の教育プログラム「21世紀型市民としての法学士養成計画」に基づき、平成21年度から、少人数教育をさらに拡充し、2年生以降を対象に「社会分析基礎演習」等で(1)実践的な政策判断能力をつけること、そして(2)説得的なプレゼンテーションの能力を高めることを目指した教育を行っている。

1つ目の特色は、教育目的の1つである、法学・政治学の専門的知識修得のため、その基本となる専門科目に関する知見を、卒業までに学生が確実に修得できるように実効性ある段階的カリキュラムを開講するものといえ、2つ目の特色は、同じく教育目的の1つである、高度に専門化した社会における要請に対応しうる問題解決能力を有した人材を育成することに資するものと言える。

#### (d) 教育プログラムそのほか

本学部では、平成18年度から朝日新聞社、神戸新聞社および讀賣新聞社の寄付・協力を得て「ジャーナリズム・プログラム」を運営しており、各社ジャーナリストによる「ジャーナリズム・ワークショップ」「地域ジャーナリズム・ワークショップ」「国際ジャーナリズム」等の特別講義を開講し、プレゼンテーション能力の向上や、将来のキャリア選択の幅を広げることに資する科目を開講している。平成21年度からは、朝日放送の協力も得て、「放送ジャーナリズム・ワークショップ」を開講し、映像メディアに関する教育も開始した。

また、裁判員制度の導入や企業におけるコンプライアンス強化、政治におけるマニフェストの普及や自己責任理念の広まりなどに現れるように、社会の「法化」と個人の判断能力が求められる状況に鑑み、こういった社会のニーズに合致した法学士を育成するべく、文部科学省の質の高い大学教育推進プログラムの支援を得て、「21世紀型市民としての法学士養成計画」に基づく教育プログラムを実施している。そこでは、科目指定の上、①政策判断能力を高めることを目的とした少人数授業における外部講師の招聘や実地調査などの支援、②少人数でのライティング、プレゼンテーション能力の向上を目指した演習の支援、③学部内グッドプラクティス(国際法模擬裁判や国際商事模擬仲裁への参加等)の支援を行っている。

以上のような取組みは、教育目的の1つ、高度に専門化した社会における要請に対応しうる問題解決能力を有した人材の育成を意図したものである。

また、教育目的の1つである国際的貢献能力育成のため、下記のような教育を行っている。まず、講義・ゼミをあわせて、現在、国際法系、国際政治系の科目(特別講義を含む)を年間21科目および少人数での英・独・仏語の外国書講読を開講している。さらに、平成17年度より、日本におけるEUに関する研究教育の拠点であるEUIJ関西(EU Institute in Japan, Kansai)の幹事校としてのメリットを活かし、そこで展開されるカリキュラムを本学部学生に積極的に履修させると共に、所定の科目を18単位履修し、EU研究論文を提出することにより、EUIJ関西が発行するUndergraduate Certificate in European Union Studies(EU研究修了証)を取得できるようにしている。併せて、本学他学部、関西学院大学、大阪大学と共同して「EU科目」を開講し、単位互換を行っている。また、それ以外にも、広範な海外の大学と学生交換協定を締結し、さらに単位の互換性を保証することで、学生に国際交流の機会を積極的に持たせるように工夫している(詳細は前掲【II 4(3)(c)海外の大学等との国際交流】参照)。

そのほか、専門科目に必要な卒業単位には、他学部の一定の専門科目、とりわけ所定の経済学部・経営学部等の専門科目の単位を20単位まで算入することができる。さらに平成2

2年度からは、法学・経済学の双方の知識を習得した高い問題解決能力のある学生を育成するため、「法経連携専門教育プログラム」を開始することとなっている。また、平成14年よりインターンシップが全学での実施要項に従って実施されている。

#### (e) 成績評価

厳正な成績評価を実現するため、成績評価方法は必ずシラバスにおいて事前に告知すること、期末試験のみにより成績評価を行う科目については、優の評価をする学生の数は受験者の3割以内とすること、成績評価の結果およびその分布は教授会資料として配布されること、追試は明文で定められた条件を満たすことを教務委員会が認めた場合にのみ実施可能であること、等の措置が細則・申合せ等で定められ、実行されている。また、学生は成績評価に不服申し立てを行うことも可能である。

#### (f) 教育補助

大教室講義に際しては、受講生の理解を補うための「教育助手」的な存在が望まれるが、これに対して、平成7年度より本学大学院法学研究科生によるティーチング・アシスタント制度が導入され一部科目で活用されている。また、講義室の設備も近年充実し、DVD、プロジェクター、スクリーン等のオーディオ・ビジュアル機器を設置し、学生の講義理解の助けになるよう積極的利用を図ってきた。

■ 別表2 年次別科目配当

授業科目群	1年次		2年次		3年次		4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入門科目	実定法入門(2) 法社会学入門(2) 現代政治入門(2)							
基本法律科目A		憲法 I (2) 民法 I (4)	憲法 II (4) 民法 II (4) 刑法 I (4)					
基本法律科目B				民法 III (4) 刑法 II (4) 行政法 I (4)	民法 IV (4) 商法 I (4) 行政法 II (4) 刑事訴訟法(4) 民事訴訟法(4)	民法 V (2) 商法 II (4) 行政法 I (4)	行政法 II (4) 刑事訴訟法(4) 民事訴訟法(4)	
展開・発展科目				社会保障法(2) 環境法(2)	現代の法哲学(2) 労働法(4) 知的財産法(2) 国際民事法 I (2) 国際経済法(2)	民事執行・保全法(2) 倒産法(2) 経済法(2) 社会保障法(2) 税制と法(2) 環境法(2) 国際民事法 II (2)	現代の法哲学(2) 労働法(4) 知的財産法(2) 国際民事法 I (2) 国際経済法(2)	民事執行・保全法(2) 倒産法(2) 経済法(2) 社会保障法(2) 税制と法(2) 環境法(2) 国際民事法 II (2)

基礎法科目			日本法史(4) 英米法(4) ロシア法(4)* 社会科学原理(2)	法哲学(4)* 西洋法史(4) 中国法(4)	日本法史(4) 英米法(4) ロシア法(4)* 社会科学原理(2)	法哲学(4)* 西洋法史(4) 中国法(4)	日本法史(4) 英米法(4) ロシア法(4)* 社会科学原理(2)	法哲学(4)* 西洋法史(4) 中国法(4)
法社会学科目			法社会学概論(4)		法社会学概論(4)	応用法社会学(2)	法社会学概論(4)	応用法社会学(2)
国際法科目			国際法 I (2)	国際法 II (2)	国際機構法(2)	国際法 II (2) 国際法 III (2)	国際機構法(2)	国際法 II (2) 国際法 III (2)
政治・国際関係論 科目			国際関係論 I (4) (2) 政治過程論基礎 比較政治学(4) 政治文化論(4) 日本政治外交史 (4)	国際関係論 II (4) 政治学(4) (2) 行政学(4) 対外政策論(4) 西洋政治史(4) 政治データ分析	国際関係論 I (4) 政治過程論基礎 比較政治学(4) 政治文化論(4) 日本政治外交史 (4)	国際関係論 II (4) 政治学(4) 比較政治学(4) 政治文化論(4) 日本政治外交史 (2)	行政学(4) 対外政策論(4) 西洋政治史(4) 政治データ分析 政治理論(2)* 地域政治(2)*	日本政治外交史 (4) 政治理論(2)* 地域政治(2)*
応用研究科目					国際政治応用研究(2) 政治理論応用研究(2) 日本政治応用研究(2) 比較政治応用研究(2)	国際政治応用研究(2) 政治理論応用研究(2) 日本政治応用研究(2) 比較政治応用研究(2)	国際政治応用研究 (2) 政治理論応用研究 (2) 日本政治応用研究 (2) 比較政治応用研究 (2)	国際政治応用研究 (2) 政治理論応用研究 (2) 日本政治応用研究 (2) 比較政治応用研究 (2)
演習科目	1年次演習 (2)		社会分析基礎演習 (2)	社会分析基礎演習 (2)	3・4年次演習(2)	3・4年次演習(2)	3・4年次演習(2)	3・4年次演習(2)
応用法律科目					応用憲法(2) 応用刑法(2) 応用行政法(2) 応用刑事訴訟法(2)	応用民法(2) 応用商法(2) 応用民事訴訟法 (2)		
外国書講読科目					外国書講読 (英書) ほか) (2)	外国書講読 (英書) ほか) (2)	外国書講読 (英書) ほか) (2)	外国書講読 (英書) ほか) (2)
共通科目 (特別講義)								
関連科目	所定の経済学部・経営学部の専門科目							

(備考) 科目名のあとに ( ) 内の数字は単位数を示す。消費者法(展開・発展科目)、ドイツ法(基礎法科目)は当面の間、開講しない。

\*印の科目は、隔年開講である。科目配当年次にあたるまでは、学生は履修できない。また、一部科目は、配当年次以外には履修出来ない。

### (3) 教育の成果

本学部の卒業生数は、別表3のとおりである。例年200名程度の卒業生を輩出している。なお、本学部においては、かつて司法試験をはじめとする資格試験受験のため、休学ないし留年するものが伝統的に多かったということができるが、法科大学院制度の発足を一つの契機として、減少傾向が認められる（別表4および5参照）。平成18年度や19年度に比べても、留年者は半減している。

卒業生の進路は、別表6のとおり多様なものである。平成16年度に開設された法科大学院をはじめとする大学院に進学する者の数は相当の規模に達しているが、依然として、産業界や官公庁に進む者も一定の割合を占めている。具体的には、法科大学院や大学院への進学者は、平成20年度には50名、平成21年度には29名であり、官公庁に就職するものは、平成20年度には25名、平成21年度には31名、金融・保険業へ就職する者は、平成20年度、21年度ともに20名であり、法学部での教育の成果が見込まれる進路を選択する者が多いといえる。

学生による、本学部講義に関する評価は、別表7に示す授業アンケートのとおりである。平成20年度および平成21年度のアンケートにおいては、ほぼ全てのアンケート項目の平均値で、5段階評価で3.5以上の評価を得ており、このような満足度の高さは、教育の成果の1つといえよう。

なお、従来、教育の成果を図るために企業・官公庁向けアンケートを行っていたが、特定大学出身者の評価を述べることはできないとの回答が多く、回収率が低いため、今次は実施しない。代わりに、平成22年度に、外部評価あるいは卒業生へのアンケート等により、本学部の教育成果について、社会からの評価を聴取する予定である。

■ 別表3 学部卒業者数

区分	昼間主コース	夜間主コース	第二課程
平成元年度	190		66
〃2〃	205		54
〃3〃	196		64
〃4〃	212		50
〃5〃	205		61
〃6〃	235		74
〃7〃	228		49
〃8〃	211		47
〃9〃	272	32	51
〃10〃	244	35	18
〃11〃	232	34	17
〃12〃	269	50	7
〃13〃	226	52	7
〃14〃	220	45	0
〃15〃	262	59	1
〃16〃	237	50	0
〃17〃	248	49	0
〃18〃	238	40	0
〃19〃	230	16	0
〃20〃	211	7	0
〃21〃	192	2	0
法学部設置以降の累計	9789	471	1980

■ 別表4 休学者数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
昼間主コース	31	22	30
夜間主コース	3	0	1
計	34	22	31

■ 別表5 最低在学年限超過学生数（編入学生を除く）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
昼間主コース	69	65	69
夜間主コース	14	6	3
計	83	71	72

■ 別表6 進路一覧表（平成20年度・21年度卒業生）

分類	企業名	平成	20	年度	平成	21	年度
		男	女	計	男	女	計
印刷・同関連業	(株)アドキットインフォケーション		1	1			0
化学・石油	三菱化学	1		1			0
化学・石油	トクヤマ		1	1			0
化学・石油	セメダイン(株)			0	1		1
化学・石油	エアウォーター(株)			0		1	1
化学・石油	興国インテック(株)			0	1		1
化学・石油	日本ベーリンガーインゲルハイム(株)			0		1	1
化学・石油	大塚製薬(株)			0		1	1
化学・石油	アステラ製薬(株)			0		1	1
官公庁	石川県	1		1			0
官公庁	芦屋市			0	1		1
官公庁	大阪国税局	1		1			0
官公庁	大阪地方裁判所		1	1		2	2
官公庁	金沢地方裁判所		1	1			0
官公庁	奈良県			0	1		1
官公庁	岡崎市役所			0	1		1
官公庁	防衛省	1		1			0
官公庁	海上自衛隊	1		1			0
官公庁	京都府	1		1			0
官公庁	京都府警察			0		1	1
官公庁	神戸税関			0	1	1	2

官公庁	大阪税関			0		1	1
官公庁	国税専門官			0	1		1
官公庁	関東信越国税局			0	1		1
官公庁	労働基準監督官			0		1	1
官公庁	裁判所事務官			0	1		1
官公庁	近畿管区行政評価局	1		1			0
官公庁	東京都庁			0	2		2
官公庁	鳥取市役所			0		1	1
官公庁	富山県庁			0		1	1
官公庁	奈良市			0	1		1
官公庁	東大阪市	1		1			0
官公庁	枚方市役所			0	1		1
官公庁	広島市役所			0	2		2
官公庁	松山地方裁判所			0		1	1
官公庁	横浜市役所			0		1	1
官公庁	神戸市	1	5	6	1		1
官公庁	神戸地方検察庁			2	2		1
官公庁	神戸地方裁判所	1	2	3		1	1
官公庁	西宮市			0		1	1
官公庁	大阪地方検察庁	1		1	2		2
官公庁	大阪府			0		1	1
官公庁	大阪府警察	1		1			0
官公庁	京都地方検察庁	1		1			0
官公庁	兵庫県	2		2		1	1
官公庁	南牧村役場	1		1			0
教育関連	京都大学			1	1		1
教育関連	京都教育大学			1	1		0
教育関連	神戸大学			1	1		0
教育関連	高知大学			1	1		0
教育関連	類設計室			0	1		1
金融・保険	(株)滋賀銀行			0	1		1
金融・保険	(株)北陸銀行	1		1			0
金融・保険	(株)みずほフィナンシャルグループ	2	1	3	1	1	2
金融・保険	(株)みずほ信託銀行			1	1		0
金融・保険	(株)三井住友銀行	1		1		1	1
金融・保険	(株)京都銀行	1		1			0

金融・保険	(株)池田銀行	1		1		1	1
金融・保険	琉球銀行			0		1	1
金融・保険	(株)紀陽銀行			0		1	1
金融・保険	関西アーバン銀行		1	1		2	2
金融・保険	ゆうちょ銀行	2		2		1	1
金融・保険	住友生命		1	1	1		1
金融・保険	大和証券			0	1		1
金融・保険	野村證券(株)	1		1		1	1
金融・保険	三菱UFJ証券(株)			0	1		1
金融・保険	野村アセットマネジメント		1	1			0
金融・保険	三菱東京UFJ銀行	1		1	1	1	2
金融・保険	住友信託銀行(株)			0	1		1
金融・保険	東京海上日動火災保険			0		1	1
金融・保険	日本生命保険	2	1	3	2		2
金融・保険	朝日生命保険(相)	1		1			0
金融・保険	AIGエジソン生命(株)	1		1			0
建設業	大和ハウス工業	1	1	2			0
建設業	大林組	1		1			0
建設業	中央電設(株)			0	1		1
建設業	トヨタホーム(株)			0		1	1
建設業	裕幸計装(株)			0		1	1
広告・マスコミ	財団法人共同通信社			0		1	1
商業(卸売・小売業)	コベルコ・コンプレッサ(株)	1		1			0
商業(卸売・小売業)	双日(株)	1		1			0
商業(卸売・小売業)	三菱商事(株)	1		1			0
商業(卸売・小売業)	JFE商事建材販売(株)	1		1			0
商業(卸売・小売業)	青山商事(株)			1	1		0
商業(卸売・小売業)	ワタミ・フードサービス			0		1	1
商業(卸売・小売業)	丸紅(株)		1	1			0
商業(卸売・小売業)	住友商事(株)			0	1		1
商業(卸売・小売業)	JFE商事(株)			0		1	1
商業(卸売・小売業)	神栄(株)			0		1	1
商業(卸売・小売業)	セブン-イレブン・ジャパン			0		1	1
商業(卸売・小売業)	(株)アルペン			0		1	1
情報通信業	(株)インテック		1	1			0
情報通信業	NTT 西日本	1		1			0

情報通信業	富士通テン(株)	1		1			0
情報通信業	(株)オービック	1		1			0
情報通信業	日立建機ビジネスフロンティア(株)		1	1			0
情報通信業	(株)アイ・エム・ジェイ		1	1			0
情報通信業	(株)昭和システムエンジニアリング		1	1			0
情報通信業	アイクラフト(株)			0	1		1
情報通信業	財団法人日本道路交通情報センター			0	1		1
情報通信業	(株)富士通関西システムズ			0	1		1
情報通信業	(株)JR西日本ITソリューションズ			0	1		1
食品	サントリー(株)	2		2			0
食品	山崎製パン(株)		1	1			0
食品	キリンビバレッジ	1		1			0
食品	明治乳業(株)			0		1	1
食品	ユニリーバ・ジャパン(株)			0	1		1
繊維・衣服等	株)ワコール			0		1	1
繊維・衣服等	グンゼ	2	1	3			0
繊維・衣服等	豊島(株)			0	1		1
倉庫・運輸	日立物流(株)	1		1			0
倉庫・運輸	近畿日本鉄道(株)	1		1			0
倉庫・運輸	京阪電鉄(株)			0	2		2
倉庫・運輸	西日本旅客鉄道(株)			0	1		1
倉庫・運輸	阪神電気鉄道(株)			0	1		1
倉庫・運輸	南海電気鉄道(株)	1		1			0
倉庫・運輸	山陽電気鉄道(株)	1		1	1		1
倉庫・運輸	西日本高速道路(株)			0		1	1
その他	(株)千趣会	1		1			0
その他	WDB(株)			0	1		1
その他	(株)シーエーシー	1		1			0
その他	日本総合研究所(株)	1		1			0
その他	野村総合研究所	1		1			0
その他	ひまわり法律事務所		1	1			0
その他	司法書士法人アヴァンス・リーガルサービス		1	1			0
その他	(株)ワークスアプリケーションズ	1		1			0
その他	監査法人トーマツ	1		1			0
その他製造	キャノン			0	1		1
その他製造	新日本工機			0	1		1

その他製造	ダイキン工業	1		1	1	1	2
その他製造	日本たばこ産業(株)			0	1		1
その他製造	レンゴー株式会社		1	1			0
その他製造	キャタピラージャパン(株)	1		1			0
その他製造	(株)クボタ	1		1		1	1
その他製造	日本レヂボン(株)			0		1	1
その他団体	日本放送協会		1	1			0
その他団体	司法研修所	2		2			0
その他団体	商工組合中央金庫			0	1		1
その他団体	日本証券業協会		1	1			0
その他団体	日本政策金融公庫 国民生活事業			0		1	1
その他サービス	(株)ホテルオークラ神戸	1		1			0
その他サービス	(株)レッグス	1		1			0
その他サービス	(株)リクルート	3		3			0
その他サービス	(株)寿樓			0	1		1
その他サービス	(株)くらこーセレーション			0	1		1
その他サービス	東洋テック(株)			0	1		1
その他サービス	三菱電機ビルテクノサービス(株)			0		1	1
鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造	古河電気工業(株)			0	1		1
鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造	(株)デンロコーセレーション			0		1	1
電気・ガス・熱供給	沖縄電力(株)	1		1			0
電気・ガス・熱供給	関西電力(株)		1	1	1	2	3
電気・ガス・熱供給	北陸電力(株)	1		1			0
電気・ガス・熱供給	大阪ガス(株)	1		1	1		1
電気・ガス・熱供給	(株)きんでん	1		1	1		1
電気・情報通信機械機器製造業	(株)日立製作所	1		1			0
電気・情報通信機械機器製造業	シャープ(株)	1		1			0
電気・情報通信機械機器製造業	日本電気(株)	2	1	3			0
電気・情報通信機械機器製造業	IBMサービス		1	1			0
電気・情報通信機械機器製造業	ソニー(株)			0		1	1
電子部品・デバイス製造業	パナソニック電工(株) (旧:松下電工)			0	1		1
電子部品・デバイス製造業	リコー(株)			0	1		1
電子部品・デバイス製造業	日本コントロールシステム(株)			0	1		1
不動産業	住友不動産販売			0	1		1
不動産業	近鉄不動産(株)	1		1			0
不動産業	三菱地所(株)	1		1			0

不動産業	東急不動産(株)	1		1			0
不動産業	セキスイハイム近畿(株)	1		1			0
不動産業	フジ住宅		1	1			0
不動産業	森ビル(株)			0		1	1
輸送用機械器具製造業	トヨタ自動車(株)	4		4	4		4
輸送用機械器具製造業	川崎重工業			0		1	1
輸送用機械器具製造業	三菱重工業(株)	1		1	1		1
輸送用機械器具製造業	NOK(株)	1		1			0
輸送用機械器具製造業	大同メタル工業(株)		1	1			0
鉱業・採石業・砂利採取業	JFEミネラル(株)			0	1		1
派遣・アルバイト		1		1			0
進学(学部)				1	1		1
進学(大学院)		6	7	13	2	5	7
進学(法科大学院)		26	11	37	17	5	22

■ 別表7 授業アンケート集計結果 \*「評価」は、知的興味、知識見方、履修価値の平均値。

(1) 平成20年度前期

項目	話し方	ノート	教科書	レジュメ	メディア	授業進度	シラバス	理解把握	質問対応
最高値	5.00	4.67	4.94	5.00	4.75	4.81	4.90	4.86	5.00
最低値	2.52	1.70	3.48	2.97	2.55	2.67	3.41	2.60	3.41
平均値	4.27	3.46	4.11	4.26	3.75	4.05	4.15	3.85	4.30

項目	理解工夫	教員意欲	判り易さ	知的興味	知識見方	履修価値	評価*
最高値	4.86	5.00	4.88	4.93	4.92	4.93	4.90
最低値	3.07	3.40	2.40	3.31	3.46	2.76	3.26
平均値	4.11	4.32	4.03	4.31	4.38	3.90	4.27

(2) 平成20年度後期

項目	話し方	ノート	教科書	レジュメ	メディア	授業進度	シラバス	理解把握	質問対応
最高値	4.95	4.76	4.89	5.00	4.70	4.83	4.80	4.81	5.00
最低値	2.22	2.13	3.35	2.91	2.83	3.24	3.39	2.78	3.67
平均値	4.28	3.84	4.20	4.25	3.86	4.11	4.15	3.92	4.36

項目	理解工夫	教員意欲	判り易さ	知的興味	知識見方	履修価値	評価
最高値	4.92	4.95	4.92	5.00	4.94	5.00	4.98
最低値	3.00	3.67	2.75	3.39	3.50	3.00	3.30
平均値	4.17	4.37	4.11	4.37	4.37	4.26	4.33

(3) 平成21年度前期

項目	話し方	ノート	教科書	レジュメ	メディア	授業進度	シラバス	理解把握	質問対応
最高値	5.00	4.83	4.95	4.93	4.63	4.88	4.79	4.88	5.00
最低値	3.08	2.76	3.52	3.00	3.05	2.94	2.93	3.00	3.47
平均値	4.31	3.78	4.20	4.23	3.77	4.05	4.15	3.96	4.40

項目	理解工夫	教員意欲	判り易さ	知的興味	知識見方	履修価値	評価
最高値	4.92	5.00	4.94	5.00	5.00	4.94	4.96
最低値	3.30	3.42	2.94	3.44	3.67	3.26	3.56
平均値	4.20	4.39	4.12	4.36	4.43	4.19	4.32

(4) 平成21年度後期

項目	話し方	ノート	教科書	レジュメ	メディア	授業進度	シラバス	理解把握	質問対応
最高値	5.00	4.91	5.00	4.80	4.82	4.82	4.91	4.91	5.00
最低値	3.05	2.79	3.70	3.01	2.70	3.23	3.50	2.67	3.30
平均値	4.25	3.79	4.24	4.18	3.77	4.08	4.17	3.93	4.29

項目	理解工夫	教員意欲	判り易さ	知的興味	知識見方	履修価値	評価
最高値	5.00	5.00	4.95	5.00	5.00	4.95	4.97
最低値	2.98	3.50	2.56	3.08	3.20	3.00	3.13
平均値	4.17	4.35	4.07	4.32	4.38	4.23	4.31

(4) 学生支援

(a) 学生支援の体制

本学部においては、学習を進めるにあたって、適切な科目履修が行われることを確保するため、新入生および2年生の4月段階でガイダンスを行っている。留学生・編入生については、それぞれ入学時の4月段階でガイダンスを実施しているほか、とくに留学生支援を目的とするチューター制度を設け、学習面のみならず生活面においても、大きな困難なく大学生活を送れるよう配慮している。留学生担当講師は、大学院留学生を主な対象とする相談窓口となっているが、学部留学生の相談にも適宜応じる態勢をとっている。その他、学生が直面しうる様々な問題については、所属ゼミの指導教員、学生委員会と教務係が共同して適宜対処することとしている。

科目ごとの学習に関わる相談については、オフィスアワーを設定し、担当教員が直接に学生と面談して対処することとしている。オフィスアワーの設定は科目によって異なるが、それぞれシラバスにおいて明示されている。また、平成7年度よりティーチング・アシスタント制度が導入され、法学研究科大学院生が学部講義の補助を行うことによって、大教室での講義でも、よりきめ細かな学習指導が可能となった。

これらにより、学習支援に関する学生のニーズは概ね適切に把握されているということができる。

(b) 自主的学習環境の整備

法学部学生の自主的学習のための場としては社会科学系図書館、法学部資料室があり、このほかグループ討論などの場として、演習室が活用されている。

学生がパソコンを自由に利用できる場所としては、六甲台電算機室、国際協力研究科棟内の

情報処理演習室等（前掲【II 3(3)情報処理施設】参照）があるほか、社会科学系図書館内のパソコンでもインターネット検索が可能である。法学部資料室のパソコンからは法律・政治関係のデータベース検索が可能であり、これらの研究学習資源については、文献資料の探し方に関する解説とともに、法学部ホームページ[<http://www.law.kobe-u.ac.jp/study.html>]から容易にアクセスできるよう配慮されている（詳細は前掲【II 3(3)情報処理施設】参照）。

法学部学生による課外活動としては法律相談部があり、一般市民向けの法律相談を定期的に開催するほか、毎夏、地方での移動法律相談を実施しており、これには法学部からの支援を得て法学部教員が同行している。また、法学部ゼミ幹事会において、ゼミオリエンテーション、ゼミ討論会、謝恩会等が企画・運営されている。

#### （c）学園祭

神戸大学においては、全学的な学園祭である「六甲祭」が毎年11月に開催されている。そこでは、六甲祭実行委員会が中心になって様々な企画を準備し、学生の学術・文化活動の発表や教育・スポーツ活動などの相互交流の場となっている。平成20年度は11月8日（土）から9日（日）、平成21年度は11月14日（土）から15日（日）にかけて開催された。

#### （d）保健管理センター

本部棟1階にあり、医師やカウンセラーが常駐し、定期検診や学生の健康上の相談に応じている。

#### （e）セクシャル・ハラスメント相談窓口

セクシャル・ハラスメントに関する事項については、セクシャル・ハラスメント相談員が相談窓口となって対応している。相談員の連絡先等については、常備された広報パンフレットに記載しているほか、ガイダンス等においても重ねてアナウンスすることにより、学生への周知徹底が図られている。

#### （f）就職指導

法学部・法学研究科においては、教務係が就職担当窓口として学生からの相談に適宜応じているが、そのほか、学生が利用可能な就職支援のための窓口として下記のものがあり、これらについては、神戸大学のホームページ[<http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/employment/index.htm>]上で情報を得ることができる。

- ・神戸大学キャリアセンター

平成19年6月に学務部就職支援室を改組し新設された。鶴甲第1キャンパスA棟1階の学生センター内にあり、就職相談員が常駐し、パソコンや各種就職情報誌を備えて就職情報を提供するほか、就職相談にも応じている。同センターは、学内就職支援ネットワークにおけるハブ組織として、各部局、同窓会、東京オフィス、大学生協、学生団体などの就職支援組織と連携し、学内各組織の就職行事や支援活動に関する情報の共有や発信を促進しながら、神戸大学における就職支援行事、就職進路相談、インターンシップ、キャリア教育などのキャリア形成支援プログラムの充実を図っている。毎年、20回程度のガイダンスを行っている。

- ・六甲台就職情報センター（三木記念館2階）

平成17年5月に、六甲台地区4部局（法、経済、経営、国際協力研究科）の同窓会組織である「凌霜会」の支援を得て、三木記念館2階にオープンした。ここには、商社、銀行、メーカーなどで勤務した経験をもつ凌霜会OBが就職相談員として交代で常駐しており、社会科学系の学部生、大学院生を対象にして、パソコンや各種就職情報誌を備えて、就職情報の提供、就職相談を行っている。

- ・神戸大学東京オフィス

東京丸の内、帝劇ビル地下の「東京凌霜クラブ」内にある。就職相談員が常駐し、パソコンの利用、就職情報や就職相談などを提供することにより、東京での神戸大学生の就職活動をサポートしている。

- ・神戸大学生協

企業見学会などを開催しているほか、ホームページ (<http://seagull.coop.kobe-u.ac.jp/recruit/>)

を通じて、神戸大学内で開かれる各種就職セミナーなどのイベントをカレンダーに整理し、学生の就職活動をサポートしている。

### (g) 生活支援

授業料は学部・大学院とも年額535,800円（夜間主コースは267,900円）であるが、経済支援の必要性が高い学生は、授業料の免除を申請することができる。授業料免除は、①入学前1年以内における、学資負担者の死亡、あるいは風水害等の被災の場合、もしくは、②学業優秀で、かつ経済的理由により授業料納付が困難な場合に認められる。法学部・法学研究科学生の授業料免除者数は別表8の通りである。そのほか、学生は、日本学生支援機構を中心とする各種奨学生の受給を申請することができる（別表9および10）。また、財団法人神戸大学六甲台後援会が、平成20年度から、創立50周年を記念して社会科学特別奨励賞（凌霜賞）を創設し、2年生から4年生の各学年における成績最優秀の法学部生を顕彰し、学習・生活の支援のために1人60万円を授与している。

さらに、自宅から通学できない学生は、別表11のような寄宿舎を利用することができる。

#### ■ 別表8 法学部・法学研究科学生の授業料免除者数

##### (1) 平成20年度前期

	申請者数	全額免除者数	半額免除者数
法学部（昼間主）	58	32	7
法学部（夜間主）	0	0	0
法学研究科（前期）	13	12	0
法学研究科（専門職）	40	24	5
法学研究科（後期）	8	4	1

##### (2) 平成20年度後期

	申請者数	全額免除者数	半額免除者数
法学部（昼間主）	58	24	12
法学部（夜間主）	0	0	0
法学研究科（前期）	15	12	1
法学研究科（専門職）	42	26	7
法学研究科（後期）	8	3	4

##### (3) 平成21年度前期

	申請者数	全額免除者数	半額免除者数
法学部（昼間主）	55	26	11
法学部（夜間主）	0	0	0
法学研究科（前期）	13	6	5
法学研究科（専門職）	38	22	6
法学研究科（後期）	7	2	4

##### (4) 平成21年度後期

	申請者数	全額免除者数	半額免除者数
法学部（昼間主）	53	27	10
法学部（夜間主）	0	0	0
法学研究科（前期）	15	6	7
法学研究科（専門職）	39	22	7
法学研究科（後期）	7	2	5

■ 別表 9

(1)平成 20 年度日本学生支援機構奨学生数一覧

種別	通学区分	貸与金額	法学部 昼間主 コース		法学部 夜間主 コース		法学研究科 博士 前期課程		法学研究科 博士 後期課程		合計	
			貸 与	停 止	貸 与	停 止	貸 与	停 止	貸 与	停 止	貸 与	停 止
1 種	自宅	45,000	40								40	
	自宅外	50,000	1								1	
		51,000	85	2							85	2
		88,000					7				7	
2 種		122,000							11	1	11	1
		30,000	16								16	
		50,000	85	1				1			86	1
		80,000	31	1			1				33	1
		100,000	37	3	1				1		38	3
		120,000	2								2	

(2)平成 21 年度日本学生支援機構奨学生数一覧

種別	通学区分	貸与金額	法学部 昼間主 コース		法学部 夜間主 コース		法学研究科 博士 前期課程		法学研究科 博士 後期課程		合計	
			貸 与	停 止	貸 与	停 止	貸 与	停 止	貸 与	停 止	貸 与	停 止
1 種	自宅	45,000	35	1							35	1
	自宅外	51,000	88	4							88	4
		80,000						9		1	9	1
		88,000							6		6	
2 種		122,000										
		30,000	15								15	
		50,000	80	1				1			81	1
		80,000	25	1			2				28	1
		100,000	32	2	1				1		33	2
		120,000	12	1							12	1

■ 別表 10

(1) 平成 20 年度 地方・民間奨学生一覧

奨学財団	支給区分	金額(月額)	学部 昼間主 コース	学部 夜間主 コース	博士 前期 課程	博士 後期 課程	法科 大学院
岡山県育英会	貸与	51,000	2				
北九州市教育委員会	貸与	45,000	1				
木下記念事業団	給与	50,000～70,000	3		1	1	
小森記念財団	給与	30,000	1				
島根県育英会	貸与	30,000～70,000	1				
帝京育英財団	給与	20,000	1				
中山報恩会	貸与	42,000	1				
ニビキ育英会	給与	14,000	1				
日本通運育英会	貸与	15,000	1				
三菱 UFJ 信託奨学財団	給与	30,000	1				
みなど銀行育英会	給与	50,000	2				
宮崎県育英資金	貸与	50,000	1				
村尾育英会	給与	20,000	1				
森下育英会	給与	25,000	2				
合計			19		1	1	

(2) 平成 21 年度 地方・民間奨学生一覧

奨学財団	支給区分	金額(月額)	学部 昼間主 コース	学部 夜間主 コース	博士 前期 課程	博士 後期 課程	法科 大学院
岡山県育英会	貸与	51,000	1				
川村育英会	給与	50,000					1
木下記念事業団	給与	50,000～70,000	6		1	1	
小森記念財団	給与	30,000	1				
島根県育英会	貸与	30,000～70,000	1				
竹中育英会	給与	80,000	1				
帝京育英財団	給与	20,000	2				
中山報恩会	貸与	42,000	1				1
ニビキ育英会	給与	14,000	1				
日本証券奨学財団	給与	45,000	1				
日本通運育英会	貸与	15,000	1				
三木記念会	給与	30,000	1				
三菱 UFJ 信託奨学財団	給与	30,000	2				
みなど銀行育英会	給与	50,000	3				
宮崎県育英資金	貸与	50,000	1				
村尾育英会	給与	20,000	1				
森下育英会	給与	25,000	2				
合計			26		1	1	2

■ 別表 1 1 寄宿舎

寮 名		所 在 地	定員	居 室	在寮 期間
男子	住吉寮	〒658-0063神戸市東灘区住吉山手7-3-1 電話 078-851-4075	232人 78人	2人部屋 1人部屋	最短修業年限
	住吉国際学生宿舎		136人	1人部屋	2年
	白鷗寮(男子)	〒658-0015神戸市東灘区本山南町1-4-50 電話 078-431-6231	232人	1ユニット 4個室	最短修業年限
女子	白鷗寮(女子)		32人	1ユニット 4個室	
	女子寮	〒658-0063神戸市東灘区住吉山手7-3-2 電話 078-811-1300	156人	4人部屋	

## (5) 教育改善

### (a) 教員相互の研鑽

神戸大学法学部は、従来積極的に授業内容・方法のさらなる改善を主たる目的とする教育改善に取り組んできた。その取組みは多面にわたるが、以下に個々の取組みを概観する。

第1にあげられるのは、教員相互の研鑽の機会を様々に設けていることである。

まず、平成15年度より教員相互の日常的な意見交換・相互交流をはかるべく、法学研究科教員の親睦団体である、法学研究科僚友会主催で、年2回程度のランチョンセミナーが開催されている。昼食を取りながら、本研究科教員が研究・教育上の話題提供を行い、約1時間あまりの意見交換を行うという企画である。

さらに、平成14年度より、法学部においては教員の相互授業参観を実施しており、教員の教育能力向上に努めている。前期・後期の各セメスターにおいて、約2週間を授業参観期間と位置づけ、この期間において開講されているすべての講義・演習（非常勤講師によるものを探す）を、自由にスタッフは聴講できるものとしている。また、この試みは平成14年度に実施された大学評価・学位授与機構からも「特色ある取り組み」かつ、「特に優れた点」との評価を受けている。なお、この教員による相互授業参観は、平成20、21年度も引き続き行われており、現在は、参観を行った教員は感想・意見についての文書を提出し、そのコピーを参観教員、被参観教員双方に配布することにより、参加教員の教育方法の改善のための資料とされている。この制度による、個別教員の教育改善の取組みについては、個人報告部分を参照。

### (b) 学生に対する授業アンケート

学部では、平成14年度前期より開始された、学生に対する授業アンケートが行われている。アンケート時期は最終講義の約2週間前の講義である。基本項目は、いずれも、5段階評価とし、加えて、自由記述欄を設けている。この学生に対する授業アンケートは、10人以上のすべての法学部科目において実施されている。これらのアンケート結果は一覧表の形で、教授会において配付され（なお、それを整理して平均値、最高値、最低値を示した表は前掲別表7である）、各教員の教育手法の向上のための資料とされると共に、教員相互の教育手法・内容のチェックの素材とされている。また、自由記述欄は、成績評価終了後に、そのコピーが各教員に配布されている。このアンケートを踏まえた、個別教員の具体的な教育改善の取組みについては、個人報告部分を参照。

### (c) カリキュラム改革と教育改善の取組み

本学部では、平成16年度に法科大学院設置に併せて、法学部のカリキュラムについても大幅な改革を行った。この改革は従来のように、いきなり大教室で法学・政治学の専門科目の体系的講義を聞かせる方法で、それを科目数だけ積み上げるというのではなく、大講義を一部スリム化しつつ、少人数教育を積極的に活用し、年次進行に合わせた導入教育を行いながら、螺旋的に「重ね塗り」をしていくというものであった。それを実現すべく、専門科目の基礎演習・応用演習等が開講された。この少人数教育の充実自体については、学生から肯定的な評価を受け、その意味で、学部教育の平成16年度改革は質の改善をもたらしたといえる。

しかし、当該新カリキュラムを実施してから、評価FD委員会による学部学生授業アンケートや、各教員からの意見聴取を通じて、一部学生が特に基本的な実定法科目において消化不良を起こしつつあり、また演習のうち3、4年次演習が減少したことにより、特にゼミ等を通じて、学生と教員がじっくりつきあい、学問形成に不可欠な人間関係を深めることができにくくなっているという意見も得られた。

そこで、教学関係専門委員会および同WGが中心となり、議論を積み上げた結果、平成19年度の教授会において新カリキュラム案が報告、承認され、ほぼ現在のカリキュラムが制定された。そこでは基礎演習・応用演習を減少・廃止し、少人数での講義と演習がミックスした応用法律科目への移行、3、4年次演習および講義科目を拡充する改正が行われた。これにより、平成16年度改革によって得られた少人数教育による利点を最大限活用しつつ、より質が高く、満足度を得られる教育を志向している。このように改革を実現後、迅速にそれに対する学生・教員の意見を汲み取り、その調整を行うシステムが機能している点は、教育改善への取り組み体制の観点における質の高さを示しているものと思われる。

また、この5年ほどの間をみても、平成17年度にはEUIJによる「EU科目」、平成18年度からは「ジャーナリープログラム」、平成21年度からは「21世紀型市民としての法学士養成計画」、平成22年度からは「法経連携専門教育プログラム」を開始する等、経常的に、実践的で魅力ある学部教育の実現・拡充を行い、教育目的の実現に努めているといえる。

これらの本学部における教育改善の体制や試みは、平成20年度に行われた法人評価の中間評価において、教育実施体制が「期待される水準を上回る」と高い評価を得ている。なお、同評価において、その他の学部教育に関する基準（教育内容、教育方法、学業の成果、進路・就職の状況）については、「期待される水準にある」と評価されている。評価のための自己評価書、評価結果等は、全学のホームページ(<http://www.kobe-u.ac.jp/info/evaluation/index.htm>)において公表されている。

## 2 法学研究科理論法学専攻・政治学専攻

### (1) 学生の受入れ

#### (a) アドミッション・ポリシー

神戸大学大学院法学研究科は、平成16年4月の法科大学院の設置に伴い、専攻・講座を改組した。専攻は理論法学専攻と政治学専攻とに分けられ、理論法学専攻には、理論公共法、理論取引法、基礎法理論の3講座が置かれ、また、政治学専攻には、政治理論、国際政策分析、現代政治分析の3講座が置かれた。さらに履修コースとして、博士課程前期課程には、研究者コース、専修コース、社会人コース、法曹リカレントコース（理論法学専攻のみ）が設けられ、博士課程後期課程には、研究者コース、高度専門職業人コースが設けられた。本研究科においては、これら履修コース毎に「教育目的」を掲げ、かかる教育目的に応じた「本研究科が求める学生像」を定めている。この「教育目的」と「本研究科が求める学生像」については、「神戸大学大学院法学研究科 学生募集要項」、「神戸大学大学院法学研究科の案内」パンフレット、および、法学研究科公式Webページ (<http://www.law.kobe-u.ac.jp>)において公表、周知が図られているが、その具体的な内容は以下の通りである。

( i ) 博士課程前期課程研究者コースにおいては、「日本内外の大学等の研究・教育機関において研究・教育に従事する、次世代の研究者を養成すること」を教育目的としており、博士課程後期課程研究者コースにおいては、「前期課程又は専門職学位課程修了後に、各専攻領域において対象を更に深化させる研究および総合的な法学や政治学の知識、問題解決能力を学生に伝える教育を行い得る能力の養成」を教育目的としている。そして、これに対応して、博士課程前期課程および後期課程研究者コースにおいては、「研究機関において、法学・政治学に関する次世代の研究者・教育者となるに相応しい優れた能力と知識等を有する学生」を本研究科の求める学生像としている。

( ii ) 博士課程前期課程専修コースにおいては、「昨今の国内外社会の急速な情報化、高度化、流動化に伴い、社会における問題も多様化、複雑化していることを受けて、学部段階以上の法学や政治学の知識の会得、問題解決能力の涵養」を教育目的としている。これに対応して、「法学・政治学に関して学部において習得した学問的成果を前提として、それを更に向上させるに相応しい能力等を有する学生」を本研究科の求める学生像としている。

( iii ) 博士課程前期課程社会人コースは、二つの教育目的を持ち、第一は、「現在の社会の急速な変化によって生じている法律問題、政策問題に対応し得る応用的・実際的・総合的な解決能力を養成すること」であり、第二は、「法学や政治学の領域における関心を有する社会人学生を対象とする、いわゆるリフレッシュ教育」である。これに対応して、「一般社会における法学・政治学的な実務上の問題解決に必要な知識・能力を身につけるに相応しい、又は、各自の法学・政治学上の関心に応じて、大学院レベルのリフレッシュ教育を受けるに相応しい、社会経験、能力と意欲を有する学生」を本研究科の求める学生像としている。

( iv ) 博士課程後期課程高度専門職業人コースは、「前期課程又は専門職学位課程において行った研究や学習を踏まえて、高度化・多様化する社会における法学や政治学上の諸問題を主体的に解決し得る能力の養成」を教育目的としている。これに対応して、「一般社会における先端・国際的な実務に専門的に携わるために高度な能力を有する職業人となるに相応しい、社会経験、能力と意欲を有する学生」を本研究科の求める学生像としている。

( v ) 博士課程前期課程法曹リカレントコースは、「職業法曹等の資格を有する者を受け入れ、専門的・先端的な領域における教育と研究を通じ、より専門性の高い分野で活躍できる人材の育成と継続教育」を目的としている。これに対応して、「職業法曹等の資格を有し、専門的・先端的な領域における知識の習得や研究を今後の職業活動に活かす意欲のある学生」を本研究科の求める学生像としている。

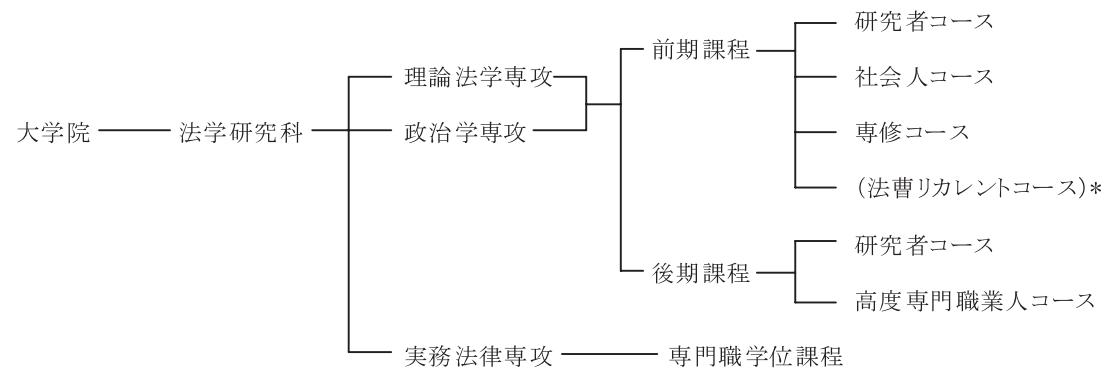
## ( b ) 入試制度

### ( i ) 経緯

神戸大学大学院法学研究科は昭和28年に設置され、修士課程および博士課程が置かれた。専攻は私法専攻（修士課程・博士課程）および経済法専攻（修士課程・博士課程）と定められたが、昭和35年の公法専攻増設に伴い、経済法専攻は廃止され、私法専攻と公法専攻の二専攻体制となった。昭和50年に、修士課程・博士課程の別を、博士課程前期課程（2年）と博士課程後期課程（3年）に変更した。平成4年には、公共政策や企業取引法についての高度の法学的・政治学的な専門知識・能力を持った人材の養成を目的とした法政策専攻が増設され、私法専攻・公法専攻（博士課程前期課程と後期課程）と法政策専攻（修士課程）との三専攻体制となった。さらにその後平成7年に、法政策専攻に博士課程後期課程（いわゆる社会人博士課程）が設置され、また、私法・公法専攻の博士課程前期課程に研究者コース・総合研究コースの履修コースが設置された。平成12年には、大学院重点化により、専攻の再編成が行われ、従前の私法専攻・公法専攻・法政策専攻から、経済関係法専攻・公共関係法専攻・政治社会科学専攻へと改組された。この改組に伴い、履修コースとして、博士課程前期課程には、研究者コース・専修コース・社会人コースが、また、博士課程後期課程には、研究者コース・高度専門職業人コースが設置された。なお、専修コースは、主として総合研究コースの、社会人コースは、主として法政策専攻の目的と特色をそれぞれ引き継いでいる。

さらに、平成16年4月より、法科大学院の設置に伴い、大学院の専攻・課程は以下のように再編され現在（平成22年7月現在）に至っている。

■別表1 神戸大学大学院法学研究科の現状（平成22年7月現在）



\*( )は、理論法学専攻のみ

### （ii）入学定員

平成22年7月時点の定員は以下の通りである。

①実務法律専攻・専門職学位課程（法科大学院） 80人（法学未修者コース25人程度、法学既修者コース55人程度）

### ②理論法学専攻・政治学専攻

#### （イ）博士課程前期課程

(α) 理論法学専攻28人（研究者コース・専修コース・社会人コース・法曹リカレントコース・研究者コース外国人特別学生を含む）

(β) 政治学専攻12人（研究者コース・専修コース・社会人コース・研究者コース外国人特別学生を含む）

#### （ロ）博士課程後期課程

(α) 理論法学専攻14人（研究者コース・高度専門職業人コース・研究者コース外国人特別学生を含む）

(β) 政治学専攻6人（研究者コース・高度専門職業人コース・研究者コース外国人特別学生を含む）

### （iii）入学試験

入学試験においては、アドミッション・ポリシーに従い、各コース毎の「教育目的」および「本研究科が求める学生像」に基づき適切な学生の受入方法が採用されている。試験の実施方法は以下のとおりである。

#### ①博士課程前期課程

##### （イ）研究者コース（理論法学専攻・政治学専攻）

2つの入試制度がある。まず、例年6月下旬に、学部成績の特に優秀な本学法学部に在籍する学生を対象として、内部入試が実施される。専攻1科目について口頭試験が課される。

次に、例年9月上旬に、一般入試が行われる。専攻科目1科目、関連科目2科目の論文試験（なお、平成22年度入試より、理論法学専攻・政治学専攻とも、関連科目は1科目に変更された）、外国語1科目の試験、および口頭試験が課される。なお、平成16年4月の法科大学院の設置に伴う改組により、専攻科目が大幅に変更され、実定法科目を専攻する学生の募集は停止した（ただし、下記、外国人特別学生は除く）。

以上のほか、研究者コース外国人特別学生（理論法学専攻・政治学専攻）の選考が、9月上旬の時期と、2月下旬から3月上旬にかけての時期において実施され、日本語による作文、専攻科目1科目の論文試験、および口頭試験が課されている。

（ロ）専修コース（理論法学専攻・政治学専攻）

2つの入試制度がある。まず、例年6月下旬に、学部成績の特に優秀な本学法学部に在籍する学生を対象として、内部入試が実施される。専攻1科目について口頭試験が課される。

次に、例年9月上旬に、一般入試が行われる。従来は専門科目2科目の論文試験、外国語（英語）試験、および口頭試験が課されていたが、平成20年度入試は政治学専攻につき専門科目は1科目のみ課されることとなり、平成21年度からは理論法学専攻・政治学専攻のいずれも、専門科目は1科目のみ課されることとなった。

なお、平成16年4月の法科大学院の設置に伴う改組により、法哲学、日本法史、西洋法史、英米法、中国法、ロシア法、法社会学、国際関係論、政治学、日本政治史、西洋政治史、政治過程論を専攻する学生のみを受け入れることとなった。

（ハ）社会人コース（理論法学専攻・政治学専攻）

例年9月上旬に実施され、出願資格の基礎となる社会経験を踏まえ、志望理由書、論文等に基づき口頭試験が課されている。

（二）法曹リカレントコース（理論法学専攻）

例年9月上旬に実施され、出願資格の基礎となる社会経験を踏まえ、志望理由書、論文等に基づき口頭試験が課されている。

## ②博士課程後期課程

（イ）研究者コース（理論法学専攻・政治学専攻）

例年2月下旬から3月上旬にかけての時期に実施される。外国語2科目の筆答試験、および、修士論文を中心とする口頭試験が課される。研究者コース外国人特別学生（理論法学専攻・政治学専攻）の場合は、外国語1科目の筆答試験、および修士論文を中心とする口頭試験が課される。

なお、法科大学院の設置に伴い、平成18年度学生募集より、法科大学院修了者特別入試および進学試験を実施している。法科大学院修了者特別試験の方法は2種類ある。一つは、本研究科専門職学位課程実務法律専攻（法科大学院）に在籍する者のうち、特に成績の優秀な者を対象として内部入試が実施される。これは例年3月上旬に実施され、外国語1科目の筆答試験、および専攻科目1科目についての口頭試験が課される。なお、専攻分野によっては、外国語1科目の筆答試験を課さず、口頭試験のみによって行うものもある。もう一つは、例年9月上旬に実施される一般入試および進学試験である。専攻科目1科目および外国語1科目の筆答試験、並びに、事前に提出された研究レポート（16,000字以上）および研究計画調書に基づいて口頭試験が課される。

（ロ）高度専門職業人コース（理論法学専攻・政治学専攻）

例年2月下旬から3月上旬にかけての時期に実施され、一般入試と社会人特別入試の2つの制度がある。一般入試については、外国語1科目の筆答試験、および修士論文を中心とする口頭試験が課される。社会人特別入試については、修士論文を中心とする口頭試験が課される。

以上、いずれの場合にも、出題および口頭試験の実施にあたっては、「本研究科が求める学生像」に照らし、十分に熟慮された試験の実施が為されている。

## （iv）大学院生の状況

年度別の在籍大学院生数は、別表1に記載する通りである。国籍別・課程別の留学生受入実績の詳細については、【II 4(3)(c)(ii)学生の国際交流】に記載した通りである。

■別表1 平成20～21年度大学院生の状況

	平成20年度		平成21年度		合計
	前期課程	後期課程	前期課程	後期課程	
在籍学生人数（毎年5月1日現在）	49	62	49	60	220
内訳： 私法専攻					
公法専攻		7		3	10
法政策専攻		5		4	9
経済関係法専攻		3		3	6
公共関係法専攻		34	39	42	148
政治社会科学専攻		15	8	16	47
理論法学専攻					
政治学専攻					
入学者人数	20	14	26	13	73
内訳： 理論法学専攻	11(3)	13(5)	20(5)	11(5)	55(18)
政治学専攻	9	1	6(1)	2	18(1)
注： ( ) は外国人留学生内数					
退学者人数（除籍含む）	0	9	2	6	17
内訳： 私法専攻					
公法専攻					
法政策専攻		3		1	4
経済関係法専攻		1			1
公共関係法専攻		4	2	5	11
政治社会科学専攻		1			1
理論法学専攻					
政治学専攻					
修了（学位取得）者人数	修士6(6)	博士7(3)	修士17(2)	博士9(1)	59(12)
内訳： 私法専攻					
公法専攻		1			1
法政策専攻		1			1
経済関係法専攻				2	2
公共関係法専攻		4(3)	10(2)	3(1)	38(12)
政治社会科学専攻	21(6)	1	7	2	2
理論法学専攻	5				
政治学専攻					
注： ( ) は外国人留学生内数					
留学派遣者人数		1		1	2

■別表2 平成20年度～21年度外国人研究生の入学状況

	平成20年4月	平成20年10月	平成21年4月	平成21年10月	合計
入学者人数	4	0	6	3	13

## (2) 教育内容および方法

### (a) 大学院の講義・演習の体系

神戸大学大学院法学研究科は、各履修コースの教育目的に沿って、それら目的を達成できるよう、カリキュラムを体系的に以下のように編成している。

#### ( i ) 研究者コース（博士課程前期課程・後期課程）

本コースにおいては、日本内外の大学等の研究・教育機関において研究・教育に従事する、次世代の研究者を養成することを目的としていることから、①論文作成の指導を中心とする演習、②専門の領域について学問的に深い研究を行うための研究者コース特殊講義に加え、③前期課程においては、国際的に通用する研究者を養成すべく外国文献を駆使した専門的研究を可能にするための外国文献研究がカリキュラムの中心である。

また、学際研究に対応できる能力の涵養、および、理論面と実務面の双方に均衡のとれた研究が可能となるよう、自分の興味に応じ、④専修コース・社会人コース、高度専門職業人コース特殊講義の履修が可能である。これに加え、⑤授業担当教員の許可の下で国際協力研究科の授業科目（演習を除く）、⑥指導教員および授業担当教員の許可の下で実務法律専攻（法科大学院）において展開される授業科目の履修が可能である。

#### ( ii ) 専修コース（博士課程前期課程）

本コースにおいては、昨今の国内外社会の急速な情報化、高度化、流動化に伴い、社会における問題も多様化、複雑化していることを受けて、学部段階以上の法学や政治学の知識の会得、問題解決能力を涵養することを目的としていることから、学生が、幅広く高度な水準の、かつ最新の内容の法学・政治学を研究し、理論面と実務面の双方に均衡のとれた能力を備えることができるよう、きわめて豊富な科目から、相当の自由をもって選択し、履修することができるよう配慮したカリキュラムが組まれている。具体的には、①修士論文またはリサーチペーパーの作成指導を行うことを主目的とした演習、②先端的・応用的領域を幅広く対象とし、実務的・政策的視点を十分意識しつつ展開される講義形式の授業である、専修コース・社会人コース特殊講義のほか、③研究者コース特殊講義、④法学部講義科目と合併で開講される特別特殊講義、⑤授業担当教員の許可の下で国際協力研究科の授業科目（演習を除く）、⑥指導教員および授業担当教員の許可の下で実務法律専攻（法科大学院）において展開される授業科目の履修が可能である。

#### ( iii ) 社会人コース（博士課程前期課程）

本コースにおいては、主として、現在の社会の急速な変化によって生じている法律問題、政策問題に対応し得る応用的・実際的・総合的な解決能力を養成すること、さらに、法学や政治学の領域における関心を有する社会人学生を対象とする、いわゆるリフレッシュ教育との二つの目的を有している。そのため、例えば、官公庁、企業、国際機関等の法務、政策の実務者を受け入れ、大学院の教育課程を用いて、高度の法学、政治学的専門知識および能力を備えた人材を養成するために、知識の獲得と共にその運用能力を養うことに力点を置いたカリキュラムが組まれている。

具体的には、①修士論文またはリサーチペーパーの作成指導を中心とする演習、②法学・政治学の先端的・応用的領域を対象とし、理論的知見と実務的な問題関心を架橋することに重点が置かれた、社会人コース・専修コース特殊講義、③研究者コース特殊講義、④法学部講義科目と合併で開講される特別特殊講義、⑤授業担当教員の許可の下で国際協力研究科の授業科目（演習を除く）、⑥指導教員および授業担当教員の許可の下で実務法律専攻（法科大学院）において展開される授業科目の履修が可能である。

なお、本コース、および次項目の高度専門職業人コース特殊講義については、勤務を続けながら履修する学生の負担を軽減する措置として、通常の学期の夜間開講（夜1時限：17時50分～19時20分、夜2時限：19時30分～21時00分）ないし集中講義の形で開講されるものがある。

#### ( iv ) 高度専門職業人コース（博士課程後期課程）

本コースは、前期課程において行った研究を踏まえて、高度化・多様化する社会における法学や政治学上の諸問題を主体的に解決し得る能力の養成を教育目的としていることから、主として①博士論文作成の指導を中心とする演習、②法学・政治学の先端的・応用的領域を対象とし、理論的知見と実務的な問題関心を架橋することに重点が置かれた高度専門職業人コース特殊講義、および、③研究者コース特殊講義の履修が可能である。

(v) 法曹リカレントコース（博士課程前期課程）

本コースは、「法化」が進展する現在の社会において、知的財産法・租税法・国際経済法など、これまでわが国の法律実務家があまり扱ってこなかった法領域に関する問題の重要性が高まっていることに加えて、民法・刑法のような従来から重要と考えられてきた基本的な法分野においても新たな問題に直面することが増えてきていることに鑑み、弁護士や司法書士等を学生として受け入れ、これから社会において法律の専門家として活躍するために必要な、新たな法の知識と、その運用能力を養成するための「法曹継続教育」の場となることを目的としている。そのため、本コースの学生は、①修士論文またはリサーチペーパーの作成指導を中心とする演習、②社会人コース・専修コース特殊講義、③研究者コース特殊講義に加えて、④実務法律専攻（法科大学院）において展開される応用的・先端的な授業科目の履修が可能である\*。

\* ただし、年度によって開講科目は異なる。

■ 別表1 法曹リカレントコースの学生が履修できる実務法律専攻科目一覧（平成21年度）

授業科目名	単位数	授業科目名	単位数
比較憲法	2	ADR論	2
民事執行・保全法	2	消費者法	2
倒産法	4	環境法 I	2
刑事学	2	環境法 II	2
国際法	4	社会保障法	2
国際人権法	2	法文化	2
金融商品取引法	2	法思想	2
経済刑法	2	アメリカ法	4
著作権法	4	ヨーロッパ法	4
特許法	4	アジア法	4
応用知的財産法	4	現代司法論	2
租税法 I	2	R&Wゼミ知的財産法	2
租税法 II	4	R&Wゼミ租税法	2
労働法 I	2	R&Wゼミ労働法	2
労働法 II	2	R&Wゼミ経済法	2
経済法 I	4	R&Wゼミ倒産法	2
経済法 II	2	R&Wゼミ国際経済法	2
国際経済法 I	2	R&Wゼミ国際関係法（私法系）I	2
国際経済法 II	4	R&Wゼミ国際関係法（私法系）II	2
国際私法・国際民事訴訟法	4	R&Wゼミ国際関係法（公法系）	2
国際取引法	4		

なお、各コースの具体的な開講授業科目は以下の通りである（平成21年度の開講科目であり、年度によって異なる）。

博士課程前期課程

[研究者コース]

①特殊講義

国際民事法特殊講義（中野、齋藤）、法哲学特殊講義（蓮沼）、西洋法史特殊講義（瀧澤）、英米法特殊講義（丸山）、ロシア法特殊講義（渋谷）、国際法特殊講義（坂元）、法社会学特

殊講義（馬場、樋村）、実定法特殊講義〔民法〕（手嶋、山田（誠）、磯村）、実定法特殊講義〔商法〕（近藤）、実定法特殊講義〔知的財産法〕（井上（由））、実定法特殊講義〔労働法〕（大内）、実定法特殊講義〔経済法〕（泉水）、実定法特殊講義〔民事訴訟法〕（山本（弘））、実定法特殊講義〔国際経済法〕（小室）、実定法特殊講義〔憲法〕（井上（典））、実定法特殊講義〔行政法〕（中川）、実定法特殊講義〔租税法〕（佐藤）、実定法特殊講義〔刑事法〕（宇藤、小田）、国際関係論特殊講義（増島、栗栖）、政治学特殊講義（飯田）、日本政治史特殊講義（蓑原）、政治過程論特殊講義（品田）、行政学特殊講義（大西）、学外企画研究特殊講義（安井、栗栖）、自主企画特殊講義（曾我、栗栖）

## ②外国文献研究

英米法文献研究（加藤、池田（千）、榎）、ドイツ法文献研究（角松）、フランス法文献研究（興津、玉田）、国際関係論文献研究（多湖）

## ③演習

国際民事法演習（中野、齋藤）、法哲学演習（蓮沼）、西洋法史演習（瀧澤）、英米法演習（丸山）、ロシア法演習（渋谷）、国際法演習（坂元）、法社会学演習（樋村、馬場、高橋）、実定法演習（磯村、山田（誠）、山本（顯）、手嶋、窪田、浦野、中西、山本（弘）、近藤、志谷、行澤、井上（由）、島並、大内、泉水、小室、赤坂、井上（典）、浅野、米丸、中川、角松、佐藤、大塚、小田、上篤、宇藤）、国際関係論演習（増島、栗栖）、政治学演習（飯田）、日本政治史演習（蓑原）、政治過程論演習（品田）、行政学演習（大西）

## ④外国人特別学生のための特殊講義

日本法概説（井上（正））、日本政治概説（井上（正））

### [社会人コース]

#### ①特殊講義

憲法問題分析特殊講義（赤坂）、行政法政策論特殊講義（角松）、行政過程論特殊講義（米丸）、労働・社会保障法政策論特殊講義（関根）、競争政策法特殊講義（泉水）、国際法政策論特殊講義（坂元）、現代法社会学特殊講義（樋村）、現代政治特殊講義II（安井）、比較政治特殊講義II（西山）、政治学リサーチデザイン特殊講義（曾我）、ジャーナリズム・ワークショップ1・2（桐村）、EU論I・II（ジョラ）、地域ジャーナリズム・ワークショップ1・2（多湖・山崎）、放送ジャーナリズム・ワークショップ1・2（大西・小関・言美）、国連外交論（川端）

#### ②特別特殊講義（学部と共に）

現代の法哲学特別特殊講義（蓮沼）、倒産と法特別特殊講義（桐山）、市場と法特別特殊講義（泉水）、消費生活と法特別特殊講義（森竹）、雇用と法特別特殊講義（櫻庭）、福祉と法特別特殊講義（関根）、税制と法特別特殊講義（佐藤）、知的財産と法特別特殊講義（島並）、環境保護と法特別特殊講義（島村）、国際生活と法特別特殊講義（中野）、国際通商と法特別特殊講義（小室）、日本法史特別特殊講義（和仁）、西洋法史特別特殊講義（瀧澤）、英米法特別特殊講義（丸山）、中国法特別特殊講義（王）、応用法社会学特別特殊講義（樋村）、国際紛争と法特別特殊講義（玉田）、国際機構法特別特殊講義（柴田）、国際関係史特別特殊講義（小川）、日本政治史特別特殊講義（蓑原）、行政学特別特殊講義（曾我）、西洋政治史特別特殊講義（安井）、政治データ分析特別特殊講義（品田）、政治学特別特殊講義（飯田）、政治文化論特別特殊講義（品田）、現代外交論特別特殊講義（多湖）、国際ジャーナリズムI・II特別特殊講義（蓑原・佐藤（伸））、英文論説I・II特別特殊講義（桐村）

#### ③演習

法政演習（磯村、山田（誠）、山本（顯）、手嶋、窪田、浦野、中西、山本（弘）、近藤、志谷、行澤、井上（由）、島並、大内、泉水、中野、齋藤、小室、赤坂、井上（典）、浅野、米丸、中川、角松、佐藤、大塚、上篤、小田、宇藤、瀧澤、丸山、渋谷、坂元、樋村、馬場、高橋、増島、栗栖、飯田、蓑原、品田、大西）

[専修コース]

①特殊講義

社会人コースと同じ。

②特別特殊講義

社会人コースと同じ。

③演習

法政演習（瀧澤、丸山、渋谷、樺村、馬場、高橋、増島、栗栖、飯田、簗原、品田、大西）

[法曹リカレントコース]

①特殊講義

国際民事法特殊講義（中野、齋藤）、法哲学特殊講義（蓮沼）、西洋法史特殊講義（瀧澤）、英米法特殊講義（丸山）、ロシア法特殊講義（渋谷）、国際法特殊講義（坂元）、法社会学特殊講義（馬場、樺村）、実定法特殊講義〔民法〕（手嶋、磯村、山田（誠））、実定法特殊講義〔商法〕（近藤）、実定法特殊講義〔知的財産法〕（井上（由））、実定法特殊講義〔労働法〕（大内）、実定法特殊講義〔経済法〕（泉水）、実定法特殊講義〔民事訴訟法〕（山本（弘））、実定法特殊講義〔国際経済法〕（小室）、実定法特殊講義〔憲法〕（井上（典））、実定法特殊講義〔行政法〕（中川）、実定法特殊講義〔租税法〕（佐藤）、実定法特殊講義〔刑法法〕（宇藤、小田）、憲法問題分析特殊講義（赤坂）、行政法政策論特殊講義（角松）、行政法過程論特殊講義（米丸）、労働・社会保障法政策論特殊講義（関根）、競争政策法特殊講義（泉水）、国際法政策論特殊講義（坂元）、現代法社会学特殊講義（樺村）

②演習

法曹実務演習（磯村、山田（誠）、山本（顯）、手嶋、窪田、浦野、中西、山本（弘）、近藤、志谷、行澤、井上（由）、島並、大内、泉水、中野、齋藤、小室、赤坂、井上（典）、浅野、米丸、中川、角松、佐藤、大塚、上喜、小田、宇藤、瀧澤、丸山、渋谷、坂元、樺村、馬場、高橋）

\* 以上その他、上記の通り、実務法律専攻科目の一部を受講できる。

博士課程後期課程

[研究者コース]

①特殊講義

民法特殊講義（手嶋、山田（誠）、磯村）、商法特殊講義（近藤）、知的財産法特殊講義（井上（由））、労働法特殊講義（大内）、経済法特殊講義（泉水）、民事訴訟法特殊講義（山本（弘））、国際民事法特殊講義（中野、齋藤）、国際経済法特殊講義（小室）、憲法特殊講義（井上（典））、行政法特殊講義（中川）、租税法特殊講義（佐藤）、刑法特殊講義（宇藤、小田）、法哲学特殊講義（蓮沼）、西洋法史特殊講義（瀧澤）、英米法特殊講義（丸山）、ロシア法特殊講義（渋谷）、国際法特殊講義（坂元）、法社会学特殊講義（馬場、樺村）、国際関係論特殊講義（増島、栗栖）、政治学特殊講義（飯田）、日本政治史特殊講義（簗原）、政治過程論特殊講義（品田）、行政学特殊講義（大西）、学外企画研究特殊講義（安井、栗栖）、自主企画特殊講義（曾我、栗栖）

②文献研究

前期課程研究者コースと同じ。

③演習

民法演習（磯村、山田（誠）、山本（顯）、手嶋、窪田、浦野）、商法演習（近藤、志谷、行澤）、知的財産法演習（井上（由）、島並）、労働法演習（大内）、経済法演習（泉水）、民事手続法演習（中西、山本（弘））、国際民事法演習（中野、齋藤）、国際経済法演習（小室）、憲法演習（赤坂、井上（典）、浅野）、行政法演習（米丸、中川、角松）、租税法演習（佐藤）、刑法演習（大塚、上喜、小田、宇藤）、法哲学演習（蓮沼）、西洋法史演習（瀧澤）

澤)、英米法演習(丸山)、ロシア法演習(渋谷)、国際法演習(坂元)、法社会学演習(樫村、馬場、高橋)、国際関係論演習(増島、栗栖)、政治学演習(飯田)、日本政治史演習(蓑原)、政治過程論演習(品田)、行政学演習(大西)

[高度専門職業人コース]

①特殊講義

憲法問題分析特殊講義(赤坂)、行政法政策論特殊講義(角松)、行政法過程論特殊講義(米丸)、労働・社会保障法政策論特殊講義(関根)、競争政策法特殊講義(泉水)、国際法政策論特殊講義(坂元)、現代政治特殊講義(安井)、比較政治特殊講義(西山)、ジャーナリズム・ワークショップ1・2(桐村)、政治学リサーチデザイン特殊講義(曾我)、EU論I・II(ジョラ)、地域ジャーナリズム・ワークショップ1・2(多湖・山崎)、放送ジャーナリズム・ワークショップ1・2(大西・小関・言美)、国連外交論(川端)

②演習

前期課程社会人コースと同じ。

(b) 授業形態、学習指導方法

神戸大学大学院法学研究科は、各履修コースの教育目的に沿って、授業形態および学習指導方法について、適宜コースに応じた形態を探っている。そのため、学生は、入学時オリエンテーションにおいて配布される「学生の手引き」を参照し、各コースの趣旨に沿って定められた演習および特殊講義の単位を修得することとなる。具体的な開講科目の授業内容については、詳細に記述されたシラバスが、毎年度、学生に配布される。

(i) 研究者コース(博士課程前期課程・後期課程)

本コースは、日本内外の大学等の研究・教育機関において研究・教育に従事する次世代の研究者の養成を目的としていることから、学位論文の作成指導を行う演習をきわめて重視しており、そのため、学生が自分の研究テーマについて指導を受けたい指導教授を1名選択し、当該指導教員の指導の下に、演習を履修することになる。

これと並行して、研究者コース特殊講義、外国文献研究、専修コース・社会人コース・高度専門職業人コース特殊講義、国際協力研究科の授業科目(演習を除く)、実務法律専攻(法科大学院)の授業科目の履修等を通じ、自らの関心に従い、学問的研究を行うよう指導が行われている。

この他、近時増加しつつある外国人特別学生のために、当該学生向けの講義や相談業務を担当する留学生担当講師を設けており、特殊講義「日本法概説」(平成20年度:的場、平成21年度:井上(正))および「日本政治概説」(平成20年度:的場、平成21年度:井上(正))を開講している。また、日本人大学院生によるチューターを割り当て、日本語習得などの日常的指導の補助にあたらせている。

(ii) 専修コース(博士課程前期課程)

本コースにおいては、昨今の国内外社会の急速な情報化、高度化、流動化に伴い、社会における問題も多様化、複雑化していることを受けて、学部段階以上の法学や政治学の知識の修得、問題解決能力を涵養することを目的としている。

具体的には、修士論文(30,000字以上)またはリサーチペーパー(20,000字以上)作成の指導を目的とした第1演習の履修に加え、第1演習の指導教授と相談の上、要件を満たす場合には、別の教授の下で履修することが可能な第2演習が提供される。第2演習は、学生の研究テーマに従って、第1演習の指導教授と相談の上で履修するか否か決定されるが、教授や学生の所属専攻に関わらず自由な組み合わせが可能であり、履修した学期の最後には、当該テーマに関する第2演習レポート(16,000字以上)の完成が義務づけられている。

これと並行して、専修コース・社会人コース特殊講義、研究者コース特殊講義、特別特殊講義、国際協力研究科の授業科目(演習を除く)、実務法律専攻(法科大学院)の授業科目の履修を通じ、きわめて豊富な科目から、相当の自由をもって選択し、履修することができ、学生が、幅広く高度な水準の、かつ最新の内容の法学・政治学を研究し、理論面と実務面の双方に

均衡のとれた能力を備えることができるよう指導が行われている。

(iii) 社会人コース（博士課程前期課程）

本コースは、主として、現在の社会の急速な変化によって生じている法律問題、政策問題に対応し得る応用的・実際的・総合的な解決能力を養成すること、さらに、法学や政治学の領域における関心を有する社会人学生を対象とする、いわゆるリフレッシュ教育との二つの目的を有している。そして、本コースは、国際的かつ実務的な授業科目を開講する一方で、これまで社会で得てきた経験を基に、法学・政治学の専門的知見を大学院で深めるとともに、その成果を論文にまとめて社会に還元・貢献することに重点を置いたカリキュラムとなっている。

そのため、本コースの学生は、原則として、第1演習と第2演習との二つの演習を履修することが求められている。第1演習と第2演習とは同一教授のもとで、または、別の教授のもとで履修することも可能である。第1演習は、修士論文またはリサーチペーパーの完成に向けて履修されるべきものであることから、予定在学期間にかかわらず、最初の学期と論文を提出する学期に履修しなければならず、第2演習は、修士論文またはリサーチペーパーに向けた研究の準備段階と位置づけられることから、当該演習の履修の最後には、第2演習レポートを提出することが義務づけられている。

これと並行して、社会人コース・専修コース特殊講義、研究者コース特殊講義、特別特殊講義、国際協力研究科の授業科目（演習を除く）、実務法律専攻（法科大学院）の授業科目の履修を通じ、受け入れた官公庁、企業、国際機関等の法務、政策の実務者が、大学院の教育課程を用いて、高度の法学・政治学的専門知識および能力を備えた人材となるよう指導が行われている。

(iv) 法曹リカレントコース（博士課程前期課程）

本コースは、弁護士や司法書士等を学生として受け入れ、これから社会において法律の専門家として活躍するために必要な、新たな法の知識と、その運用能力を養成するための「法曹継続教育」の場となることを目的としている。

本コースの学生は、法学研究科博士前期課程の演習および特殊講義に加え、実務法律専攻（法科大学院）の授業科目を履修することができる。そのため、修士論文またはリサーチペーパーの作成指導を主とする演習、法科大学院における対話型の講義、資料収集に基づいた報告およびレポート作成が行われる各種R&W（リサーチ＆ライティング）ゼミなど、複数の異なった形態の授業科目の履修を通じ、自らが持つ法律の知識とその運用経験を新たな知識と融合させた研究を行うよう指導が行われている。

(v) 高度専門職業人コース（博士課程後期課程）

本コースにおいては、前期課程において行った研究を踏まえて、高度化・多様化する社会における法学や政治学上の諸問題を主体的に解決し得る能力の養成を教育目的としている。そのため、本コースの学生は、主として、博士論文の作成に力を注ぐことになる。具体的には、博士論文作成の指導を中心とする演習に加え、理論的知見と実務的な問題関心を架橋することに重点が置かれた高度職業専門人コース特殊講義を履修し、必要に応じて研究者コース特殊講義を履修するよう指導が行われている。

**(c) 研究指導、成績評価・単位認定**

(i) 研究指導

本研究科においては、各履修コースの教育目的を踏まえ、演習、特殊講義等を通じた直接の研究指導の他にも様々な教育的効果を伴った指導が行われている。

例えば、大学院に在学する優秀な学生をティーチング・アシスタント（T A）に任ずることにより、学部学生、博士課程前期課程学生または専門職学位課程（法科大学院）学生に対する講義・演習等の教育補助業務にあたらせ、これに対する手当支給によってその待遇の改善に資すると共に、教育者としてのトレーニングを積む機会を与えている。また、指導教授のリサーチ・アシスタント（R A）に任することにより、文献・資料の収集、データの集計と整理等、研究の基本的作業の進め方等の技法を学ぶ機会を与えている。また、法学研究科外国人研究生および研究者コース外国人特別学生のチューターに日本人大学院生を任することにより、留学生自身にとっての語学教育の機会の付与のみならず、日本人大学院生に対しての教育者として

の機会を付与している。なお、このようなT A・R A・チューターの制度は、教育トレーニングを目的とすると同時に手当支給による大学院生の研究環境の改善を図ることをも担っているが、平成18年度より、「神戸大学大学院法学研究科博士課程学生学外研究活動経費」の支給・奨学金制度を設け、より直接的に大学院生の研究環境の改善および研究の促進を図っている。これは、日本内外の大学等の研究・教育機関において研究・教育に従事する、次世代の研究者の養成を図るという教育目的から、博士課程前期課程研究者コースまたは後期課程（研究者コースおよび高度専門職業人コース）の学生に対して、外国における研究活動（調査、文献収集、学会参加等）を行うための研究資金を支援するものである。

また、論文作成指導およびその研究成果の発表の場として、大学院生には、下記のものが提供されている。第一に、優秀な論文に関しては、法学研究科・法学部の紀要である『神戸法学雑誌』と、『神戸法学年報』、『Kobe University Law Review』への掲載が特別に認められる。第二に、研究者コース（博士課程前期課程および後期課程）の学生は、大学院生紀要である「六甲台論集（法学政治学篇）」を有しているが、この編集には法学研究科や同窓会組織である凌霜会から経済的な援助が為されている。第三に、社会人コース（博士課程前期課程）・高度専門職業人コース（博士課程後期課程）の学生は、その前身である法政策専攻が設置されて以来、実践的な研究の成果を広く世に問うために、「法政策研究会」を設立し、また、論集として根岸哲・阿部泰隆監修（両教授の定年退官に伴い、泉水文雄・井上典之監修となつた後、井上典之教授の研究科長就任に伴い、平成21年度途中より泉水文雄・角松生史監修）の下『法政策学の試み』（信山社）を刊行している。

#### （ii）成績評価・単位認定

本研究科においては、各履修コースの求める学生像と教育目的に即して、成績評価・単位認定についても、履修コース毎に異なった基準を設けている。例えば、高度専門職業人コースは、高度な能力を有する社会人を養成することをその大きな教育目的としていることから、提出される博士論文について、研究者以外の職業について独立した研究を行うことができる程度の高度な能力を有していくかという基準を取り入れ、実務上の知見等の学問的な紹介等に対してもそれを評価する審査基準を設けている。

#### （iii）国際交流

本研究科においては、外国の諸大学と国際交流協定を締結するとともに、多くの留学生を受け入れる一方、大学院生の海外派遣を支援している。平成20年度・21年度は、国際交流協定に基づく大学院生の海外派遣実績はないが、協定校からの大学院生を複数受け入れている。また、協定校以外の大学に対しても大学院生の海外派遣実績があるほか、本研究科は多くの留学生を受け入れ、その教育を行っている。国際交流協定および大学院生の国際交流の状況については、【II 4(3)(c)(i)国際交流協定】および【II 4(3)(c)(ii)学生の国際交流】に記載した通りである。

### （3）教育の成果

平成20年度から21年度にかけての修了状況は先の【III 2(1)(b)(iv)大学院生の状況 別表1】の通りである。

また就職状況は別表1～4の通りである。前期博士課程においては、学生の多様性を反映して、多くの分野に修了者が進出している。博士課程前期課程または後期課程を修了した者の中で、大学教員となったものの数は平成17年度以降、激減している。その理由としては、大学教員のポスト不足という点も挙げられるが、法学分野に限っていえば、法科大学院制度の創設に伴い、法学研究者養成システムも大幅な見直しを迫られた点が大きいものと思われる。それ以前の実績と合わせて考えれば、研究者養成という点で本研究科は一定の成果を挙げてきたといえる。

博士論文の取得状況については別表5の通りである。

また学外からの本研究科後期博士課程の大学院生に対する評価の一つのメルクマールとして日本学術振興会の特別研究員の制度があるが、その採用状況については別表6の通りである。例年に比べ、本レポートの対象期間の採用は低調であるように思われる。

大学院科目への直接的な評価の方法としては、学部の項でも紹介された授業アンケートが実

施されてきている。統計的有意性を確保するため、アンケートは履修登録者5名以上の講義科目が対象である。集計結果については後述の教育改善の項に記した。大学院科目に対する大学院生の評価は概ね高い。

■ 別表1 平成20年度前期博士課程修了者就職先一覧

国家公務員		5
地方公務員		4
サービス業	法務 その他	3
製造業	製鉄業、非金属・金属製品製造業 電気・情報通信機械器具製造業	1 1
運輸業		2
進学		1
その他		8
不明		2
合計		29

※ 修了者実人数は26名。進学者に既就職者が3名含まれるため、延べ人数は29名となる。

■ 別表2 平成20年度後期博士課程単位取得退学・修了者就職先一覧

学校教育	大学	4
化学工業、石油・石炭製品製造業		1
上記以外（就職）		1
進学		1
上記以外		3
不明		4
合計		17

■ 別表3 平成21年度前期博士課程修了者就職先一覧

国家公務員		4
地方公務員		2
サービス業	法務 その他	2
情報通信業		1
製造業	電気・情報通信機械器具製造業	1
進学		4
上記以外		2
合計		17

■ 別表4 平成21年度後期博士課程単位取得退学・修了者就職先一覧

サービス業	法務 その他	1 2
教員	大学	7
教育・学習支援業		1
進学		1
上記以外		2
合計		14

■ 別表5 平成20～21年度博士論文取得者・論文題名一覧

氏 名	博 士 論 文 題 名	分 野	学位取得日
越智 砂織	損益通算制度に関する理論的検討—課税と控除の視座から—	法学	H20. 9. 17
井上 正也	台湾問題と戦後日本の中国外交 —「二つの中国」をめぐる構想と政策、1951—1972年—	政治学	H21. 3. 25
江 世雄	公海漁業と国家管轄権の行使	法学	H21. 3. 25
本庄 淳志	労働市場における労働者派遣法の現代的役割—契約自由と法規制との相克をめぐる日本・オランダ・ドイツの比較法的分析—	法学	H21. 3. 25
山下 英子	障害者の雇用制度に関する比較法的研究—雇用率アプローチと差別禁止法的アプローチに焦点を当てて—	法学	H21. 3. 25
李 輝	中国加工貿易法の変遷と争点	法学	H21. 3. 25
李 玉春	企業組織変更における労働契約の承継に関する比較法的検討	法学	H21. 3. 25
高松 淳也	新自由主義改革以降における政策ネットワークの様態—日本とイギリスにおける運輸政策を事例に	政治学	H21. 9. 25
春名 麻季	憲法学の視点から見た親子関係をめぐる新たな課題—21世紀の親子・個人・基本権のあり方についての一考察—	法学	H22. 3. 7
平野 淳一	市長選挙の研究	政治学	H22. 3. 7
浪本 浩志	相殺関税の規律と意義	法学	H22. 3. 7
驛 賢太郎	日本型金融制度の変容における政治行政過程—日本経済の成功と失敗をめぐる政治経済学—	政治学	H22. 3. 25
金 海英	東アジアの協議離婚と国際私法的対応—比較的視点から主に、韓国法、日本法を中心に—	法学	H22. 3. 25
姫嶋 瑞穂	明治監獄法成立史の研究—歐州監獄制度の導入と条約改正をめぐって—	法学	H22. 3. 25
本多 康作	法認識の客觀性—発話行為論と法認識の関係をめぐって—	法学	H22. 3. 25
吉岡 すずか	社会慣行と地域司法—離島社会における法的支援供給のエスノグラフィー—	法学	H22. 3. 25

■ 別表6 平成20年度～21年度 本研究科大学院生 日本学術振興会特別研究員採用状況

採用年度	大学院生氏名	専攻	受け入れ教員	区分
平成20年度	山下朋子	国際法	濱本正太郎	DC1

#### (4) 学生支援

##### (a) 履修指導

毎年4月に詳細な講義要綱を配布するとともに、ガイダンスを開催し、専門分野・指導教員・授業科目の選択などについて、丁寧な説明を行っている。大学院生の側からの研究上・進路上

の個別の相談についても、これらガイダンスの場を利用して対応するのみならず、一年を通してきめ細かな対応を行っている。

また多くの教員はオフィス・アワーを設けて、個別の科目について、また進路についての個別の相談に対応している。オフィス・アワーの設定は、教員がシラバスに明記している。大学院生とのこうしたフォーマル・インフォーマルな接触は、教員にとっても、大学院生の側のニーズを把握する上で有益である。また、大学院生のニーズを把握するための手段としては、毎学期に実施されている、授業アンケートも有益な手段となっている。アンケートの項目については学部の項を参照されたい。

また、特殊なニーズをもつ留学生からの相談にきめ細かに対応する目的から、法学研究科内に設置されている留学生相談室において、留学生からの相談に応じている。また、こうした大学・教員の側からの情報提供・相談体制にとどまらず、チューター制度を設けることで、学生相互の情報交換の活発化を図っている。

### (b) 自主的学習支援

#### (i) 自主的学習環境の整備

大学院生の大学での継続的・安定的研究のため、以下のように24時間利用可能な院生研究室が設けられている。利用状況は概ね良好である。

〔第2学舎〕 研究者コース（第2学舎412、420〈座席数：62、本棚：80、プリンタ3台、卓上電気スタンド、延長コード、パーテイション等配当。各部屋にLAN[無線含む]あり〉）。院生談話室（第2学舎414）にパソコン1台、プリンター1台、スキャナ3台、コピー機1台、紙折機1台、製本機1台、ソファー等配置。

〔第4学舎〕 高度専門職業人コース・社会人コース（第4学舎309〈座席数：28、本棚：8、卓上スタンド、延長コード、パーテイション配当〉）。院生談話室（第4学舎315）にロッカー162、ソファー等配置。LAN[無線含む]配当。

〔第5学舎〕 専修コース（第5学舎210〈座席数：45、本棚：16、ロッカー：56、パソコン1台、プリンタ2台、コピー機1台、LAN[無線含む]配当〉）

〔フロンティア館〕 研究者コース（フロンティア館504〈座席数：30、本棚：24、ロッカー：30、パソコン1台、プリンタ1台、スキャナ2台、加湿器1台、LAN配当〉）

#### (ii) 資料室

研究科教員、大学院生および学部学生の図書利用の便を図り、教員の図書購入や紀要等編集を補助し、資料室HPの運営・更新（受入雑誌の目次紹介等）やデータベースを提供するために法学研究科資料室が置かれている。ここには、専任の職員2名（助手）が配置され、約700種類の雑誌が継続的に受け入れられ、配架されている。雑誌は、法学系の大学紀要が充実し、併せて利用頻度の高い雑誌を中心に備えられると共に、資料室ホームページ(<http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawlib/index.html>)を通じて、受入雑誌名、内容一覧が公開され学習・研究に役立てられており、図書館・自習室と有機的に連携して教育研究上必要な資料が整備されている。

#### (iii) 研究学習資源

法学研究科のホームページでは、研究学習資源へのリンクを張り（<http://www.law.kobe-u.ac.jp/study.html>）、大学院生の便宜を図っている。このページは法学・政治学関係の文献資料の探し方から丁寧に紹介している。また法学部資料室のパソコンからは、法律・政治関係のデータベースにアクセスし、検索を行うことができる。利用可能なデータベースについては、

【II 3(3)(a)別表1データベース一覧】に記載の通りである。

### (c) 各種相談・支援体制

#### (i) 相談体制

大学院において研究を進めるに当たっては、健康面・生活面・進路面についても、大学からの支援が必要である。学生生活全般にわたる事項については、法学研究科学生委員会が対応の窓口となり、学生からの相談に応じている。進路の相談については、指導教員による個別の助言が中心であるが、研究者以外を目指す学生については、全学の神戸大学キャリアセンターや

凌霜会による六甲台就職情報センターもサポート体制を敷いている（詳細は、【III 1(4)(f)就職指導】に記載した通りである）。

ハラスメントについては、法学研究科内において、ハラスメント担当委員を置き、相談者への便宜を図るのみならず、専門家を招いてハラスメント問題についての研修を行うことで、教員の意識の向上を日常的に図っている。こうした制度については、ガイダンスなどでも大学院生向けにアナウンスを行い、周知を図っている。

#### (ii) 経済支援

大学院において研究を進める上で、経済的に安定した生活を送ることは不可欠の条件である。本研究科の大学院生は、日本学生支援機構を中心とする各種奨学金の受給を申請することができる（詳細は、【III 1(4)(g)生活支援および別表9・別表10】に記載した通りである）。また、自宅から通学できない大学院生は、寄宿舎を利用することができる（詳細は、【III 1(4)(g)生活支援および別表11】に記載した通りである）。

本研究科は近年、大学院生の経済支援策の大幅な拡充に努めてきた。その多くは、大学院生が実践的なノウハウを身につけつつ、経済生活上の一助ともなることも目指したものである。

① まず、ティーチング・アシスタント（T A）、リサーチ・アシスタント（R A）の制度がある。詳細については上の「研究指導」の項を参照。

② EUIJ関西では、将来の日本におけるEU研究の発展に寄与しうる人材を育成するため、参加3大学（神戸大学、関西学院大学、大阪大学）の学部学生、大学院生、P D（ポスドク）によるEU研究を支援する目的で奨学金を授与している。前期・後期課程それぞれから募集し、研究計画書に基づき、前期課程学生に対しては3000ユーロ、後期課程学生には5000ユーロを上限とする助成金を授与している。平成20年4月～21年9月にかけて、神戸大学・関西学院大学・大阪大学、3大学の大学院生6名に支援を行った。

③ 財団法人神戸大学六甲台後援会が、2008年、創立50周年を記念して社会科学特別奨励賞（凌霜賞）を創設し、毎年度、博士前期課程の大学院生に対しては、各学年の成績最優秀の学生を顕彰し、1人60万円を授与している一方、博士後期課程の大学院生に対しては、総額100万円を上限として、学生の海外派遣を支援している。

④ 法学研究科は、経済的な理由によって授業料の納付が困難で、かつ、学業成績が優秀な者については、申請に基づき選考のうえ、授業料の全額または半額が免除される制度を有している。申請者と免除者数は、別表1の通りである（学部生・法科大学院生を含めた全体については、【III 1(4)(g)生活支援別表8】を参照）。

■別表1 平成20年度～21年度 授業料免除 申請者数・免除者数

		平成20年度前期	平成20年度後期	平成21年度前期	平成21年度後期
博士 前期 課程	申請者数	13	15	13	15
	全額免除者数	12	12	6	6
	半額免除者数	0	1	5	7
博士 後期 課程	申請者数	8	8	7	7
	全額免除者数	4	3	2	2
	半額免除者数	1	4	4	5

#### (5) 教育改善

本研究科は従来よりファカルティ・デベロップメント（いわゆるF D）を非常に重視してきた。以下がその概略である。

##### (a) 授業アンケート

大学院生への意見聴取の制度化された場としては、毎学期実施されている授業アンケートがある。統計的有意性を一定程度確保するため、アンケートは履修登録者が5名以上の大学院授業科目を対象に実施されており、集計結果は学部科目と同様、教授会にて配布される。これは教員の授業改善のための重要な資料となっている。

大学院科目についての授業アンケート実施の実績は以下の通りである。学部レベルでのアンケートに比べて、大学院では①出席率の高い大学院生が多い一方で、②少人数の授業が多いため、回収数が少ない（概ね一授業あたり5～10枚程度）という点に留意が必要である。以下の表の通り、大学院科目については、平成20年度・21年度とも、アンケートの対象となつた大部分の科目の平均値が5点満点中、4.0点を超えており、授業は好評である。

■別表1 授業アンケート集計結果

(1) 平成20年度前期

(大学院) 回答率86%

項目	話し方	教材適切	授業進度	シラバス	理解把握	質問対応	理解工夫
最高値	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
最低値	4.00	2.00	2.00	3.00	3.00	3.00	1.00
平均値	4.65	4.19	4.24	4.39	4.34	4.59	4.24

項目	教員意欲	判り易さ	知的興味	知識見方	履修価値	評価
最高値	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
最低値	2.00	3.00	2.00	2.00	2.00	2.00
平均値	4.46	4.39	4.46	4.43	4.27	4.39

(2) 平成20年度後期

(大学院) 回答率77%

項目	話し方	教材適切	授業進度	シラバス	理解把握	質問対応	理解工夫
最高値	5.00	4.86	4.86	5.00	5.00	5.00	5.00
最低値	4.40	4.00	4.00	4.67	3.88	4.40	4.38
平均値	4.74	4.46	4.52	4.80	4.57	4.79	4.65

項目	教員意欲	判り易さ	知的興味	知識見方	履修価値	平均
最高値	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
最低値	4.60	4.38	4.40	4.40	4.60	4.47
平均値	4.77	4.72	4.66	4.63	4.76	4.68

(3) 平成21年度前期

(大学院) 回答率91%

項目	話し方	教材適切	授業進度	シラバス	理解把握	質問対応	理解工夫
最高値	5.00	4.86	4.88	5.00	4.88	5.00	5.00
最低値	4.30	4.22	3.50	4.30	3.90	4.30	3.80
平均値	4.71	4.58	4.39	4.64	4.54	4.86	4.49

項目	教員意欲	判り易さ	知的興味	知識見方	履修価値	評価
最高値	5.00	4.88	5.00	5.00	4.89	4.92
最低値	4.00	3.90	4.17	4.25	3.83	4.08
平均値	4.80	4.44	4.70	4.73	4.55	4.66

(4) 平成21年度後期  
 (大学院) 回答率75%

項目	話し方	教材適切	授業進度	シラバス	理解把握	質問対応	理解工夫
最高値	5.00	4.60	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
最低値	4.00	3.83	4.17	4.33	3.83	4.33	3.83
平均値	4.64	4.22	4.62	4.60	4.57	4.76	4.57

項目	教員意欲	判り易さ	知的興味	知識見方	履修価値	評価
最高値	5.00	4.78	4.89	5.00	4.67	4.78
最低値	4.50	3.83	4.17	4.33	4.33	4.33
平均値	4.75	4.49	4.60	4.65	4.55	4.60

注：質問項目については学部の項を参照のこと。大学院科目の場合、集計数が少ない（概ね各科目5-10枚程度）ため、数値が毎年大きく変動しやすい。またアンケート実施科目が学期や年度毎に異なるため、学期毎の数値は必ずしも直接比較できるものではない。

**(b) 法学教育手法研究会**

法学教育手法の研究開発は、「法学」の専門家だけでなし得るものではない。そこで、本研究科では、法学教育手法研究会を中心に、2002年度以来、法科大学院における教育手法の開発に取り組んできた。その中では特に大学授業の専門家の協力も仰ぎつつ、授業評価システムの改善を図ってきた。活動の詳細は、【III 3(5)教育改善・教育手法の研究】に記載する通りである。

**(c) 教員相互授業参観**

学部科目について実施されている教員相互間の授業参観は、大学院科目である「特別特殊講義」についても実施されており、教員にとっての研鑽の機会を提供している。

**(d) 教育補助スタッフの技能向上**

全学職員を対象に、ワード・エクセルなどパソコン関係の講習会が実施されている。法学研究科の授業補助スタッフにとっても、技能向上の機会となっている。

**(e) 外部評価**

本研究科は、平成20年度に中期目標期間の業務の実績に関する評価を受けた。教育に関しては、教育水準（教育の実施体制、教育内容、教育方法、学業の成果、進路・就職の状況）については期待される水準にあると評価され、質の向上度については大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持していると評価された。研究については、研究活動の状況については期待される水準を上回ると評価され、研究成果の状況については、期待される水準にあると評価され、また、質の向上度については、相応に改善、向上していると評価された。評価のための自己評価書、評価結果等は、全学のホームページ(<http://www.kobe-u.ac.jp/info/evaluation/index.htm>)において公表されている。

### 3 法学研究科実務法律専攻（法科大学院）

**(1) 学生の受入れ**

**(a) アドミッション・ポリシー**

本法科大学院は、「法科大学院入学者受入方針」を設定し、次のように毎年の「学生募集要項」の冒頭に「求める学生像」として掲記している。

### ○ 求める学生像

1. 自然科学、人文科学、又は、実定法学以外の分野の社会科学について十分な知識と能力を有し、高度な能力を持つ職業法曹となるための基礎的学力（読み解力、理解力、分析力、表現力）と強い学習意欲とを備え、かつ、国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生。
2. 高度な能力を持つ職業法曹となるために必要な実定法学についての基礎的な知識と能力を有し、基礎法学、政治学等を含めた社会科学分野、又は自然科学、人文科学に関する豊富な知識と能力、及び、強い学習意欲を備え、かつ、国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生。
3. 豊かな社会経験とそれを実務法律専攻における学習に結びつける能力を有し、高度な能力を持つ職業法曹となるための基礎的学力（読み解力、理解力、分析力、表現力）と強い学習意欲とを備え、かつ、国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生。

（「神戸大学法科大学院 平成 22 年度学生募集要項」）

### （b）募集人員

本法科大学院は、法学未修者コースと法学既修者コースの 2 つのコースについて出願者を募集している。法学未修者コースは 3 年を標準修了年限としている。法学既修者コースは、1 年次の授業科目の履修を免除するのに十分な、実定法に関する基礎的な知識と能力を有する者を対象とし、2 年を標準修了年限としている。

募集人員は、平成 21 年度入試まで、法学未修者コースを 30 人程度、法学既修者コースを 70 人程度、合計 100 人としていたが、平成 22 年度入試から、定員を削減し、法学未修者コースを 25 人程度、法学既修者コースを 55 人程度、合計 80 人とした。後述するように（【(3)(b)新司法試験の結果】参照）本法科大学院修了生は、新司法試験において比較的優れた合格実績を残しているが、全国的にみた場合には新司法試験における全受験生の合格率の低さが問題とされたことから、法科大学院の入学定員を全体として削減するという社会的要請があるとする文部科学省の方針に従い、他の多くの国公立大学法科大学院と同様に、入学定員を 2 割削減することとした。

### （c）入学者の選考

入学者の選考は、書類審査と筆記試験の結果を総合して行う。法学未修者コースでは、法律学をまったくまたはほとんど学んでいない者がふさわしいという観点から行い、法学既修者コースでは、これまで法律学をある程度学び、または職場での経験等に照らして法律に親しんできた者がふさわしいという観点から行う（「学生募集要項」）。

出願者数が募集人員の約 5 倍以上の場合には、第一次選抜を実施し、その合格者について第二次選抜の筆記試験を実施する。第一次選抜を行わない場合には、出願者全員について第二次選抜の筆記試験を実施する。第一次選抜は、書類審査のみによって実施し、第二次選抜は、筆記試験の結果と書類審査の結果を総合して行う。

書類審査においては、出願者の特性にあわせた観点からの審査が行われる。即ち、出願に際して、出願者には自分が法学部卒業者であるか、他学部卒業者であるか、社会人であるかを明示することが要求される。そして、それぞれの特性に従い異なった基準によって書類審査がなされる。本法科大学院がアドミッション・ポリシーにおいて提示する「求める学生像」の 1. は他学部卒業者に、2. は法学部卒業者に、3. は社会人に概ね対応している。それぞれのカテゴリーでは、それぞれ異なる資質が要求されている。このように、出願者が「求める学生像」に合致するか否かを判定するために、出願者の特性に応じて異なる審査基準が採用されている。

第二次選抜における筆記試験は、法学未修者コースでは小論文の試験が、法学既修者コースでは法律科目の試験が行われる。法学未修者のための小論文試験は、法律家の仕事にとって不可欠である他者の主張の理解力・分析力・要約力を判断することを目的としている。したがって、直接に法律学の知識や能力を試すことは、一切、意図されていない。小論文試験では、「求める学生像」 1. と 3. が提示する「高度な能力を持つ職業法曹となるための基礎的な学力（読み解力、理解力、分析力、表現力）」の有無を判定するために、実際に設問に関係する複数の資料を読ませ、その中に含まれる論点・論拠・事例を用いて、主張を論理的に構成することが求め

られている。

法学既修者のための法律科目的筆記試験は、出願者が本法科大学院の1年次の授業科目の履修を免除するのに十分な法律基本科目に関する基礎的な知識と能力を有するかどうかを判断することを目的としている。したがって、1年次に配当されている必修科目に対応する7科目（憲法、行政法、民法、刑法、会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法）について、その履修を免除するにふさわしい知識と能力を有しているかどうかを判定するための筆記試験を行う。7科目中2科目以上が、一定の成績に達しない場合（欠点の場合）は、他の科目的成績にかかわらず、不合格となる。

#### （d）社会人の受け入れについて

本法科大学院がアドミッション・ポリシーで提示する「求める学生像」に合致する出願者を選抜するために出願者の特性に合わせた審査方法が採用されており、「求める学生像」の3.が社会人に概ね対応している。そして、法学未修者コースと法学既修者コースの最終合格者の総数の3割程度以上が「他学部卒業者」か「社会人」に該当する者であることを目標としている。入学者についてみると、下の表の通り、このねらいは十分に達成されている。

#### （e）公正な実施体制

法学既修者コースの書類審査では、出願者の多数を法学部の在籍者や卒業生が占めることを考慮し、大学の成績について他学部卒業生とは異なった審査基準が採用されている。しかし、他学部卒業生の出願者は、他学部卒業生であること自体が有利な考慮要素とされるので、法学部卒業者と他学部卒業者を区別して取り扱うことは、他学部卒業者を不利に扱うことにはならない。

また、法学既修者コースと法学未修者コースを分けるほかは、特別枠を設けて入学者を選抜する制度は存在しない。さらに、法学既修者コースと法学未修者コースの中に、神戸大学出身者を優先的に受入れる枠は存在しない。現に、下の表の通り、本法科大学院に入学した者の中で、神戸大学出身者が占める割合は高くない。

■別表 入学者数とその内訳

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
入学定員	100	100	80
入学者数	95	97	83
うち、法学未修者	28	29	24
うち、法学既修者	67	68	59
うち、他学部卒業者または社会人	35	35	26
うち、他大学出身者	77	78	77
入学定員に占める入学者数の割合	0.95	0.97	1.03
入学者数に占める他学部卒業者または社会人の割合	0.36	0.36	0.31
入学者数に占める他大学出身者の割合	0.81	0.80	0.92

#### （f）収容定員に対する在籍者数の適正さ

本法科大学院の収容定員は、300名である（平成21年度まで）。在籍者数が収容定員を上回る場合として、入学者が入学定員を上回る数であった場合、学生が進級・修了できなかった場合および休学した場合が考えられる。

まず、入学者数については、上の表の通り、入学定員とほぼ一致している。例年、入学者数が入学定員をわずかではあるが、下回ったり上回ったりしているが、これは入学手続を完了する1月以降、4月までの間に入学を辞退する者の数の予想が難しいことに起因するところである。

次に、学生の進級・修了との関係について、本法科大学院では、未修者1年次（本法科大学院では「1L」と呼んでいる）、未修者2年次・既修者1年次（本法科大学院では両者を「2L」と呼んでいる）において成績不良の場合、当該学年でもう1年勉強させる原級留置措置を採用している（後掲【(2)(i)進級の制限（原級留置措置）】参照）。そして、ある学生が2回続けて同じ学年において原級留置になった場合には、「成業の見込みがない」ものとして、当該学

年の終了時に除籍することにしている。未修者3年次・既修者2年次（本法科大学院では両者を「3L」と呼んでいる）においては、原級留置措置が存在しない。3L生が法科大学院修了要件を満たさない場合、修了要件を満たすまで3L生として勉強させることにしている。ただし、在学年数が6年を超えた場合は、除籍となる。

学生の休学との関係について、本法科大学院では、「学生が、病気その他勉学を継続しがたい止むを得ない理由により、3か月以上修学を休止しようとする」場合に限り、休学が許可される（休学に関する内規2条）。休学が認められるのは、健康上の理由（入院加療が必要とされる場合など）、家族等に関する理由（妊娠・出産、介護の必要など）、職業上の理由（入学年度の4月までに現在の職場を離れることができない場合）、経済的な理由（本人の経済状況の急激な変動など）がある場合である。前期に休学を開始した場合には翌年度の前期開始時に、後期に休学を開始した場合には翌年度の後期開始時に、復学するものとされている。また、復学時に特別の理由がある場合には、さらに1年間の休学が許可される場合がある（休学に関する内規3条）。しかし、休学期間は通算して2年間を超えることができない（研究科規則33条2項）。休学に関する手続について、休学しようとする学生は、休学の理由を明らかにした休学願を教務係に提出し、教務担当教員（法科大学院運営委員会副委員長）に対して、休学の理由を説明しなければならないものとされている（休学に関する内規5条）。

以上のとおり、入学者数は入学定員とほぼ一致し、また原級留置者が長期的に滞留する事態は生じず、休学者についてもその事由が限られている。さらに、収容定員は入学定員の3倍とされているところ、法学既修者の標準修了年限は2年であることから、在籍者数は収容定員を相当程度下回っており、在籍者数が収容定員を上回る状態が恒常的なものとなる事態は生じない。

■別表 在籍者数（休学者数を含む）

	平成20年度			平成21年度		
	法学未修者	法学既修者	合計	法学未修者	法学既修者	合計
1L	29	—	29	37	—	37
2L	28	69	97	20	69	89
3L	31	78	109	28	68	96
合計	88	147	235	85	137	222

## （2）教育内容および方法

### （a）教育目標

本法科大学院の教育目標は、以下の通りである。

#### ○ 教育目標

現在のわが国における職業法曹教育においては、量的拡大と質的向上の両面が求められています。特に、社会の多様化、高度技術化、国際化、及び、市場化が進む中で、わが国の社会は、質的に高い能力を有する多数の職業法曹を必要としています。そのため、神戸大学法科大学院は、以下に述べるような2つの教育上の理念・目的を掲げます。

第1の目的は、すべての法曹に必要な基本的な知識と豊かな応用能力を有する職業法曹を養成することです。法曹が専門職業人である以上、そこに共通に必要とされる膨大な知識があることは当然ですが、神戸大学法科大学院においては、そのような知識を十分に有していることを前提として、さらに有する知識を多様な現実社会において妥当させる豊かな応用力のある職業法曹の養成を目的とします。

第2の目的は、上記のような基本的な法領域に関する知識に加えて、ビジネス・ローと呼ばれる広義の企業取引に関わる先端的分野について、特に深い知識と応用能力を有する職業法曹を養成することです。社会の高度技術化、市場化が進む中で、各種の経済取引は複雑化し、それをめぐる法的紛争も必然的に非常に複雑かつ高度なものとなっています。神戸大学法科大学院は、多岐にわたる法分野で充実した教育を提供し、このような法的紛争に対応しうる人材の育成を行うことを目的とします。

以上の目的を達成するため、優れた資質と強い勉学意欲を有する学生を受け入れて、所属教員の高い教育・研究能力を活用し、現在必要とされている高度な能力を身につけた職業法曹を社会に送り出すことが、神戸大学法科大学院の使命です。

(「神戸大学法科大学院 平成 22 年度学生募集要項」)

### (b) 本法科大学院における教育の基本指針

本法科大学院における教育の基本指針は、次の 3 つの重要な柱から成り立っている。

第 1 の柱は「重ね塗り」によるカリキュラムを展開するということである。「重ね塗り」とは第 1 に基本的な法律科目については、同一の法律科目分野に属する範囲を繰り返しながら学習させつつ、その内容を学期・学年が進むにつれてより深化、高度化させ、いわば「螺旋状」にレベルを上げていくという考え方である。第 2 に、それは応用的・先端的な授業科目を、先行する基本的な法律科目の学習の進行にあわせて、順次、学期・学年が進むのに応じて配置することによって具体化される。応用的・先端的科目を学習することで、基本的な法律科目で学んだことをより多角的・立体的に理解することができるようになることを企図するものである。

第 2 の柱は、双方向的・多方向的な教育手法の導入である。これは、本法科大学院修了者が法律実務で活躍するために、自分の考えを言語化して、口頭および文章で人に伝達する能力を養うことを目的とするものであり、具体的には、「対話型演習」科目および「R & Wゼミ（リサーチ&ライティング）ゼミ」科目（以下、R & Wゼミと表記）がそれに当たる。対話型演習は、主として法律基本科目を対象として行われる。2 L から 3 L に配当され、原則として 1 クラス 50 名を上限とし、教員が質問して学生に答えさせたり、学生同士が質疑応答や討論を行ったりすることを前提とする。「R & Wゼミ」科目は、3 L に配当され、1 クラス 15 名を上限として、先端的な科目について専門的に学び、かつ法律的リサーチ能力や法律関係文書の作成能力を涵養する。

第 3 の柱は、上記のように理論的なレベルにおける法曹としての能力を養いつつ、これを基礎として、さらに本法科大学院修了者が将来法曹として能力を発揮していくために基礎となる実務能力を涵養するために、理論的教育と法曹実務教育を架橋することである。そのために、「実務基礎科目」として、法律実務に長く関わった経験を有する実務家教員が中心となって担当する科目が展開されている。そこでは、関連する法領域について学んだことを、実務的観点から整理しなおすことを目標とする。

この第 3 の柱としての理論的教育と実務教育との架橋という観点は、本法科大学院では特に重視されており、具体的には、2 L に「対話型演習法曹倫理」、「対話型演習刑事手続実務」、3 L に「対話型演習民事裁判実務」（平成 22 年度より 2 L 配当に変更）、「実務刑事法総合」がそれぞれ置かれている。これに加えて、3 L 配当の「対話型演習総合法律」では、社会において現実に生起する法律問題に理論的かつ実践的に取り組む能力を涵養するため、実務家教員 2 名と研究者教員 1 名以上（研究者教員はテーマ毎に異なる）が、共同授業の形式で授業を行っている。

### (c) 授業の内容

(i) 本法科大学院は、法律基本科目として、下の表の通り 28 科目を開設している。

■別表 法律基本科目

(下線を引いた科目は必修科目。科目名の後の丸数字は単位数を示している。以下、同じ。)

(平成 21 年度)

	1 L配当科目	2 L配当科目	2 Lまたは3 L 配当科目	3 L配当科目
憲法分野科目 (3 科目)	<u>憲法基礎④</u>	<u>対話型演習憲法訴訟 I ②</u>		<u>対話型演習憲法訴訟 II ②</u>
行政法分野科目 (3 科目)	<u>行政法基礎②</u>	<u>対話型演習行政法 I ②</u> <u>対話型演習行政法 II ②</u>		
民法分野科目 (7 科目)	<u>民法基礎 I ④</u> <u>民法基礎 II ④</u> <u>民法基礎 III ④</u>	<u>対話型演習契約法 I・不法行為法②</u> <u>対話型演習契約法 II ②</u>	<u>対話型演習家族法②</u>	<u>対話型演習物権・責任財産法②</u>
商法分野科目 (4 科目)	<u>会社法④</u>	<u>対話型演習商法 I ②</u> <u>対話型演習商法 II ②</u>		<u>商取引法②</u>
民事訴訟法分野 科目 (3 科目)	<u>民事訴訟法④</u>	<u>応用民事訴訟法②</u>		<u>対話型演習民事訴訟法②</u>
刑法分野科目 (3 科目)	<u>刑事実体法④</u>	<u>応用刑事実体法②</u>		<u>対話型演習刑事実体法②</u>
刑事訴訟法分野 科目 (3 科目)	<u>刑事手続法④</u>	<u>応用刑事手続法②</u>		<u>対話型演習刑事手続法②</u>
領域を横断する 科目	裁判・行政の 基本構造②			<u>対話型演習民事法総合②</u>

上記の法律基本科目のうち、「対話型演習民事法総合」は、領域横断科目として、実際の裁判例を素材とするモデルケース等を用いて、民法・商法・民事手続法という民事法の複数領域にまたがる問題に対する法的な問題の発見・ルールの適用・ルール相互間の関係の理解を深めることを目的とする。また、「裁判・行政の基本構造」は、民事手続・刑事手続・行政活動の概要、また、法の実現に関する諸手続と憲法との全体的な関係を俯瞰することを目的とする。

1 L配当の法律基本科目は、法学未修者を対象に、基本的な法領域に関する基礎的知識と法的思考力を身につけさせることを目的とする授業であり、各授業は、担当教員による解説と学生との間に交される質疑応答のバランスに配慮した双方向型で行われる。多くの科目で期末試験（筆記試験）のほかに小テストやレポートが成績評価の方法として採用されている。

2 L配当の法律基本科目は、主に対話型演習の形式によって行われる。対話型演習では、職業法曹となるために十分な法的知識とその運用能力を身につけるため、実際に存在する複数の争点にまたがる問題や判例の理解の仕方が錯綜している問題を題材にして、学生の十分な予習を前提に、担当教員と学生、または学生間の質疑応答・議論を中心とした授業が展開されている。これらの法律基本科目に対話型「演習」という名称を付されている理由は、このように学生の十分な予習を前提とした対話型形式での授業方法がとられる趣旨を明示する点にあり、従来の学部演習のように、一定の担当者が準備した内容を報告し、質疑応答を行うという方式とは全く異なるものである。2 L以降の法律基本科目についても、授業成果の定着を図るために、期末試験（筆記試験）のほかに小テストやレポートを利用した成績評価がなされている。

(ii) 本法科大学院は、実務基礎科目として、下の表の通り 14 科目を開設している。

■別表 実務基礎科目

(平成21年度)

2 L 配当科目	3 L 配当科目	R & Wゼミ科目 (3 L配当科目)
対話型演習法曹倫理②	対話型演習民事裁判実務②	R & Wゼミ 民事裁判実務②
対話型演習刑事手続実務②	対話型演習総合法律②	R & Wゼミ 刑事実務②
法律文書作成演習②	公法系訴訟実務基礎②	R & Wゼミ 企業法務②
エクスターンシップ②	実務刑事法総合②	R & Wゼミ 弁護士実務②
	刑事裁判実務②	R & Wゼミ 医事法②

実務基礎科目のうち、対話型演習科目である「法曹倫理」では弁護士倫理を中心とした法曹倫理について、「民事裁判実務」では民事裁判における要件事実と事実認定について、「刑事手続実務」では刑事裁判における事実の評価・証拠収集手続・証拠能力について、実務家教員による双方向・多方向的な授業がなされている。

3 L配当のR & Wゼミでは、1 クラス 15 名を上限とし、法律的リサーチの能力と文書作成能力を養うことが目的とされている。実務基礎科目として開講されるR & Wゼミでは、法律基本科目で得た法的知識・思考力・表現力と「対話型演習法曹倫理」、「対話型演習民事裁判実務」、「対話型演習刑事手続実務」で得た実務的な能力を前提に、実際に存在する事案をベースにした具体的な問題を扱う。

「エクスターンシップ」は、弁護士事務所での研修を通じ職業法曹の活動の実態に触れさせることを目的とする授業科目であり、2 Lの 8 月末頃から 9 月中の連続した 2 週間にわたって実施する（平成 22 年度より 2 Lの 2 月末頃から 3 月中の連続した 2 週間に実施することに変更された）。エクスターンシップに参加する学生は、守秘義務等の確認を含めた準備作業等のために、弁護士事務所への訪問の前後に行われる説明会や検討会に出席することが求められる。成績評価は、実際に弁護士事務所で作成した法律文書を中心に行い、担当弁護士のコメント等を加味して行う。

(iii) 本法科大学院は、基礎法学・隣接科目として、法と法学に関する基底的な知識と視角や、日本法の客観的理解や国際化する法問題を扱う法曹となるために有益な視点を提供することを内容とする科目を開設している。以下の 8 科目がこれに該当する。R & Wゼミは、3 年次に開講され、先端的な科目について専門的に学び、かつ、法律的リサーチ能力と文書作成能力を養うことが目的とされている。

■別表 基礎法学・隣接科目

(平成21年度)

2 L または 3 L 配当科目	3 L 配当科目	R & Wゼミ科目 (3 L配当科目)
現代司法論②		R & Wゼミ 法社会学②
法文化②、法思想②		R & Wゼミ 法文化②
アジア法④	アメリカ法④、ヨーロッパ法④	

(iv) 本法科大学院は、展開・先端科目として、法律基本科目の理解を前提として応用的・発展的な分野に関する知識と法的能力を身につけるための科目と、主としてビジネス・ローなどの法領域に関わる科目を開設している。以下の 36 科目が、展開・先端科目に該当する。

■別表 展開・先端科目

(平成21年度)

2 L または 3 L 配当科目	3 L 配当科目	R & Wゼミ科目 (3 L配当科目)
倒産法④、民事執行・保全法② 経済刑法②	比較憲法② 刑事学②	R & Wゼミ 倒産法②

国際法④、国際人権法②		R & Wゼミ国際関係法（公法系）②
著作権法④、特許法④	金融商品取引法②	R & Wゼミ知的財産法②
租税法 I ②	応用知的財産法④	R & Wゼミ租税法②
労働法 I ②、労働法 II ④	租税法 II ④	R & Wゼミ労働法②
社会保障法②		
経済法 I ④、経済法 II ②		R & Wゼミ経済法②
国際経済法 I ②	国際経済法 II ④	R & Wゼミ国際経済法②
国際私法・国際民事訴訟法④		R & Wゼミ国際関係法（私法系）I ②
国際取引法④		R & Wゼミ国際関係法（私法系）II ②
ADR 論②		
消費者法②		
環境法 I ②、環境法 II ②		R & Wゼミ環境法②

#### (d) 教員

本法科大学院にはその規模に照らして、教育上必要な教員が配置されている。

■別表 法科大学院担当教員数

(平成21年4月)

	教授	准教授
実務法律専攻のみの専任教員	17	5
実務法律専攻の専任教員であり、他の専攻の専任教員	6	0
実務家・専任教員	2	0
実務家・みなし専任教員 (法曹実務教授および法曹実務准教授)	3	0
専任教員合計	33 (教授 28、准教授 5)	
理論法学専攻の専任教員であり、法科大学院の兼任教員	15	2
非常勤の兼任教員	14 (非常勤講師)	
教員合計	64	

専任教員および兼任教員については、その活動成果を、法学研究科の「ファカルティ・レポート」において継続的に公表し、各教員の研究活動、教育活動、およびその他の学外活動等の各項目にわけて、法科大学院において法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料を整理・公表している。

#### (e) 単位の実質化（キャップ制）

本法科大学院では、双方向ないし多方向的な討論を中心とする対話型の授業を効果的に推進するために学生の事前準備を要求し、さらに、確実な復習のための学習時間を確保させるため、履修科目登録に、下の表の通り、単位数の上限を設定している（法学研究科規則16条・19条）。3 Lの履修科目登録の上限単位数が、1 Lと2 Lのそれより多いのは、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮したものである。

■別表 履修科目に関する上限

	1 L	2 L	3 L
履修科目登録の上限	36 単位	36 単位	44 単位

### (f) 双方向型・少人数授業

(i) 本法科大学院では、法曹として必要な基礎知識を土台に、事例を分析し、問題点を発見・整理しながら筋道を立てて考える思考力、自分の考えを相手にわかりやすく伝える表現力、どのような問われ方をしても法的知識や技能を使いこなせる力、すなわち法的リテラシーを養成することを教育目標としている。

このような能力を養うためには、教員が質問して学生に解答を求めたり、または学生同士が質疑応答や討論を行ったりする、双方向的・多方向的な授業手法を幅広く採用する必要がある。

「対話型演習」という名称の付された科目は、このような方法を最も徹底して実践している科目であるが、それ以外のすべての科目においても、程度の差はあれ、対話による知識の定着・応用能力の育成を常に重視して授業を行っている。このような双方向的・多方向的授業を実践するために、本法科大学院の授業クラスは、すべて学生数を適切な規模に維持するよう配慮している。

1Lは、1学年の在籍者数が30人程度であるため、すべての授業科目は1クラス編成で行われている。2Lと3Lは、1学年の在籍者数が100人程度であり（平成21年度まで）、必修科目については各学年について2つのクラスに分けて授業が行われている。

必修科目はもとより選択科目においても、原則として1クラス50名以下の少人数教育が行われている。特に、ビジネス・ローをはじめとする先端的な法律分野については、1クラス15名を上限とした「R&Wゼミ」を行い、法律的なりサーチ能力や、文書や口頭で表現する能力を養成している。

(ii) 本法科大学院では、授業科目の性質と学生の到達度の段階に応じた授業方法をとっている。例えば、法律基本科目の体系的・基礎的理解を目的とする1Lの授業科目では、予習課題の点検、その日の学習ポイントのレクチャー、質疑応答、判例や比較的簡単な事例問題についての双方向的・多方向的な検討を通じ、専門的な法的知識の定着と法的思考能力の養成が図られる。2L以上の科目は、法的基礎学力を有する学生を対象に、あらかじめ指定された判例や事例問題を題材に、双方向的ないし多方向的な討論を行うことにより、具体的な事実から問題点を抽出させる能力を涵養し、判例や学説の意義や射程について様々な角度から分析を加えることにより批判的かつ創造的な法的思考能力を養い、妥当な結論を導く問題解決能力を高めると共に、分かりやすく説得的な表現能力を強化することを目指している。また、実務基礎科目では、現実に生起している具体的な事例を素材に、徹底した双方向的・多方向的な討論を行うことにより、法的紛争を解決するために必要とされる事実分析力や実務的な判断能力を養い、既に学生が修得している知識・理解をより実践的なものにするよう努めている。そのために、一部の科目では必要に応じ、法的文書を作成させた上で、丁寧な添削指導が行われている。

### (g) シラバス

1年間の授業の計画、各科目における授業の内容および方法、成績評価の基準と方法について、「講義要綱」に記載され、学生に配布されるとともに、法学研究科ウェブサイト(\*)にも掲載され、あらかじめ学生に対する周知徹底が図られている。また、多くの科目において、「講義要綱」とは別に「詳細シラバス」が作成され、学生の予習・復習のポイントを詳細に示している。

\* <http://www.law.kobe-u.ac.jp/students.html>

### (h) 成績評価と単位の修得

#### (i) 成績評価の方法

職業法曹を養成するプロセスとしての法科大学院においては、学生の達成度を示すための公正で厳格な成績評価が特に必要とされている。

成績評価は、双方向性・多方向性を重視する法科大学院の授業科目においては、期末試験や中間試験、随時の小テストのほか、授業への積極的な参加や学期中のレポート等も成績評価に加味することとし（成績評価基準に関する細則2条）、その方法や比重については開講前に学生に対して公表をしている。

もっとも、成績評価に際しては、期末試験を実施することを原則としており、例外的な場合を除いて、レポート等のみで成績評価は行わないこととしている。各授業科目において、期末

試験の成績評価全体に占める割合は概ね 50~80%の間である。期末試験の採点は、評価の厳格性を確保するため、学生名等が見えない形に閉じた状態で行うこととされている。

#### (ii) 成績評価の基準

各授業科目的成績評価は、原則として下の表の通り 7 段階評価を行う。「可」以上が合格であり、「不可」は不合格である（法学研究科規則 21 条 2 項）。「対話型演習法曹倫理」と「エクスター・シップ」については科目の特殊性から合と否の 2 段階評価を行っている（成績評価に関する細則 2 条）。

成績評価の対象者（履修登録者）が 21 名以上いる場合の成績評価について、秀、優および良上の評価をする学生数を、下の表の通り制限している（成績評価基準に関する細則 4 条）。

これらの成績評価基準は、「学生便覧」に掲載するほか、学生に配布される「学生の手引き」にも掲載し、さらには、毎年 4 月の授業開始の前週に行われるオリエンテーションにおいて、法科大学院の教務担当教員が行う教務事項の説明の中で言及し、学生に対する周知徹底を図っている。

なお、後述する進級制限（原級留置）との関係で、1 Lにおいては、下の表の通り 7 段階の成績評価に対応して、5~0 の G P（グレード・ポイント）が付与され、必修科目的単位あたりの平均値（G P A）が進級の基準とされている。

■別表 成績評価のあり方

成績評価	成績評価の基準	成績評価の割合	G P
秀	90 点以上	秀の評価をする学生数は、履修登録者の 5%以内	5
優	80 点以上 90 点未満	秀および優の評価をする学生数は、履修登録者の 25%以内	4.5
良上	75 点以上 80 点未満	秀、優および良上の評価をする学生数は、履修登録者の 40%以内	4
良	70 点以上 75 点未満		3
可上	65 点以上 70 点未満		2
可	60 点以上 65 点未満		1
不可	0 点以上 60 点未満		0

#### (iii) 採点基準の公表と答案講評会

期末試験が行われたすべての科目につき、学生に対して、ウェブサイト（＊）において、採点基準が示されている。ここでは、詳細な採点基準や試験の講評、学生への注意事項などが記され、学生にとって、返却された答案と照らし合わせることにより、効率的な復習が可能となっている。＊：<http://www.law.kobe-u.ac.jp/students.html>（学内アクセスのみ可）

また、多くの授業担当者は、期末試験も授業の一環であるという観点から、学生へのフィードバックを行うため、「答案講評会」を実施している。この答案講評会は試験実施後または成績通知書交付後適当な時期に行うものとし、採点基準や解答のポイント、答案作成上の注意事項について 1 時間 30 分程度の説明と質疑応答を行い、学生の疑問に答えると共に、各自の弱点を克服し一層の学力向上が図れるよう配慮している。

#### (iv) 成績評価に対する不服申立制度

成績の評価に関し、不服がある場合の取扱いを、「成績評価不服申立に関する内規」に定め、「学生便覧」に掲載するとともに、「学生の手引き」においてこの制度の説明をすることで、学生に周知している。

成績評価に不服のある学生は、原則として、当該成績が通知された日から 2 週間以内に、文書で、採点基準に照らして、不服の理由を具体的に示した上で、その旨を教務係に申し出ることができる（成績評価不服申立に関する内規 3 条・4 条）。不服申立が行われた場合、当該授業担当教員は、速やかに当該学生と面談し、成績評価について説明しその内容を書面で専攻長に報告しなければならない（同 5 条）。

### ( i ) 進級の制限（原級留置措置）

本法科大学院では、1Lまたは2Lにおいて、修得単位数が少ないまたは成績が一定の基準に達しない場合には、進級を認めないこととし、当該学年に修得した単位を無効とする原級留置措置を採用している（法学研究科規則17条）。具体的には、1Lもしくは2Lにおいて、通年で24単位以上を修得できなかった場合、または、1Lにおいて、成績評価を受けた必修科目のGPAが1.50以下の場合に、原級留置の対象となる。この場合、進級は認められず、もう1年、当該学年の授業科目を履修することになる。ただし、成績が秀、優および良上であった授業科目の単位は、無効とされない。良好な成績結果を収めた授業科目について、さらに再履修をさせる必要性に乏しく、むしろそれ以外の科目に集中して再履修を行わせることがより効果的であること、成績良好者の再履修が他の履修者との関係でも好ましくない結果をもたらしうること等を考慮したものである。

平成20年度および21年度における1Lおよび2Lにおける原級留置者の数は、下記の表のとおりである。1Lにおける原級留置者数は在籍学生数のほぼ2割に達しており、それ以前の年度に比較しても多くなっている（平成18年度は5名、平成19年度は1名）。これは、平成20年度から、従来からの修得単位数による進級の制限に加えて、GPAによる進級の制限を導入したことによるものである。

なお、3Lは、原級留置制度の対象としていない。3L生が学年末において修了に必要な要件を満たすことができなかった場合には、当該学年で修得した単位を無効とはしないまま、3L生としてもう一年過ごし、必要な科目の履修を行うこととしている。

また、学生が、2回続けて同じ学年において原級留置になった場合には、「成業の見込みがない」ものとして、当該学年の終了時に除籍することとしている（法学研究科規則18条）。すなわち、1Lにおいて2回続けて原級留置となった場合、または2Lにおいて2回続けて原級留置となった場合である。1Lで原級留置となった次の年度に2Lに進級し、進級した年度において原級留置になつても、その時点では、「続けて」原級留置になつたものとしては扱わない。この場合においては、2Lで原級留置となつた次の年度に、再度原級留置の対象となつた場合に除籍されることになる。

以上のような規則の内容は、「学生便覧」に掲載された法学研究科規則によって確認できるほか、実際の運用の仕方を含め、より平易な表現で学生向けに周知徹底をはかるために、「学生の手引き」においても詳細な説明を行っている。それに加えて、新入生向けに開催されるガイダンスにおいて「学生の手引き」を配布し、教務担当教員が口頭で説明を行うことにより、注意を喚起することとしている。

■別表 原級留置対象者数

	平成20年度	平成21年度
1Lにおける原級留置対象者	6	6
うち、再度の原級留置対象者として 除籍された者	0	2
2Lにおける原級留置対象者	1	1
うち、再度の原級留置対象者として 除籍された者	0	0

### ( j ) 修了要件

法学研究科規則29条1項によると、法科大学院修了の要件は、「当該課程に3年以上在学し、……94単位以上を修得すること」である。法学既修者コースに入学した者については、標準修業年限3年に代えてこれを2年に短縮し、また修了要件単位数のうち30単位を修得したものとみなしている。

法学未修者コースに入学した者につき、他大学大学院の授業科目の履修について、「教授会が認めるときは、30単位を限度として第29条1項に規定する単位数に充当することができる」

(法学研究科規則 22 条 3 項)。また、専門職学位課程学生の入学前の既修得単位の認定に関して、教授会が認めるときは、上掲 22 条第 3 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を限度として、修了要件単位数に充当することができる（法学研究科規則 23 条 2 項）。

法学未修者コースと法学既修者コースの修了に必要な単位数は下の表の通りである。

■別表 修了に必要な単位数

	必修科目として 必要な単位数	選択必修科目として 必要な単位数	修了に必要な単位数
法学未修者	64 単位	26 単位	94 単位
法学既修者	30 単位	26 単位	64 単位

科目グループごとの必修科目と選択必修科目の単位数は、下の表の通りである。

■別表 必修科目と選択必修科目の単位数

	必修科目 (1 L)	必修科目 (2 L・3 L)	選択必修科目
法律基本科目	34 単位	22 単位	
うち、公法系科目	6 単位	6 単位	
うち、民事系科目	20 単位	12 単位	
うち、刑事系科目	8 単位	4 単位	
実務基礎科目		8 单位	
基礎法学・隣接科目			4 単位以上 (R & Wゼミを含む)
展開・先端科目			12 単位以上 (R & Wゼミを除く)
法学理論研究科目			必修科目を除き、 26 単位以上 (R & W ゼミを含む)。 R & Wゼミ科目を、 2 単位以上

これらの修了要件についても、「学生便覧」に掲載するほか、学生に配布される「学生の手引き」にも掲載し、さらには、毎年 4 月の授業開始の前週に行われるオリエンテーションにおいて、法科大学院の教務担当教員が行う教務事項の説明の中で言及して、学生に対する周知徹底を図っている。

### (3) 教育の成果

#### (a) 学生に対するアンケートの結果

各学期の授業期間の末尾に行われる授業アンケートにおいて、授業内容に対する総合的・全般的な質問として、「授業の内容は知的興味を引くものだった。」（「知的興味」）、「この授業を受講して、新しい知識や物事の見方が得られた。」（「知識見方」）、「この授業を受講することは、他の同級生や下級生にとっても有益である。」（「履修価値」）の各項目に対する考え方を質問している。

これらの各質問項目に対する回答（「とてもそう思う」(5 点)、「ややそう思う」(4 点)、「どちらともいえない」(3 点)、「あまりそう思わない」(2 点)、「全くそう思わない」(1 点)）の、授業ごと〔1 つの授業科目で複数のクラスが開講される場合は、クラスごとに 1 つの授業として扱う〕の平均値を集計し、各年度の全授業（回答数が少ない授業を除く）を通じた、最高値、最低値および平均値（授業ごとの平均値の合計を授業数で除して得られた値）は、下の表の通りである。これらの質問項目について全授業の平均値は 4.3 (平成 20 年度)、4.4 (平成 21 年度) を超えており、多くの授業において、多くの学生から、「知的興味を引く」「新しい知識や物事の見方が得られた」「履修価値が高い」との評価が得られているということができる。

アンケート結果は、一覧表（授業ごとに各質問項目の得点を一覧化した表）が専攻会議で配付されることを通じて、授業担当者を含む全教員が共有している。なお、教員がアンケート結

果を知るのは、翌学期の冒頭というタイミングであり、期末試験の採点等に影響することがないよう留意している。

■別表 授業アンケート結果

	平成 20 年度			平成 21 年度		
	最高値	最低値	平均値	最高値	最低値	平均値
知的興味	4.96	3.24	4.35	4.95	3.00	4.47
知識見方	4.96	3.33	4.39	4.95	3.79	4.54
履修価値	4.93	3.02	4.31	4.98	3.00	4.47

### ( b ) 新司法試験の結果

( i ) 平成 20 年および平成 21 年の新司法試験における、本法科大学院修了者の合格者数・合格率（受験者数に対する合格者数の割合）は、下の表の通りであり、合格者数・合格率ともに他の法科大学院に比して高い数字を残している。

■別表 新司法試験の結果

	平成 20 年	平成 21 年
受験者数	128	149
合格者数	70	73
合格率	54. 7%	49. 0%
全受験者の合格率	33. 0%	27. 6%

( ii ) 平成 17 年度からの各年度に本法科大学院を修了した者が、平成 21 年新司法試験までに、累積して何人合格しているのかのデータは、下の表の通りである。累積合格者数・合格率（受験者実数に対する累積合格者数の割合）とともに、他の法科大学院に比して高い数字を残し、特に平成 18 年度修了者については、全法科大学院の中で最も高い合格率を残している。

■別表 累積合格者数・合格率

(平成 21 年新司法試験まで)

	平成 17 年度 修了者	平成 18 年度 修了者	平成 19 年度 修了者	平成 20 年度 修了者
受験者実数	62	78	89	100
累積合格者数	50	63	61	55
資格喪失者	5	6	2	0
合格率	80. 6%	80. 8%	68. 5%	55. 0%
全受験者の 合格率	71. 3%	50. 4%	44. 0%	35. 0%

( iii ) 法科大学院の使命が、有能な法曹を送り出すものである以上、その成果の基礎的評価は、司法試験合格実績に反映されなければならないことを考えると、上記の相対的評価を見る限り、一定限度、所期の教育上の効果を達成し得たと評価できる。もっとも、修了者全員の合格を果たし得なかった点は真摯に反省し、今後一層の教育内容の検証と教員による研鑽が求められるところである。

### ( c ) 修了後の進路

本法科大学院修了者の司法修習終了後の進路について、判明している限りでは、下の表の通りである。

■別表 修了者の司法修習終了後の進路

(平成 22 年 4 月)

	平成 17 年度 修了者	平成 18 年度 修了者	平成 19 年度 修了者	平成 20 年度 修了者
判事補任官	5	2	2	—
検事任官	2	3	0	—
弁護士登録	43	52	41	—
司法修習中	0	2	15	55

**(4) 学生支援****(a) ガイダンスについて**

本法科大学院は、法科大学院生が適切な履修計画を立てることができ、かつどのように学習を組み立てていけばよいか、その仕組みを十分理解することができるよう、詳細な「学生の手引き」を作成して、入学時に「新入生オリエンテーション」を実施している。オリエンテーションは、法学未修者、法学既修者コース別に行われ、毎年ほぼ全学生が参加している。そこでは、「学生の手引き」以外にも、今後の履修・学習計画に必要な資料が配布され、それについても詳細な説明が加えられた。さらに、各学期の始まる前に「選択科目」の中に科目説明会を実施するものもあり、進級時における学生の履修判断に資するよう心がけている。

**(b) 学習相談体制について**

本法科大学院においては、一般的なオフィス・アワー制度を設けるとともに、オフィス・アワー以外の時間、またはオフィス・アワーを設定していない授業担当者等との面談を希望する場合には、電子メール等の通信手段を使って、面談予約を申し込み、研究室を訪問することができる。このことは「学生の手引き」に記載され、入学時ガイダンスで説明されている。また、オフィス・アワーの時間を一覧表にして学生に示している。

1 L 生に対する学習相談をさせるために、3 L の学生の中から毎年 2 名をティーチングアシスタント (TA) として採用している。TAによる相談については、新入生ガイダンスにおいても説明されている。

他方、2 L 生に対しては、学習がある程度進んだ状態にある学生の学習方法の相談や学習内容に対する質問に対しては教員が対応する必要があることから、TAの制度は導入していない。そのかわり、2 L 生および3 L 生に対しては、法科大学院修了者や新司法試験合格者による学習方法説明会を実施することとした。ここでは、修了者が学習方法について各自の経験を踏まえて説明し、質疑応答の後、個別的な学習相談に応じた。

**(c) 自主的学習環境の整備****(i) 自習室**

学生の自習室は、六甲台キャンパス内の独立の建物である法科大学院自習棟の中にある。この建物は、授業が行われる第2学舎およびアカデミア館ならびに社会科学系図書館に近接した位置にあり、図書館の有効な活用を可能にしつつ静穏な環境での自習を可能としている。自習室の広さは約 400 m<sup>2</sup>であり、ここに約 300 席が配され、学生一人当たり一席という学習に十分な席数と、広さが確保されている。加えて自習室は 24 時間利用可能であり、学生の自習に活用されている。

自習室には、各机に LAN コンセントが設けられているほか、無線 LAN も利用可能であり、これを経由してインターネットへの接続が可能であるだけではなく、学生に提供されている各種データベースを自習室から利用することが可能である。また同室には、学習に必要な図書を和洋書合わせて 3700 冊以上そろえている。

**(ii) 教室**

法科大学院の教育に利用されている教室すべてにマイクおよびスクリーンを整備しており、プロジェクタもほとんどの教室で利用可能である。パソコンを利用したプレゼンテーションやスライドを利用する教員に対しては、法科大学院が主として利用している教室のうち当該設備

を備えた教室が利用され、教育効果の向上に資するよう配慮されている。

また法科大学院の教育に主として利用されている教室のうち、演習室を除く各教室では、各座席に電源コンセントを設置しており、演習室を含む各教室においては、有線もしくは無線LANを経由して、インターネットへ接続することが可能である。

#### (iii) 図書

法科大学院学生の利用できる図書等の点数は極めて多い。社会科学系図書館には和漢書約60万冊、洋書約68万冊の計約128万冊の蔵書があり（『神戸大学概覧2010』21頁）、ガイドスにおいてその利用方法が説明されている。

法学研究科資料室は、主として法学関係の雑誌・紀要等を収集しており、約700種類の雑誌を継続的に受け入れている。また同資料室では、LEX/DB、TKCロー・ライブラリーなど、法学関係の17種類のデータベースが利用に供されている。

さらに、法科大学院自習室には、法科大学院学生の学習用に専用の図書が配架されており、蔵書は3700冊を越えている。

#### (iv) 図書館

社会科学系図書館には約400の閲覧席が設けられているほか、45台の利用者用パソコンを備え、情報の検索の利用などに供されている。また、同館には21の情報コンセントも備えられ、法科大学院学生が自分のパソコンを持ち込んで利用することも可能である。また法学研究科資料室においても、2台のパソコンが利用者用に提供され、情報の検索のほかデータベースの利用などに供されている。

### (d) 本学法学部・法科大学院出身者による学修支援

本学法学部・法科大学院出身者の組織する団体として、本学出身の法曹が組織する「凌霜法曹会」と本学法科大学院修了者が組織する「法科大学院同窓会」とがある。

本学法学部・法科大学院出身者による学修支援として、1L生を対象とする「法律文書作成指導」と、修了者である新司法試験受験生を対象とする教育指導（「サポートゼミ」）とが行われている。

### (e) 学生の生活相談・進路相談

#### (i) 生活相談

学生生活上の相談全般については、全学的な相談体制が整備されている。まず、学生センターに、「学生何でも相談」窓口が設けられ、連絡先が全学のウェブサイト（＊1）に明示されている。また、「救急処置と『からだの健康相談』」および「こころの健康相談」については、常時、保健管理センターにおいて受けつけられており、連絡先が全学のウェブサイト（＊1）に明示されている。

\* 1 : <http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/life/advice.htm>

なお、ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント）対策については、特に、法科大学院生も利用できる全学的な制度が用意されており、全学のウェブサイト（＊2）にて周知を図っている。このうち、セクシャル・ハラスメントについては、法学研究科にも相談窓口が設置されており、法科大学院生が利用できるようになっている。これらについては、「学生の手引き」においても明示されている。

\* 2 : <http://www.kobe-u.ac.jp/info/harassment/index.htm>

#### (ii) 進路相談

3年次学生を対象に、いわゆるキャリアパス教育を実施している。そこでは、本学出身の弁護士、本法科大学院実務家教員である検察官、裁判官の現職にある者がそれぞれ当該職務の見識や魅力、必要とされる資質等を説明した後、各志望職務に応じてグループワークが持たれ、活発な質疑応答がなされている。

さらに、検察官出身の実務家教員と現職の裁判官である実務家教員の協力を得て、1年に数回、検察庁の見学会、および、裁判傍聴の機会が設けられている。これらの見学会等では本法科大学院学生と現職の検事・判事との懇談会が実施されており、学生の進路選択に極めて有益な情報提供の場となっている。

これらの活動に加え、ソロ・プラクティクス実務教育プロジェクト（学内戦略的・独創的教育プロジェクト、研究代表者：齋藤彰教授）との連携の下で、平成21年4月3日に「若手弁護士による独立開業セミナー」を実施し、法科大学院生のキャリア形成を支援している。

このほか、就職支援活動のための、恒常的な枠組みの構築に向けた作業の一環として、例年5月から6月にかけての時期に、神戸法学会の支援の下、法科大学院同窓会と連携して、修了者、およびその他の有識者を講師に迎え、在学生、および司法試験の受験を終えた修了者を対象として、就職活動における留意事項や、法律家としての職業生活に関する情報提供会を開催している。また、すでに就業している修了者の中から、就職活動中の在学生、修了者から寄せられる、就職活動に関する相談に応じる者を募り、その連絡先のリスト（「就職相談者リスト」）を、大学院教務係を通じて、在学生および修了者に隨時配布している。

#### （f）障害者支援

身体に障害を有する学生の学習支援として、学生生活課に申請すればノートテーカーのサービスを受けることができる。サービスの提供は、本学学生によるアルバイトとしてなされる。これまでには、このような必要が生じていないが、必要が生じた場合には、それに対応する体制が整っている。

#### （g）学費と学生の経済支援

##### （i）学費とその免除

入学料と年間の授業料は下の表の通りであり、備考欄記載の通り免除されることがある。

■別表 入学料と授業料

（平成21年度）

	金額	備考
入学料	282,000円	経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合、その他、これに準ずる場合で本学が相当と認める事由があるときは、入学料の全額または半額が免除されることがある。
授業料（年間）	804,000円	学生が経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ学業成績が優秀であると認められる場合は、授業料の全額または半額が免除されることがある。

各年度各学期の授業料免除者数は、下の表の通りである。

■別表 各学期の授業料免除者数

	平成20年度 前期	平成20年度 後期	平成21年度 前期	平成21年度 後期
申請者数	40	42	38	39
全額免除者数	24	26	22	22
半額免除者数	5	7	6	7

##### （ii）奨学金

法科大学院生のための奨学制度としては、日本学生支援機構による奨学金の申込を大学を通じて行うことができるなどを、「学生の手引き」に記し、入学時ガイダンスで説明している。

奨学金の内容と各年度の受給者数は、下の表の通りである。

■別表 奨学金

	金額／月	利子の有無	平成20年度 受給者数	平成21年度 受給者数
日本学生支援機構 第一種奨学金	50,000円または 88,000円	なし	74	84
日本学生支援機構 第二種奨学金	50,000円～ 220,000円	あり	57	43

(iii) 六甲台後援会創立 50 周年社会科学特別奨励賞（凌霜賞）

社会科学系 5 部局（法学、経済学、経営学、国際協力研究科、経済経営研究所）の研究・教育活動を支援する財団法人神戸大学六甲台後援会が、平成 20 年、神戸大学の創立 50 周年を記念して創設した賞である。年度ごとに、2 Lにおいて最も優秀な成績を収めた者 1 名に、60 万円が授与されている。

**(5) 教育改善・教育手法の研究**

**(a) 学生の意見聴取およびフィードバック**

授業アンケートの定期的実施。少人数科目を除き、原則として全ての授業科目について、学期ごとに、受講者による授業アンケートを実施している（前掲【(3)(a)学生に対するアンケートの結果】参照）。学生に対する授業アンケートを実施することによって、授業へのフィードバックが実効的になされている。なお、本ファカルティ・レポートに、アンケートの結果に対する教員側の対応やコメントが掲載されている。

**(b) 相互授業参観の定期的実施**

教員による授業の相互参観を、毎学期、2 週間にわたり実施している。参観者は、「授業参観報告書」を実務法律専攻長宛てに提出するものとし、専攻長がその結果をとりまとめて運営委員会に報告し、具体的な教育方法改善策の検討に役立てている。

**(c) 教育改善に係る実施体制**

法科大学院運営委員会のなかに、教育改善ワーキンググループを設け、効率的に FD 関連の問題に対応することとしている。後掲【(d)(iii)教育改善・教員意見交換会】参照。

**(d) 教育手法の研究・開発**

**(i) 総合法律教育に関する手法と教材の開発**

平成 19 年度から文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」に採択された「総合法律教育に関する手法と教材の開発」において、複数の法領域にまたがる法律問題についての研究を進めた。研究の成果は、平成 21 年 3 月に開催された公開シンポジウム「法科大学院における総合法律教育の将来像」において報告され、多くの参加者による意見交換がなされた。また、平成 21 年 3 月に、大内伸哉編著『働く人をとりまく法律入門』（ミネルヴァ書房）を刊行した。

公開シンポジウム「法科大学院における総合法律教育の将来像」プログラム

(肩書きは開催時のもの)

日時：平成 21 年 3 月 5 日（木）14：00～18：00

場所：ホテルオークラ神戸

主催：神戸大学大学院法学研究科

～プログラム～

総合司会 興津 征雄（神戸大学法学研究科准教授）

◆第 1 部（14：00～16：00）

開会の挨拶 山本 弘（神戸大学大学院法学研究科長）

基調講演

「法科大学院教育に期待するもの」

大島 真一（大阪地方裁判所判事、前神戸大学法科大学院教授）

「法科大学院における実務教育と実務感覚」

藤井 伊久雄（弁護士、神戸大学法科大学院法曹実務教授、前日弁連副会長）

個別報告

「総合法律教育プログラムの概要」

窪田 充見（神戸大学法科大学院教授）

「実務家教員からみた総合法律教育」

山田 隆夫（弁護士、神戸大学法科大学院教授）

「研究者教員からみた総合法律教育」

大塚 裕史〔刑事法〕、中川 丈久〔公法〕、  
行澤 一人〔民事法〕、島並 良〔企業法〕（神戸大学法科大学院教授）

◆第2部（16：20～18：00）

個別報告「教材『働く人をとりまく法律』を編集して」

パネルディスカッション

潮見 佳男（京都大学法科大学院教授）

田中 和幸（株式会社神戸製鋼所法務部長）

大島 真一、山田 隆夫、中川 丈久、行澤 一人、窪田 充見〔司会〕

閉会の挨拶 赤坂 正浩（神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻長）

◆懇親会（18：00～20：00）

大内伸哉編著『働く人をとりまく法律入門』（ミネルヴァ書房、2009年）目次と執筆者

目次	執筆者
はしがき	
<u>第Ⅰ部 労働法</u>	
第1章 労働者を保護するための法的ルール—労働法（実体法）	大内 伸哉
第2章 雇用の場におけるトラブルを解決するための法的手続—労働法（手続法）	大内 伸哉
<u>第Ⅱ部 諸 法</u>	
第3章 働く人にとっての基本的人権—憲法	大内 伸哉
第4章 雇用（労働）契約は、どのような契約なのか—民法	櫻庭 涼子
第5章 会社の経営において、労働者の利益はどこまで守られるのか—会社法	加藤 貴仁
第6章 労働者のために、行政は何をしてくれるのか—行政法	興津 征雄
第7章 給料や退職金はどのように課税されるのか—租税法	佐藤 英明
第8章 労働者の生活保障のために、国はどこまでのことをしてくれるのか—社会保障法	関根 由紀
第9章 労働者の発明は、誰のものか。企業内の著作物の利用はどこまで許されるのか—知的財産法	島並 良
第10章 会社の倒産時に、従業員の給料債権は、どこまで保護されるのか—倒産法	青木 哲
第11章 国際的な労働紛争は、どの国の裁判所で、どの国の法律によって解決されるのか—国際私法・国際民事訴訟法	中野 俊一郎
第12章 労働をめぐる紛争は、どのように起きているのか—法社会学	高橋 裕

（ii）法科大学院コア・カリキュラムの調査研究

平成20年度から文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」に採択された「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究」において、京都大学および東京大学との協力関係の下に、法科大学院におけるコア・カリキュラム（共通到達目標）のあり方の調査研究を行った。

（iii）教育改善・教員意見交換会

平成20年7月には教育改善・教員意見交換会が開催され、泉水文雄教授から事前になされた学生へのアンケートの結果が報告され、それを踏まえて、①小テストの集中問題、②予習復習の負担の軽重をテーマに意見交換がなされた。この意見交換の成果として、予習復習に要する時間の目安について話し合われ、また、同年度後期から学期開始時に予め小テストスケジュールを集約調整することとなった。

平成21年7月には、①入試日程、②未修者1年次（1L）教育の充実問題をテーマに教育改善・教員意見交換会が開催された。①については角松生史、高橋裕両教授からの報告を、②については大塚裕史教授の報告をもとに、意見交換を行った。平成22年3月には、未修者（1L）教育改善意見交換会が開催された。そこでは、学生・修了者・教員アンケートの結果について、大塚、角松両教授から報告がなされ、それを踏まえ、1Lの授業担当経験のある教員、法科大学院運営委員会構成員中心に意見交換を行った。これらの研究会の成果はまた、日常的に全教員にフィードバックされるよう努めている。